

各論【地域編】

～ 目 次 ～

○ 各論【地域編】について	1
（参考）広域振興圏別統計データ	2
I 県央広域振興圏	3
1 圏域の目指す将来像	4
2 圏域の振興施策の基本方向	5
【重点施策】	
1 学術研究機能の集積を活かした新産業の創出と地場産業の振興	
① IT産業、ものづくり産業	6
② 地場産業	8
2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興	10
3 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興	
① 農業	12
② 林業	14
4 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備	16
5 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実	18
6 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備	20
7 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実	
① 健康づくり、地域医療	22
② 地域生活支援、少子化対策	24
8 環境への負荷の少ない循環型地域社会の創造	26
II 県南広域振興圏	28
1 圏域の目指す将来像	29
2 圏域の振興施策の基本方向	30
【重点施策】	
1 世界に通用するものづくり基盤の構築	31
2 観光産業の推進	33
3 食産業の振興	35
4 農業の持続的かつ健全な発展	37
5 持続可能な林業・林産業の推進	39
6 伝統的地場産業の振興	41
7 社会資本整備の推進	43
8 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり	45
9 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり	47
10 障害者の地域での自立及び就労支援	49
11 健康危機管理体制の構築	51
12 住民のくらしを守る防災対策の推進	53
13 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	55
14 暮らしの環境とまちづくりの推進	57

Ⅲ	沿岸広域振興圏	59
1	圏域の目指す将来像	60
2	圏域の振興施策の基本方向	61
	【重点施策】	
1	地域産業の基盤としての農林水産業の振興	
①	水産業	62
②	農業	64
③	林業	66
2	沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開	68
3	地域経済をリードするものづくり産業の集積	70
4	総合産業としての観光の展開	72
5	雇用環境の改善	74
6	産業を支える社会基盤の整備	76
7	地震津波等災害に強いまちづくりの推進	78
8	生活の利便向上につながる社会基盤の整備	80
9	良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現	82
10	安心して子育てができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現	84
11	安心で健やかな生活を維持向上させる地域医療及び健康づくりの展開	86
Ⅳ	県北広域振興圏	88
1	圏域の目指す将来像	89
2	圏域の振興施策の基本方向	90
	【重点施策】	
1	農林水産業の担い手育成と産地形成	
①	農業	91
②	林業	93
③	水産業	95
2	地域資源を生かした食産業の振興	97
3	体験型・交流型観光の展開	99
4	ものづくり産業等の集積	101
5	雇用環境の改善	103
6	産業を支える物流基盤の整備	105
7	地域における医療と健康づくり対策の推進	107
8	地域で支えあう福祉の推進	109
9	環境の保全	111
10	防災・危機管理対策の推進	113
11	定住環境の整備	115

各論【地域編】について

◆ 「地域編」の策定

4広域振興圏がそれぞれの自立性を高め、明確な顔を持った圏域として進化していくためには、各圏域が置かれている状況や持っている地域資源の特徴を十分認識したうえで、各圏域の持つ強みを伸ばし弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、4広域振興圏ごとに、地域との協働により取組むべき具体的な施策について取りまとめたものが、「新しい地域経営の計画」の地域編です。

本編は、今後進むべき方向性を展望しながら、地域の特色を生かした産業振興を中心とした具体的な取組み等を明らかにするため、以下のとおり策定しました。

1 構成

○ 圏域の目指す将来像

社会経済の動きや圏域の現状分析を踏まえ、今後進むべき方向性を見据えた圏域の目指す将来像を示しています。

○ 圏域の振興施策の基本方向

圏域の目指す将来像を実現するための振興方策の基本方向と、これを踏まえ特に重点的に取組むものとして設定した重点施策を示しています。

○ 圏域の重点施策項目

重点施策ごとに、目指す姿及びそれを実現するための取組みの内容や役割分担、具体的な推進方策等を示しています。

2 計画期間

圏域の目指す将来像は、今後進むべき方向性を示していますが、具体的な推進方策等は、平成19年度から22年度までの4年間に取組む内容等を掲げています。

3 地域との協働

本計画の遂行に当たっては、自立した広域振興圏の確立に向け、地域の方々やNPO、市町村、県が地域の課題を共有し、力を合わせて解決していくことが重要です。

このため、本計画の策定に当たっては、地域の方々とのワークショップやインタビューのほか、各振興局に設置されている地域計画推進懇談会や地域協働委員会、県北・沿岸圏域の各振興局に設置されている地域産業戦略会議における審議などの結果や市町村の意見なども踏まえ策定しました。

なお、今後の本計画の進行管理についても、上記懇談会等で行っていくこととします。

(参考) 広域振興圏別統計データ

区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	35	8	9	10	8
面積 (平方メートル) ※H18.10国土地理院	15,278.77 (100.0)	3,641.90 (23.8)	5,255.03 (34.4)	4,204.79 (27.5)	2,177.05 (14.3)
人口 (人) ※H18.10岩手県人口移動報告年報	1,374,699 (100.0)	487,801 (35.5)	525,962 (38.2)	230,844 (16.8)	130,092 (9.5)
65歳以上割合 (%) ※H18岩手県毎月人口推計	25.1	20.4	26.7	30.1	27.8
一人当たりの市町村民所得 (千円) ※H16年度市町村民所得推計	2,370 (100.0)	2,732 (115.3)	2,322 (98.0)	2,028 (85.6)	1,836 (77.5)
市町村内純生産 (億円) ※H16年度市町村民所得推計, 帰属利子含む	34,452 (100.0)	12,637 (36.7)	13,803 (40.0)	5,324 (15.5)	2,688 (7.8)
第一次産業	1,185 (100.0)	263 (22.2)	445 (37.5)	283 (23.9)	194 (16.4)
第二次産業	8,594 (100.0)	1,923 (22.4)	4,771 (55.5)	1,385 (16.1)	516 (6.0)
第三次産業	24,672 (100.0)	10,451 (42.4)	8,587 (34.8)	3,656 (14.8)	1,978 (8.0)
産業別就業者数 (人) ※H17国勢調査報告, 総数には分類不能な産業の値を含まず	686,094 (100.0)	243,514 (35.5)	272,476 (39.7)	106,542 (15.5)	63,562 (9.3)
第一次産業	94,437 (100.0)	22,488 (23.8)	44,290 (46.9)	14,370 (15.2)	13,289 (14.1)
第二次産業	178,042 (100.0)	43,363 (24.4)	85,039 (47.8)	31,061 (17.4)	18,579 (10.4)
第三次産業	413,615 (100.0)	177,663 (42.9)	143,147 (34.6)	61,111 (14.8)	31,694 (7.7)
農業産出額 (億円) ※H17農業産出額	2,541 (100.0)	743 (29.3)	1,053 (41.4)	161 (6.3)	584 (23.0)
海面漁業漁獲金額 (億円) ※2003年 (第11次) 漁業センサス	417 (100.0)	- (-)	- (-)	367 (88.0)	50 (12.0)
製造品出荷額 (億円) ※H17工業統計調査報告書	23,770 (100.0)	4,474 (18.8)	15,356 (64.6)	3,106 (13.1)	834 (3.5)
観光客入込数 (千人回) ※H18岩手県観光統計	37,960 (100.0)	12,756 (33.6)	14,482 (38.2)	7,230 (19.0)	3,492 (9.2)
県内客	21,859 (100.0)	7,665 (35.1)	7,844 (35.9)	4,351 (19.9)	1,999 (9.1)
県外客	16,101 (100.0)	5,091 (31.6)	6,638 (41.2)	2,879 (17.9)	1,493 (9.3)

※ () は、構成比。

I 県央広域振興圏

1 圏域の目指す将来像

- 県央広域振興圏は、西端は奥羽山脈を境に秋田県と、北端は青森県と接しており、北東北三県のほぼ中央に位置しています。
圏域は、盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町の2市5町1村で構成され、人口は県全体の35.3%に当たる約49万人、面積は県全体の23.8%を占めています。
- 平成20年4月に中核市に移行する県都盛岡市を中心に主要な官公庁や金融機関等の民間事業所とともに、高度医療施設、教養文化施設などの高次の都市機能が集積しています。
また、大学、試験研究機関などの学術研究機能が集積しており、本県の政治・経済、医療、教育・文化などの面で中心的な役割を果たしています。
- 岩手山、八幡平・安比高原、平庭高原や北上川などの優れた自然景観、豊富な温泉資源、歴史と伝統ある街並み景観を活かした観光や、全国的なブランドを確立している農業など、地域の特色を活かした産業が展開しています。
- 盛岡駅西口開発、盛岡南新都市開発等による新たな都市軸の形成や大学を中心とする新しいまちづくりなどにより、北東北の拠点圏域にふさわしい「職・住・遊・学」近接の魅力ある都市圏の形成が期待されています。
- 当圏域は、県内はもとより北東北三県における広域観光や産業・経済活動の拠点としての役割を担っており、今後、圏域が果たすべき「人、もの、情報」の交流拠点としての役割は、益々高まっていくものと期待されています。
- このような地域の現状と課題、将来展望等を踏まえ、地域の方々やNPO、市町村、県が進むべき方向性を共有し、力を合わせて自立した広域振興圏の確立に取り組むため、県央広域振興圏の今後目指すべき将来像を次のとおり設定します。

都市と農山村が広域的に連携し合いながら

北東北の拠点としての機能を担う地域

2 圏域の振興施策の基本方向

県央広域振興圏の「目指すべき将来像」の実現を目指し、現状とのギャップ（課題）を解決するため、平成19年度から22年度までの4ヵ年において、次の2つの基本方向と8つの重点施策について、特に重点的に取り組んでいきます。

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

- 大学や試験研究機関など学術研究機能の集積を活かしたIT産業、ものづくり産業の創出や、農林産物などの地域資源を活かした地場産業の振興を図っていきます。
- 岩手山麓、八幡平・安比エリアにおける優れた自然、豊富な温泉資源を活かした滞在型観光や、地域ブランドの強化による市場競争力のある農林業の展開とともに、産業経済活動を支える社会資本の整備を図っていきます。

《重点施策》

- 1 学術研究機能の集積を活かした新産業の創出と地場産業の振興
 - ① IT産業、ものづくり産業
 - ② 地場産業
- 2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興
- 3 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興
 - ① 農業
 - ② 林業
- 4 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備

II 快適で安全・安心な地域社会の形成

- 県都盛岡市を中心に北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境や、住民の生命と財産を守る防災施設等の整備による、快適で安全な地域社会を形成していきます。
- 子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせる保健、医療、福祉の充実を図るとともに、岩手山、八幡平や北上川などの恵まれた自然と共生する、環境への負荷の少ない循環型地域社会を創造していきます。

《重点施策》

- 5 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実
- 6 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備
- 7 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実
 - ① 健康づくり、地域医療
 - ② 地域生活支援、少子化対策
- 8 環境への負荷の少ない循環型地域社会の創造

1-① 学術研究機能の集積を活かした新産業の創出と地場産業の振興

【IT産業、ものづくり産業】

1 目指す姿

組込みソフトウェア^{※1}などのIT関連産業や産学官連携によるものづくり産業の集積が進み、地域経済の活性化、雇用の創出が図られています。

指標	現状 (H16)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の製造品出荷額	1,321億円	1,453億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後の製造品出荷額の概ね2割増を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を1,453億円（約130億円増）とするもの。

現 状

〔現状〕

- 当圏域には、岩手大学、岩手県立大学などの高等教育機関や、岩手県工業技術センターなどの試験研究機関等が集積しており、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。
- 平成16年の事業所数、従業員数、製造品出荷額とも全県の20%弱を占め、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数及び製造品出荷額は下げ止まり傾向を示しています。
- ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス^{※2}等）の比率は、県平均を下回っており、ものづくり産業を牽引する核企業が少ない状況にあります。
- 圏域内の企業では、大学の研究シーズ^{※3}を活用した技術開発、新製品開発の取組みが行われており、また、産学官連携によるIT関連のベンチャー企業が生まれています。

〔課題〕

- 大学等の集積を活かしたIT関連産業の誘致、育成とともに、県南地域の自動車産業との連携によるものづくりの技術力（基盤技術）の向上を図っていく必要があります。
- 産業現場に即した最新の技術や情報化に対応した専門的知識、技術を有する人材を育成するとともに、新産業の創出に挑む意欲ある起業家を育成していく必要があります。
- 企業誘致を推進していくため、都市機能の集積を活かした企業誘致戦略、企業誘致の受け皿となる産業立地基盤を整備していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

高等教育機関の集積の強みを活かして優れた産業人材の育成を図りながら、IT産業、ものづくり産業の集積を推進します。

このため、組込み系ソフトウェア開発技術者やものづくり人材などの優れた産業人材を育成するとともに、産学官連携による新産業の創出を推進します。

また、盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく市町村や関係団体との連携による企業誘致を推進します。

主な取組み内容

- ① 産学官連携によるIT・ものづくり産業の振興
組込みソフトウェアなどのIT関連産業の育成・誘致と北上川流域ものづくりネットワークなどの産学官連携によるものづくり産業の創出を図ります。
- ② 都市機能、学術研究機能の集積を活かした企業誘致の推進
盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく市町村や関係団体との連携によるIT産業、コールセンターなどの情報関連産業や、ものづくり産業などの企業誘致を推進します。

- ③ 地域産業を支える担い手、起業家の育成
 組み系ソフトウェア開発技術者、ものづくり人材を育成するとともに、新産業の創出や新たな事業分野に挑戦する起業家を育成します。
- ④ 大学等と企業、市町村との産学官連携の促進
 企業における産学官連携の共同研究ニーズや、市町村等における地域課題解決のための大学等との連携ニーズを発掘し、大学等への橋渡しをします。

3 取組みにあたっての役割分担

IT産業やものづくり産業の集積を高めていくためには、企業の技術レベル向上のための人材育成や県内外の企業との販路開拓が重要です。

このため、県は、産業人材の育成支援や企業の販路開拓支援、大学等と企業、市町村との産学官連携の橋渡しに取り組みます。

市町村においては、産学官連携施設等の整備や県と連携した企業誘致活動に取り組むとともに、大学等においては、産業人材の育成、企業との共同研究に取り組みます。

県	市町村	大学等	企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・企業間取引支援 ・企業誘致活動、優遇措置 ・産業人材の育成支援 ・企業、市町村への産学官連携支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携施設、産業立地基盤等の整備 ・企業への産学官連携、創業支援 ・企業誘致活動、優遇措置 ・大学等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業人材の育成 ・企業との共同研究 ・市町村との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等との共同研究 ・新技術、製品開発 ・販路開拓

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 産学官連携によるIT・ものづくり産業の振興 目標 ・ソフトウェア開発業務取引成約件数 18年度：1件 ⇒ 22年度：18件	ソフトウェア開発業務の取引支援、事業展開			
	岩手県立大学周辺へのIT産業の集積			
	産学官連携施設等の整備		企業への産学官連携、創業支援	
② 都市機能、学術研究機能の集積を活かした企業誘致の推進 目標 ・誘致企業数 18年度：4社 ⇒ 22年度：16社	優遇措置を活用した企業誘致			
	既立地企業へのフォローアップ			
	産業立地基盤整備			
③ 地域産業を支える担い手・起業家の育成 目標 ・組み系ソフトウェア人材育成数 18年度：32人 ⇒ 22年度：150人 ・新規事業取組み件数 18年度：0件 ⇒ 22年度：7件	組み系ソフト関連カリキュラムの拡大・充実			
	ものづくり人材の育成			
	起業家の育成、事業展開			
④ 大学等と企業、市町村との産学官連携促進 目標 ・共同研究件数（大学と企業） 18年度：2件 ⇒ 22年度：6件	産学官共同連携研究ニーズの発掘、大学等への橋渡し			
	産学官連携による新技術・新製品の開発、事業展開			

※1 組み系ソフトウェア：携帯電話や家電製品などに内蔵されるマイクロコンピュータを制御するソフトウェアの総称

※2 デバイス：電子回路を構成する基本的な素子。コンピュータシステムの中で特定の機能を果たす装置

※3 シーズ：新技術や製品などを生み出す可能性を秘めた研究成果等で、応用研究、展開研究のもとになる研究

1-② 学術研究機能の集積を活かした新産業の創出と地場産業の振興

【地場産業】

1 目指す姿

国内外から支持される伝統的工芸品が創出されているとともに、農林産物などの地域資源を活かした特色ある食産業が展開されています。

指標	現状 (H16)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	1,143億円	1,250億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後の出荷額の概ね1割増を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を1,250億円（約100億円増）とするもの。

現状

【現状】

- 当圏域では、木工、染物及び南部鉄器等の分野を中心に伝統的な技術やデザインを活かした伝統工芸のブランド化や新商品開発の取組みが行われています。
- 本県を代表する地場産業である南部鉄器の国際的なブランド化を図るため、北欧の研究者との共同によるデザイン開発が行われています。
- 平成16年の製造品出荷額の業種別では、食料品及び飲料、飼料の製造品出荷額が圏域全体の製造品出荷額の60%弱を占めており、県平均を大きく上回っています。
- 農林産物を活用したワイン、焼酎などの特産品開発が行われており、産直施設の増加や飲食店の地産地消レストランとしての認定などにより、消費者と生産者の交流が活発になっています。

【課題】

- 伝統的地場産業である南部鉄器の国際ブランドの確立や地場産業間の業態を越えた取組みが求められています。
- 農林産物の高付加価値化を図るため、圏域内に数多く存在する食料品製造業と農林業などとの業態を越えた取組みが求められています。
- 圏域北部の八幡平市を中心にヤマブドウが生産されており、新たな商品開発、販路開拓が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

本県を代表する伝統的地場産業である南部鉄器の新たなデザイン開発による国際ブランド化や異業種連携による地場産業の振興に取り組めます。

食産業の振興に当たっては、従来にも増して、マーケットイン重視の取組みを強化していく必要があることから、各分野に精通した専門家や圏域内に立地する関連企業、大学、試験研究機関等による支援チームを構築し、地域資源を活用した食産業を育成・支援します。

主な取組み内容

① 地場産業の振興

- 伝統的地場産業である南部鉄器の新たなデザイン開発による国際ブランドを確立し、国内外での販路拡大を支援します。
- 木工、漆器や陶器などの異業種の地場産業による業態を越えたネットワークを構築し、新たな事業展開を支援します。

② 食産業の振興

- 産業創造アドバイザーとの連携による企業、市町村等における産業化シーズの発掘や試験研究機関等への橋渡しを行います。
- 市町村、関連企業、試験研究機関等による食産業支援チームを構築し、ヤマブドウの産業化やもち米利用など、地域の農林産物を活用した食産業の振興を図ります。
- ホテル、レストラン等への地元食材の供給体制を構築するとともに、地産地消を推進します。

3 取組みにあたっての役割分担

伝統的地場産業である南部鉄器の国際ブランド化を図っていくため、県は、試験研究機関等との連携を図りながら、企業、関係団体の取組みを支援します。

また、当圏域の特色ある農林産物を活かす食産業の振興に当たっては、県は、1次、2次、3次産業の緊密な連携をさらに推進する協働の取組みを強化するとともに、市町村においては、生産者（加工グループ）等の活動を支援します。

県	市町村	企業、関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業のデザイン開発支援 ・地場産業の販路開拓支援 ・食産業の産業化シーズの発掘、試験研究機関等への橋渡し ・食産業支援チーム構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者（加工グループ）等の活動支援 ・食材情報の蓄積、発信 ・食産業支援チームへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業のデザイン開発、販路開拓支援 ・県及び市町村との連携による食産業の振興

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 地場産業の振興</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部鉄器の新デザイン開発数 <p>18年度：11点 ⇒ 22年度：35点</p>	<p>南部鉄器販売戦略の策定 海外販路確立、国内展開</p> <p>異業種ネットワークの構築・事業展開</p>			
<p>② 食産業の振興</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材を活用した商品化数 <p>22年度：20点</p>	<p>産業化シーズの発掘、試験研究機関への橋渡し</p> <p>食産業支援チームの構築・事業展開</p>			

2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興

1 目指す姿

岩手山麓、八幡平・安比エリアにおける健康・癒し型滞在観光や、歴史・文化、都市の魅力を活かしたまちなか観光の展開により、海外からの観光客を含む多くの観光客が訪れています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
県外観光客数	5,091千人回	5,730千人回
うち県外宿泊者数	1,373千人回	1,545千人回

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後(H27)に1割増を目指しており、これまでの伸び率等も考慮し、22年度の目標値を県外観光客数は5,730千人回、うち県外宿泊者数は1,545千人回とするもの。

現 状

〔現状〕

- 当圏域への観光客入込み数は、平成8年をピークに減少傾向にあります。平成18年の観光客入込数は12,756千人回で、県全体の30%強を占めています。
- 観光客入込数の80%強は盛岡市、八幡平市及び雫石町に集中しており、宿泊者数は3市町で圏域全体(平成18年：2,039千人回)の90%強を占め、全県に占める割合も40%強となっています。
- 圏域内には全国でも有数のスキー場が数多くありますが、スキー客の入込み数は、ピーク時の平成4年の約300万人回から、平成18年には約100万人回へと落ち込んでいます。
- 東アジアを中心とする外国人観光客(平成18年：62,627人回)は、全県(平成18年：108,964人回)の半数以上を占め、ゴルフ場・スキー場を訪れる外国人観光客が増加しています。

〔課題〕

- 農林業との連携による新たな受入態勢の仕組みづくりなど、スキー客の落ち込みを補う春から秋にかけての観光客獲得に向けた取組みが求められています。
- 圏域内の各観光エリアと盛岡市をはじめとする賑わいのある商店街を有機的に結びつける、回遊性のある広域観光を展開していく必要があります。
- 世界文化遺産の登録を目指す中尊寺をはじめとする県内外の観光エリアとの連携など、広域観光のターミナル機能を発揮していく必要があります。
- 海外からの観光客など多様化するニーズに対応していくため、語学研修も含めた受入態勢の充実が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

岩手山麓、八幡平・安比エリアの優れた自然景観、温泉資源や、盛岡市をはじめとするまちなか観光資源を最大限に活かした、産業と地域のネットワーク化による滞在型観光を推進します。

また、多様化・高度化する観光ニーズに的確に対応するための観光人材の育成を図りながら、国際観光に対応した受入態勢の整備を進めます。

主な取組み内容

- ① 岩手山麓、八幡平・安比エリア健康・癒し型滞在観光の推進
岩手山麓、八幡平・安比エリアにおいて、大自然の魅力や豊富な温泉資源、さらに地元食材等を活用した健康、癒し型滞在観光を推進します。
- ② 歴史・文化、都市の魅力を活かしたまちなか観光の推進
歴史と伝統ある街並みを形成している盛岡市をはじめとする各市町村のまちなか観光資源を活用し、優れた自然景観などの観光資源と連携したまちなか観光を推進します。
- ③ 産業と地域のネットワーク化による広域観光の推進
 - 県央広域観光振興プラン(仮称)を策定し、圏域内の観光エリアを結ぶ広域観光を展開するとともに、世界文化遺産の登録を目指す平泉や北東北三県の主要な観光地との連携による広域観光(周遊)を推進します。

- 圏域北部では、八幡平・安比高原～新幹線いわて沼宮内駅～葛巻高原・平庭高原において、「エコパーク平庭高原（仮称）」を整備するとともに、園芸体験や酪農体験などのグリーン・ツーリズムと一体となった体験型観光を推進します。
- 圏域南部では、盛岡市内～志和三山周辺～紫波町赤沢において、盛岡市を中心とするまちなか観光と連携した体験型観光を推進します。

④ 国際観光に対応する受入態勢の整備

東アジアを中心とする海外からの観光客にも対応できる観光人材を育成するとともに、国際観光を視野に入れた観光情報発信体制の充実を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

観光産業は、交通、輸送、ホテル・旅館、飲食などの民間事業者はもとより、農林業など幅広い分野に関連する産業です。

県は、市町村と連携して、民間事業者をはじめ農林業と連携した地域の様々な力を結集していきます。

県	市町村	県民、民間事業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・広域観光、地域間連携支援 ・観光商品造成支援 ・観光人材の育成支援 ・体験観光拠点の整備 ・地域特産品の開発支援 ・観光宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある観光地づくり ・観光商品造成支援 ・観光人材の育成支援 ・歴史文化施設の整備 ・地域特産品等の開発支援 ・観光宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアへの参加 ・ホスピタリティの向上 ・観光商品造成 ・地域特産品等の開発 ・観光宣伝

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 岩手山麓、八幡平・安比エリア健康・癒し型滞在観光の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者数（八幡平市、雫石町） 18年：1,047千人回 ⇒22年：1,276千人回 	健康・癒し型観光の推進	八幡平・安比エリア	岩手山麓・鶯宿エリア	
<p>② 歴史・文化、都市の魅力を活かしたまちなか観光の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客入込数（盛岡市） 18年：4,510千人回 ⇒22年：4,882千人回 	街並みづくり、景観形成の推進	情報発信、旅行商品の開発		
<p>③ 産業と地域のネットワーク化による広域観光の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客入込数 18年：12,756千人回 ⇒22年：13,808千人回 ・グリーン・ツーリズム旅行者 18年：760千人 ⇒22年：1,000千人 	広域観光振興プラン策定	観光人材の育成、情報発信	プランに基づく広域観光の展開	体験型滞在観光の展開
<p>④ 国際観光を視野に入れた受入態勢の整備</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客数 18年度：63千人回 ⇒22年度：110千人回 	語学研修の実施（中国語、韓国語）	広報媒体の整備・運用（中国、韓国）		

3-① 地域ブランドの確立による競争力に優れた農林業の展開【農業】

1 目指す姿

多様な生産条件を活かした個性的な産地が各地域に形成され、地域ブランドとして高い評価を得るなど、市場競争力に優れた農業が展開されています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
農業産出額	743億円	756億円

【目標値の考え方】

単収向上などによる園芸の生産拡大と畜産の増頭により約10億円の増加を目指すもの。

現状

〔現状〕

- 水田地帯から畑作地帯までの多様な生産条件を活かし、米、園芸、畜産のバランスの取れた農業が展開されており、平成17年の農業産出額は74,420百万円で、県全体の約30%を占めています。
- 特に、ハウレンソウ、リンドウ、キャベツなどは、全国有数の産地を形成しているほか、酪農は県内の産地であり、また、水稲、リンゴなどの特別栽培農産物への取組みも拡大しています。
- 農家民宿、観光農園、農林業体験施設などグリーン・ツーリズム受入態勢の整備が進んでいます。また、県内最大の消費地としての特性を活かし、産直施設の増加や地産地消レストランの認定など、消費者と生産者の交流が活発になっています。
- 農業農村の持つ多面的機能や環境保全への関心が高まっています。

〔課題〕

- 農業従事者の減少、高齢化が進展しており、地域農業の担い手の育成確保が求められています。
- 平成19年度からの経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）への対応が急務となっています。
- 生産性の高い集落営農の確立など、農業生産構造の改革が求められています。
- 食の安全・安心などに対する消費者ニーズや多様な流通チャネル^{*1}に対応した農畜産物の生産・販売が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

意欲と能力のある担い手を中心とした農業生産構造への転換を進め、農業生産の効率化による農業所得の向上と地域特性を活かしたブランド産地の形成を推進します。

また、地域ぐるみでの農地・水等の保全活動や中山間地域における営農活動体制の整備を推進します。

主な取組み内容

- ① 地域特性を活かした多様な産地の形成
 - 効率的・安定的な個別経営体や組織経営体を育成し、これらが核となった集落営農体制の構築を推進します。
 - 特別栽培米や地域特性を活かした園芸・畜産の地域ブランドの確立を推進します。
 - 圏域北部では、夏期冷涼な気象条件や広大な農地を活かし、野菜や花きの高品質安定生産による全国に誇るブランド産地の形成を進めるとともに、大規模な畜産経営体の育成を図ります。
 - 圏域南部では、集落営農による水田農業の効率化を進めるとともに、土地生産性の高い園芸作物の生産拡大を図ります。
 - ほ場整備や老朽化水利施設の維持更新など、農業生産基盤の計画的な整備を推進します。
 - エコファーマー^{*2}の拡大、トレーサビリティ^{*3}の促進など、安全・安心な農畜産物の生産を進め、消費者に信頼されるブランド産地の形成を図ります。
 - リンドウの輸出や、加工・業務用野菜の契約出荷、観光施設への地場食材の供給など、多様な流通チャネルの開拓を支援します。

② 経営感覚に優れた農業経営体の育成

市町村や農業協同組合等の関係機関・団体と県機関とが一体となった総合的な支援体制により、経営改善計画の策定・実践や経理等の経営管理能力の向上などを支援します。

③ 農山村の活性化

- 農地・水・環境保全向上対策を活用した地域ぐるみでの農地・農業用水等の保全活動と地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を推進します。
- 中山間地域等直接支払制度を活用した中山間地域での営農活動体制の整備を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

地域特性を生かしたブランド産地の形成や、経営感覚に優れた農業経営体の育成のためには、関係機関・団体が一体となって地域ごとにきめ細かな支援が必要です。

このため、より生産者に近い市町村・農業協同組合等が中心となって、産地づくりや担い手育成に取り組み、県は、市町村や農業協同組合等の活動調整と生産基盤の整備を支援するとともに、関係機関・団体と協力しながら、意欲的な担い手に対する高度・専門的な技術支援を重点に取り組みます。

県	市町村	団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援体制の構築支援 ・経営・栽培技術の指導 ・生産基盤の整備 ・担い手の確保、育成支援 ・集落合意形成支援 ・地域水田農業推進協議会の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援体制の核として支援 ・担い手の確保、育成支援 ・産直等の条件整備 ・集落合意形成支援 ・地域水田農業推進協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援体制の核として支援 ・マーケティング情報の提供 ・集落合意形成支援 ・地域水田農業推進協議会の運営 ・農業理解の醸成(NPO等)

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 地域特性を活かした多様な産地の形成</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数 18年度：1,836人⇒22年度：2,080人 ・集落型農業経営体構成集落数 18年度：192 ⇒ 22年度：250 ・園芸販売額500万円以上経営体数 18年度：383戸 ⇒ 22年度：400戸 ・黒毛和種繁殖20頭以上経営体数 18年度：51戸 ⇒ 22年度：70戸 				
	<p>経営改善計画策定支援（認定農業者誘導対象農家への重点支援） →</p>			
	<p>集落営農体制の確立支援</p>		<p>法人化支援</p>	<p>経営力向上支援</p>
	<p>農業生産基盤の整備（ほ場整備事業等の計画的な実施） →</p>			
	<p>園芸、畜産の規模拡大支援（ハウス・収穫調整機、低コスト牛舎等の導入支援等）</p>			
<p>② 経営感覚に優れた農業経営体の育成</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画達成認定農業者数 18年度：610 ⇒ 22年度：1,380 				
	<p>経営改善計画の達成支援(栽培技術支援、経営管理能力向上支援) →</p>			
<p>③ 農山村の活性化</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域営農活動体制整備協定集落 18年度：106⇒22年度：160 	<p>活動組織設立支援</p>	<p>共同活動実践支援</p>	<p>営農活動実践支援</p>	
	<p>体制整備支援</p>	<p>営農活動実践支援</p>		

※1 流通チャネル：商品が生産者から消費者へと流通する経路

※2 エコファーマー：土づくり、減化学肥料、減化学農薬の3つの技術を一体的に取り組む農業者

※3 トレーサビリティ：生産、処理・加工、流通・販売等の段階で、食品の仕入れ先、販売先、生産・製造方法などの情報を追跡し、さかのぼることができること

3-② 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興【林業】

1 目指す姿

地域材による家づくりの普及やカラマツなどの地域ブランドが確立されるとともに、木質バイオマス^{*1}の利活用の促進など、林業の活性化が図られています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
林業産出額	36億円	43億円

【目標値の考え方】

集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給増等により7億円の増加を目指すもの。

現 状

- 当圏域の森林面積は273千haで圏域面積の約75%を占めており、うち民有林が162千ha（約59%）、国有林が111千ha（約41%）となっています。
- 昭和30年代からの旺盛な木材需要を背景に、当圏域においても積極的に拡大造林が行われてきた結果、現在では、民有林における人工林率は46%となっており、県平均を上回っています。
- 圏域内での木造住宅の着工数が県全体の40%を占めるなど、県内最大の木材消費地となっており、集成材やプレカット^{*2}など、木材の高次加工施設も多数立地しております。
- 燃料用チップ等の木質バイオマス燃料は、石油燃料の高騰等により相対的に価格差が小さくなりつつあります。

【課題】

- 素材生産者、製材所、工務店等の連携を強化し、地域材の安定供給や、県産材利用住宅に取り組む建築業界とネットワークを形成するなど、需要の拡大を図る必要があります。
- 水源のかん養や生活環境の保全など、森林の持つ多面的な機能の高度発揮や森林資源を充実させるため、適切な森林の整備・保全が求められています。
- 木質バイオマスエネルギー利用機器の導入の促進と燃料用チップや木質ペレット^{*3}の安定供給体制の確立が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

健全な森林の維持・保全と、地域材の利用拡大に向けて、地域牽引型経営体（森林組合等）の育成や木材流通体制の整備、更には、木材の新たな用途として期待される木質バイオマスの利用の促進などに取り組みます。

主な取組み内容

- ① 地域材の利用促進
流域森林・林業活性化センターを中心とした、素材の生産から加工、販売に至る一連の木材流通体制の構築等を推進します。
- ② 適切な森林整備と担い手の育成
 - 間伐の促進や松くい虫被害の防除など、適切な森林の整備や再造林を促進します。
 - 集約化による効率的な森林施業を進めるため、モデル団地の設定など地域牽引型経営体を中心とした担い手の育成を図ります。
- ③ 地域材のブランドの確立
地域材であるカラマツのブランドを確立するため、首都圏の住宅メーカーや一般市民へのPR活動を強力に推進します。
- ④ 木質バイオマスの利活用の促進
公共施設から一般住宅まで、木質バイオマス機器の導入を促進するとともに、素材生産事業者、木材加工事業者等と連携して、燃料用チップやペレットの低コスト安定供給体制の確立を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

地域材の利用促進や地域材ブランドを確立していくためには、林業経営規模が零細であることから、森林組合等が中心となった取組みが必要です。

市町村は、林業者のための支援体制の整備など地域における支援を行い、県においては、地域牽引型経営体の構築支援やカラマツブランドの確立支援を行います。

県	市町村	森林組合等
<ul style="list-style-type: none"> 地域材供給体制の構築 公共施設等への地域材の利用促進 適切な森林整備の推進 地域牽引型経営体の育成 松くい虫被害の監視、調査、防除支援 地域材ブランド確立支援 木質バイオマス利活用の普及啓発、利用促進支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域材供給体制構築、実行支援 公共施設等への地域材の利用促進 適切な森林整備の推進 地域牽引型経営体の育成 松くい虫被害の監視、調査、防除 地域材ブランド確立支援 木質バイオマス利活用の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 地域材供給体制の安定供給 地域材の供給 間伐等森林整備の実施 経営プランに基づく森林施業の実施 松くい虫防除事業の実施 新たな需要者の開拓 木質バイオマス燃料の安定供給

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 地域材の利用促進 目標 ・素材生産量 17年度：250千m ³ ⇒ 22年度：274千m ³	流域林業活性化センターによる地域材供給体制構築			
② 適切な森林整備と担い手の育成 目標 ・間伐面積 18年度：2,756ha ⇒ 22年度：2,980ha	間伐実施			
	松くい虫被害の北上防止対策の実施			
	地域牽引型経営体(森林組合等)の育成			
③ 地域材ブランドの確立 目標 ・地域材製品取扱量 18年度：1,920m ³ ⇒ 22年度：2,760m ³	首都圏の住宅メーカーや一般市民へのPR			
	カラマツ材の商標登録			
④ 木質バイオマスの利活用の促進 目標 ・木質バイオマス利用機器導入台数 ペレットストーブ 18年度：418台 ⇒ 22年度：680台 ボイラー 18年度：13台 ⇒ 22年度：20台	チップ生産者との協議による安定供給体制整備			
	公共施設・民間施設等への木質バイオマス利用機器の導入			

- ※1 バイオマス：動植物から生まれた再生可能な有機資源で石油や石炭などの化石資源を除いたもの
- ※2 プレカット：建築用の構造材を現場で使用しやすいサイズや形にあらかじめ工場加工すること
- ※3 木質ペレット：製材の木くず、流木などを粉にし、粒状にした成形燃料のこと

4 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備

1 目指す姿

圏域内外との広域交通ネットワークの充実が図られ、産業経済活動の活性化や地域間交流が促進されています。

現状

〔現状〕

- 平成17年度のJR東日本盛岡駅の乗車人員は1日平均17,903人、東北縦貫自動車道盛岡・盛岡南IC乗降自動車台数は7,678千台となっており、北東北の広域交流の拠点となっています。
- 東北縦貫自動車道、一般国道4号、46号、106号、281号、282号、455号や主要地方道、一般県道、農林道等が一体となって圏域内の道路網を形成しています。
- 平成18年11月には盛岡駅西口と盛岡南新都市地域を結ぶ「杜の大橋」が開通したほか、国道455号早坂道路、北山バイパスや、国道282号西根バイパスなどの広域幹線道路の整備が進められています。

〔課題〕

- 高次の都市機能を圏域全体に波及させ、物流や地域間交流を支える広域幹線道路を整備していく必要があります。
- 岩手山周辺の広域観光や、農業生産の振興、森林整備支える農道・林道を整備していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

産業経済活動を支える物流ネットワークを構築、緊急輸送道路を確保するとともに、国道4号等の整備など、圏域内外との交流を促進する広域交通ネットワークの整備を促進します。
また、岩手山周辺の観光振興や農林業の振興を支える農道・林道の整備を推進します。

主な取組み内容

① 産業経済活動を支える広域交通ネットワークの形成

産業経済活動を支える物流ネットワークの構築、緊急輸送道路を確保するとともに、国道4号等の整備など、圏域内外との交流を促進する広域交通ネットワークの整備を促進します。

- ・ 国道4号 渋民バイパス（国）
- ・ 国道46号 盛岡西バイパス（国）
- ・ 国道106号 築川道路、都南川目道路（国）
- ・ 国道282号 八幡平市西根バイパス、滝沢村一本木バイパス
- ・ 国道455号 盛岡市早坂道路、北山バイパス
- ・ 県道盛岡和賀線羽場工区

② 農林業を支える農道・林道の整備

農業生産の振興や農業経営の合理化を図るための農道整備や、効果的な森林整備や森林管理を促進する林道整備を推進します。

- ・ 農道 盛岡西部地区、八幡平市赤坂田地区
- ・ 林道 盛岡市細越線、八幡平市欠の山線、雫石町志戸前川線、葛巻町畑福線、鈴峠1号線

③ 岩手山周辺地域の振興を支援する道づくり

岩手山周辺地域における健康・癒し型の滞在観光による交流人口の増大を図るための交流回廊の形成や特色ある農林業の振興を支援する道づくりを推進します。

- ・ 2級市道岩手山1号線

3 取組みにあたっての役割分担

県は、県管理の国道、主要地方道、一般県道などの広域幹線道路や農道・林道を整備するとともに、国道4号等の整備を促進します。

市町村においては、地域の道路網と広域幹線道路に接続するアクセス道路を整備します。

県	市町村	国
<ul style="list-style-type: none"> ・国道（県管理）、県道の整備 ・農道の整備 ・林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農道・林道の管理 ・市町村道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道4号等の整備

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 産業経済活動交流を支える広域交通ネットワークの形成 ※指標等検討中	国道の整備			→
	県道の整備			→
② 農林業の振興を支援する農道、林道の整備 ※指標等検討中	農道の整備			→
	林道の整備			→
③ 岩手山周辺地域の振興を支援する道づくり ※指標等検討中	市道の整備			→

5 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実

1 目指す姿

北東北の拠点都市にふさわしい高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン※1、景観に配慮したまちづくりと污水处理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境が形成されています。

現状

〔現状〕

- 東北新幹線の開通を契機として、盛岡市の都心部では、相次いでホテルが建設されるとともに、ここ10年間で50棟を超すマンションが建設されたほか、国道4号及び46号沿線などの郊外への大型店舗の出店など、当圏域の都市環境、商業環境は大きく変貌しています。
- 県都盛岡市を中心に全県ニーズに応える都市機能が集積していますが、盛岡南新都市開発（平成18年度区画整理面積：208.2ha）や「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」などの整備による盛岡駅西口開発の進展など、新たな都市機能の充実が図られています。
- 污水处理人口普及率は、盛岡市、滝沢村、矢巾町及び雫石町の4市町村の区域を対象とする北上川流域下水道事業、公共下水道及び農業集落排水事業などの整備により83.5%と県平均の67.3%を上回っています。

〔課題〕

- 北東北の拠点都市としての機能をさらに高めていくため、盛岡南新都市開発等の推進による業務施設、流通施設や情報関連産業の立地を促進していく必要があります。
- 県都盛岡市をはじめとする各市町村の中心市街地では、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したやさしいまちづくりが求められています。
- 歩行者を交通事故から守るための歩道整備、交差点改良などの交通安全施設の充実を図っていく必要があります。
- 都市化の進展や生活水準の向上とともに、北上水系の健全な水環境確保に対応するため、下水道をはじめとする污水处理施設の整備を推進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

北東北の拠点都市にふさわしい高次の都市機能の充実や各市町村における中心市街地の活性化を支援するとともに、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくりを進めます。

また、「いわて污水处理ビジョン2004」に基づき、污水处理施設を計画的に整備するとともに、雪国の暮らしを支える道路機能の確保に努めます。

主な取組み内容

- ① 北東北の拠点都市にふさわしい都市機能の充実
 - 盛岡南新都市開発土地区画整理事業の促進による都市機能の集積や産業構造の高度化に対応した新たな都心地域を創出します。
 - 岩手県立大学周辺への情報関連産業の集積を促進します。
- ② 中心市街地の活性化

盛岡市における「中心市街地活性化基本計画」に基づく中心市街地の活性化をはじめ、各市町村の中心市街地の賑わい創出の取組みを支援します。
- ③ ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくり
 - 市街地における安心歩行空間の確保を図る電線共同溝等を整備します。
 - ユニバーサルデザイン、景観形成に取り組む市町村やNPO、地域コミュニティ等の活動を支援します。
- ④ 污水处理施設の計画的な整備

健全な水環境を確保するため、「いわて污水处理ビジョン 2004」に基づき公共下水道をはじめとする污水处理施設の計画的な整備を推進します。

- ⑤ 雪国の暮らしを支える道路機能の確保
- 歩行者や自転車利用者の安全を守る歩道整備による交通渋滞対策の充実を図ります。
 - 歩道消雪施設の整備による冬季の道路交通の安全確保を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

まちづくりは、住民参加のもとにそれぞれの市町村が中心となって取り組めますが、県は、広域交流ネットワークを整備するとともに、市町村が行う都市拠点の形成（土地区画整理事業、中心市街地活性化等）への支援を行うなど、県、市町村及び地域住民が相互に連携したまちづくりに取り組んでいきます。

県	市町村	県民、民間事業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等への支援 ・歩道整備、歩道消雪施設の設置 ・ユニバーサルデザイン・景観形成への支援 ・汚水処理施設整備支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等の実施 ・ユニバーサルデザイン、景観形成 ・汚水処理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの参加 ・ユニバーサルデザインの建築 ・景観に配慮した店舗等の建築

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 北東北の拠点都市にふさわしい都市機能の充実 ※指標等検討中	土地区画整理事業、都市機能の充実 →			
	岩手県立大学周辺へのIT産業の集積【再掲】 →			
② 中心市街地の活性化 目標 ・中心市街地活性化への取組み件数 18年度：3件 ⇒22年度：15件	盛岡市中心市街地活性化基本計画 中心市街地の賑わい創出の取組み →			
③ ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくり ※指標等検討中	電線共同溝、消雪工の整備 →			
	くらしのみちゾーン整備 →			
	ユニバーサルデザイン・景観形成 →			
④ 汚水処理施設の計画的な整備 目標 ・汚水処理人口（汚水処理人口普及率） 18年度：402,951人（83.5%） ⇒22年度：435,605人（89.0%）	汚水処理施設の整備 →			
⑤ 雪国の暮らしを支える道路機能の確保 ※指標等検討中	歩道整備、歩道消雪施設、堆雪帯設置 →			

※1 ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障害、能力の如何を問わずに利用することができること

6 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備

1 目指す姿

災害から住民の生命と財産を守るダム、河川、砂防・治山施設などの防災施設等の整備により、安全・安心な地域社会が形成されています。

現 状

〔現状〕

- 当圏域内の各市町村では、国、県等との連携により災害から地域住民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができるよう災害に強いまちづくりに取り組んでいます。
- 北上川水系の河川の改修のほか、築川流域の洪水調節や水道水の供給などの多目的ダムとしての築川ダムの建設や土砂災害対策としての砂防施設の整備が進められています。
- 森林の持つ防災機能をはじめとする公益的機能を発揮させるための治山事業（平成18年度山地災害危険地区等の整備着手率：35.1%）や、農地保全のための土地改良施設の整備が進められています。

〔課題〕

- 頻発する集中豪雨等から地域住民の生命と財産を守るための河川、防災ダムなどの防災施設の充実が求められています。
- 近年、集中豪雨等に伴う土石流などの自然災害が発生していることから、土砂災害警戒区域等を調査するとともに、砂防施設の整備促進が求められています。
- 地震災害から地域住民の生命と財産を守るための橋梁の震災対策や、建築物の安全・安心対策などのハード・ソフト対策が求められています。
- 災害から農村居住者の生命、財産を守るため、老朽化した土地改良施設の更新が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

災害を未然に防ぐ洪水土砂災害対策の充実や地震災害時に主要な道路を確保するための橋梁の補強など、地震に強い社会資本の整備を進めます。

また、農村居住者の生命と財産等を洪水、地震などの自然災害から守るため、老朽化した施設の整備、更新や適正な維持、保全管理の強化を図ります。

主な取組み内容

- ① 災害を未然に防ぐ洪水土砂災害対策の充実
 - 築川流域の洪水調節や水道水の供給など、多目的ダムとしての築川ダムを建設するとともに、関連取り付け道路の整備を推進します。
 - 河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止する河川の整備を推進します。
 - 土砂災害防止法に基づく基礎調査等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定、周知を図ります。
 - 復旧治山、予防治山事業や保安林整備事業などの保安林の適切な管理・保全による山地災害の未然防止を図ります。
 - 岩手山麓自衛隊演習地周辺の洪水被害防止のための排水路の整備を推進します。
- ② 地震に強い社会資本の整備
 - 地震災害時に主要な道路の機能を確保するため、橋梁の橋脚補強や落橋防止対策を推進します。
 - 地震被害を軽減し、県民の安心安全を確保するため、建築物、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を推進します。
 - 小学校のスクールゾーンや避難路沿いにおける地震時のブロック塀等の安全対策を講じます。

③ 農地と土地改良施設の保安全管理

農村居住者の生命と財産等を洪水、地震などの自然災害から守るため、老朽化した施設の整備、更新や適正な維持、保安全管理の強化を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

県は、広域防災体制の整備、豪雨、地震等の災害を未然に防ぐダム、河川、砂防・治山施設等を整備します。

また、市町村においては、国・県等との連携による防災体制等の整備に取り組むとともに、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化など、県、市町村、地域住民が一体となって、安全・安心な地域社会の形成に取り組めます。

県	市町村	県民、企業等
<ul style="list-style-type: none"> ダム、河川、砂防堰堤、治山事業、水利施設等の整備 主要道路の地震時の安全対策 市町村が行う耐震対策への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等との連携による防災体制等の育成強化 主要道路の地震時の安全対策 住民の耐震対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 防災意識の高揚 自主防災組織の整備 ボランティア活動等への参加 所有する建築物の耐震化の促進

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 災害を未然に防ぐ洪水土砂災害対策の充実 ※指標等検討中	築川ダムの建設 河川の整備 砂防堰堤等の整備 土砂災害警戒区域等の指定 治山事業の推進 障害防止対策事業の推進			
② 地震に強い社会資本の整備 ※指標等検討中	主要な道路の橋梁補強対策実施 岩手県耐震改修促進計画の推進			
③ 土地改良施設の保安全管理 ※指標等検討中	水利施設の更新・補修			

7-① 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実

【健康づくり、地域医療】

1 目指す姿

健康づくりの推進、地域医療の確保により、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせる地域社会が形成されています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
成人男性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	33.2%	31.3%
成人女性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	30.5%	27.5%

【目標値の考え方】

- ① 生活習慣病のハイリスク者の減少のため、成人男性の肥満者割合を31.3%まで減少させることを目指すもの。
- ② 生活習慣病のハイリスク者の減少のため、成人女性の肥満者割合を27.5%まで減少させることを目指すもの。

現 状

〔現状〕

- 「健康いわて21プラン圏域別計画」に基づき、ヘルスサポートネットワーク会議等を通じて、健康づくりが推進されています。
- 岩手医科大学附属病院や県立中央病院などの地域医療支援機能を有する病院を中心として、一般病院及び診療所の機能分担と医療供給体制が整備されています。
- 「小児救急入院受入病院当番制」を7病院体制でスタートするなど、先駆的な取組みを行うとともに、医療機関の「いわて医療情報ネットワーク」への参加により住民への医療情報を提供しています。

〔課題〕

- 少子高齢化、核家族化が進む中で、栄養の偏り、喫煙などの生活習慣に起因する疾病の増加しており、新たな生活習慣病対策や若年期からの肥満防止対策の充実が求められています。
- SARS^{*1}、鳥インフルエンザ、ノロウイルス^{*2}などの新興感染症等の健康危機管理に対して、迅速、的確に対応していく必要があります。
- 小児科や産婦人科等、特定診療科に従事する医師の確保難や小児救急入院受入病院の減少、地域内の医療資源偏在等の課題を抱えています。
- 「いわて医療情報ネットワーク」の圏域住民の利用拡大と医療機関の参加を促進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

生活習慣病対策の推進体制の構築による健康づくりや新たな感染症対策方針の策定等による集団感染対策の充実を図ります。

また、病院、診療所への計画的な立入検査による医療機関における安全管理体制の確保、「いわて医療情報ネットワーク」の利用拡大や小児救急医療体制の充実を図ります。

主な取組み内容

① 健康づくりの推進

- 生活習慣病対策の推進体制の充実による生活習慣病予防の徹底を通じた健康づくりを推進します。
- 新しい健診・保健指導プログラムの実施支援や研修会の開催など、若年期からの肥満防止対策の充実を図ります。
- 新たな感染症対策方針の策定等による鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、ノロウイルス等に対する集団感染対策の充実を図ります。

② 地域医療の確保

- 病院、診療所への計画的な立入検査や医療従事者の安全研修会の開催など、医療機関における安全管理体制の確保を図ります。
- 「いわて医療情報ネットワーク」の周知、利用拡大を図るとともに、医療機関ごとに診療情報等の保健医療サービスの県民への提供を行います。
- 小児科以外の医師との協力体制の構築による小児救急受入態勢の整備や小児救急に関する電話相談等の利用普及など、小児救急医療体制の充実を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

市町村は、住民の身近な保健サービスの提供を行い、医療機関は機能分担と連携による適切で質の高い医療サービスの提供に努めます。

県においては、市町村のサービス提供に対する広域的な調整を行うとともに、人材育成や技術的指導など市町村の取組みを支援します。

県	市町村	医療保険者等
<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画改定・推進、技術的助言、広域調整 ・新しい健診・保健指導プログラム実施支援、研修会開催等 ・健康危機管理対策の確立等 ・病院、診療所への立ち入り検査等施 ・医療情報ネットワークの設置運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり普及啓発 ・メタボリック症候群有病者への個別的支援 ・新型インフルエンザ対応等 ・小児救急医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導 ・メタボリック症候群有病者への個別的支援
医師会・医療機関	看護協会	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の確保等 ・小児救急医療の推進、電話相談 ・医療情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療の推進、電話相談 	

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 健康づくりの推進 ※指標等検討中</p>	<p>医療保険者への支援、地域・職域連携の推進</p> <p>健診・保健指導プログラム実施支援</p> <p>新型インフルエンザ・集団感染対策の実施</p>			
<p>② 地域医療の確保</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の数が医療法に定める標準に満たない病院数の半減 18年度：14箇所 ⇒22年度：7箇所 ・小児救急輪番制病院及び夜間急患診療所体制の維持 18年度：病院4箇所 診療所1箇所 ⇒22年度：病院4箇所 診療所1箇所 	<p>医療安全研修会の開催</p> <p>医療情報ネットワークの設置運営、医療相談対応</p> <p>小児救急医療体制の維持</p>			

※1 SARS：「Severe Acute Respiratory Syndrome」の略で、日本では「重症急性呼吸器症候群」という

※2 ノロウイルス（Norovirus）：非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種

7-② 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実

【地域生活支援、少子化対策】

1 目指す姿

高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる環境と、ゆとりある子育てができる地域社会が形成されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
合計特殊出生率	1.25	1.25
居宅介護サービス割合	48.5%	52.0%
施設から地域生活に移行する障害者数	39人	252人

【目標値の考え方】

- ① 本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、圏域として、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの（現状値H17年：岩手県環境保健研究センター）
- ② 本県の居宅介護サービス利用割合は、平成17年度実績と比較すると全国40位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として、居宅介護サービス利用割合を全国水準である52.0%まで高めることを目指すもの。
- ③ 平成18年度に県が行った調査で、圏域内の障害者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち、受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの（目標値H23年度）。

現 状

〔現状〕

- 年齢別人口構成は、15歳未満の人口が年々減少し、その割合は、平成17年には14.2%となっていますが、県全体（13.8%）より高くなっています。一方、65歳以上の人口は年々増加し、その割合は19.7%となっていますが、県全体（24.4%）よりも低くなっています。
- 市町村等による子育て支援や高齢者に対する介護予防サービスの提供のほか、子育てや高齢者福祉を支えるNPO法人等が増えてきています。
- 障害者自立支援法の施行に伴う新しい障害福祉サービス体系及び自立支援医療への円滑な移行と定着に努めています。

〔課題〕

- 障害者の地域生活支援のため、市町村を中心とした相談支援体制が構築されるよう支援していく必要があります。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画を推進するなど、市町村等と連携して少子化対策を推進する必要があります。
- 介護サービスや社会の支援を受けやすい環境づくりなど、市町村等と連携して高齢者対策を推進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

誰もが住みなれた地域で生活ができるよう障害者の自立と社会復帰を支援するとともに、高齢者の地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、子育てと就労、社会参加の両立支援や保育所入所待機児童の解消を図るとともに、児童虐待防止を推進します。

主な取組み内容

- ① 地域生活支援の充実
 - 市町村（圏域）障害福祉計画に基づき障害福祉サービス基盤の整備を図ります。
 - 障害者相談支援体制を充実するなど、誰もが住みなれた地域で生活ができるよう障害者の自立と社会復帰を支援します。

- 高齢者が地域力として機能する仕組みづくりやNPOなどの活動を支援するなど、高齢者の健康づくりと社会貢献活動を促進します。
 - 地域包括支援センターを中心とする介護予防サービスの実施支援など、高齢者の地域包括ケアシステムの構築を図ります。
 - 高齢者被保護世帯の生活状況、需要の把握や必要な福祉サービスの提供など、高齢者被保護世帯の自立を支援します。
- ② 少子化対策の充実
- 子育てと就労・社会参加の両立支援のため、「中小企業一般事業主行動計画」の策定、実施を支援します。
 - 市町村において策定する「次世代育成支援行動計画」の数値目標達成に向けた取組みを支援します。
 - 保育所、認定こども園の整備による保育所入所待機児童の解消を図ります。
 - 要保護児童対策連絡会議の開催などを通じて、児童虐待防止を推進します。
 - 子どもの心の健やかな発達や両親の育児不安・ストレスの軽減などの子育てに関する支援体制を充実するとともに、母子世帯の自立を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

市町村は、住民の身近な高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援のサービスを提供するとともに、民間事業者やNPO等の力も活用したサービスシステムの構築に努めます。

県においては、市町村のサービス提供に対する広域的な調整を行うとともに、人材育成や技術的指導など市町村の取組みを支援します。

県	市町村	企業団体・地域住民等
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域障害福祉計画の策定・推進 ・保険者・介護保険事務所等への助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害福祉計画の策定・推進 ・介護予防システムの構築 ・介護保険制度の適正運営 ・地域密着型サービスの促進 ・乳幼児健康診査・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業・社会活動への参加
医師会	医療機関	療育機関
<ul style="list-style-type: none"> ・女性医療相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的医療の提供 ・医学的サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育支援

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 地域生活支援の充実 目標 ・新事業体系移行率 18年度：0%⇒22年度：100% ・高齢者社会貢献団体会員数 18年度：1,611人⇒22年度：1,754人				
	障害者の自立支援と社会復帰の促進			
	高齢者の健康づくりと社会貢献活動の推進			
	高齢者の地域包括ケアシステムの構築			
	高齢者被保護世帯の自立支援			
② 少子化対策の充実 目標 ・中小企業一般事業主行動計画策定割合 18年度：4%⇒22年度：50% ・特定14事業目標達成率 18年度：68.5%⇒22年度：100.0% ・保育所待機児童数 18年度：67人⇒22年度：0人 ・子育て支援隊設置数 18年度：0か所⇒22年度：8か所 ・母子世帯自立支援数 18年度：10人⇒22年度：50人	中小企業一般事業主行動計画の策定支援			
	市町村地域行動計画の目標達成支援			
	保育所入所待機児童の解消			
	子育て支援活動の支援			
	母子世帯自立支援			
	児童虐待防止の推進			

8 環境への負荷の少ない循環型地域社会の創造

1 目指す姿

地域住民の参加と協働による、岩手山、八幡平や北上川などの恵まれた自然と共生する循環型の地域社会が形成されています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
県民一人1日当たりごみ処理量	905 g	709 g

【目標値の考え方】

2010年私たちの暮らし指標により、1人1日当たりのごみ処理量を約200g減少することを目指すもの。

現状等

〔現状〕

- 健全な水循環の確保のため、森と川の保全・創造に係る流域基本計画の策定などの取組みを進めています。
- 一般廃棄物は県全体の約40%、産業廃棄物は県全体の約30%を占めています。
- 産業廃棄物に関しては、不法投棄等が頻発していることから、監視を強化するなど適正処理の指導等に努めています。
- 当圏内の各市町村では、地熱エネルギーや風力、太陽光、木質バイオマスエネルギーなどの新エネルギーの導入が図られています。平成18年4月から栗石において、堆肥や食品残さを原料としたバイオマス発電施設が稼働しています。

〔課題〕

- 環境にやさしい地域社会の形成に向けて、住民や事業者等がそれぞれ主体性を持ちながら連携、協働して、森と川の保全・創造などに取り組んでいく必要があります。
- 廃棄物に関しては、産業廃棄物の不法投棄等に対する監視を強化するなど、廃棄物の適正処理や減量化等を推進していく必要があります。
- 地球温暖化対策として、二酸化炭素の排出量削減、木質バイオマスや家畜排泄物、食品残さなどを活用した新エネルギーの導入促進や、資源循環型産業を育成していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

参加と協働による環境にやさしい活動を促進するとともに、産業廃棄物の不法投棄等に対する監視、指導の強化やごみの減量化・リサイクルなどの廃棄物対策を推進します。

また、資源循環型農業の振興、木質バイオマスなどの新エネルギーの普及促進を図ります。

主な取組み内容

- ① 参加と協働による環境にやさしい活動の促進
 - 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定・普及に努めます。
 - 森と川の保全・創造に向けた情報ネットワークの構築によるNPO等各主体の連携、協働を促進します。
- ② 廃棄物対策の推進
 - 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理に対する監視、指導を強化します。
 - ごみの減量化・リサイクルに取り組む「エコショップいわて」の認定店の普及を進め、ごみの発生の抑制や再使用、再生利用を促進します。
 - 環境負荷の低減や熱エネルギーの有効利用、ごみ処理コストの削減のため、技術的な援助・助言を行いながら、ごみ処理の広域化を促進します。
- ③ 健全な水環境の確保

健全な水環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン 2004」に基づき、公共下水道をはじめとする汚水処理施設の計画的な整備を推進します。【再掲】

④ 資源循環型農業の振興

- 畜産農家と耕種農家との連携による堆肥を利用した土づくりを促進します。
- エコファーマーの認定、特別栽培農産物の認証や特別栽培米面積の拡大を図ります。

⑤ 木質バイオマスなどの新エネルギーの普及促進

- 公共施設、民間施設、一般住宅等への木質バイオマス利用機器の導入を促進します。
- 食品事業者に対する意識啓発による食品残さのエネルギー変換利用を促進します。

3 取組みにあたっての役割分担

県は、森と川の保全・創造に向けた参加と協働の仕組みづくりや産業廃棄物適正処理の監視指導を強化するほか、市町村の資源循環型のまちづくりを支援します。

市町村においては、地域住民、NPO等との連携による資源循環型まちづくりを推進し、企業等にあつては、ゼロエミッション^{※1}の推進など、環境に配慮した生産活動に努めます。

県	市町村	住民、企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて地球環境にやさしい事業所」等の認定、普及 ・森と川保全にかかる情報ネットワークの構築 ・産業廃棄物適正処理の監視、指導 ・汚水処理施設整備への支援 ・資源循環型農業の育成支援 ・新エネルギー普及啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型まちづくりの推進 ・環境情報の提供、環境学習の推進等 ・一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理 ・汚水処理施設整備 ・木質バイオマス普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に対する意識の高揚 ・環境保全活動への参加 ・省資源、省エネルギーの取組み ・リサイクルの推進 ・ゼロエミッションの推進

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 参加と協働による環境にやさしい活動の促進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業所数 <p>18年度：30か所⇒22年度：60か所</p>				
	「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定・普及 →			
	情報ネットワークの構築		情報ネットワークの運用	
<p>② 廃棄物対策の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ認定店舗数 <p>18年度：50店⇒22年度：145店</p>				
	産業廃棄物適正処理指導員の配置、休日監視等 →			
	「エコショップいわて」の認定・普及 →			
<p>③ 良質な水環境の確保</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口【再掲】 				
	汚水処理施設整備（再掲） →			
<p>④ 資源循環型農業の振興</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー認定者数 ・特別栽培米面積 <p>18年度：1,477人⇒22年度：1,800人 18年度：3,316ha⇒22年度：4,000ha</p>				
	エコファーマー認定の促進 →			
	特別栽培農産物認証の促進 →			
	特別栽培米面積の拡大 →			
	堆肥流通システムの構築 →			
<p>⑤ 木質バイオマスなどの新エネルギーの普及促進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス利用機器導入台数【再掲】 				
	公共施設・民間施設等への木質バイオマス利用機器の導入（再掲） →			

※1ゼロエミッション：国際連合大学が提唱する考え方で、「産業から排出される全ての廃棄物を他分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにして資源循環型社会の形成を目指す」こと

Ⅱ 県南広域振興圏

1 圏域の目指す将来像

- 県南広域振興圏（以下、「県南圏域」という。）は、本県で最も工業集積が進んだ地域であり、また、本県有数の優れた農業・農山村地域でもあり、本県の基幹産業である農業と工業とがバランスよく融合した、他圏域をリードする地域となっています。
多様な職業選択と家族としての豊かさを確保しながら、世界的な視野で本県産業を牽引する重要な役割を發揮しています。
- 日々の営みを包む自然環境においては、悠久の流れ「北上川」を中心に、東に早池峰山をはじめとする「北上高地」、西に焼石連峰、栗駒山などの「奥羽山脈」、さらには多様な温泉資源など強みとなる特徴があり、これら資源を誇りとして、守り、生かしています。
- 自立に向けた市町村合併や、県から市町への権限移譲も積極的に進められ、市や町が住民に身近な行政サービスをきめ細かく提供できる「市町中心の行政システム」の実現に取り組み、県はそれを補完しながら県南圏域で一体的な行政サービスが提供されています。
- 住民や地域コミュニティ、NPOなどの新たな公への参画や行政との協働による環境の維持・保全、公共施設・農業施設の維持管理などが地域の主体性の下で実施されており、行政と民間との垣根を越え開かれたネットワークを通じた「官」と「民」や「民」と「民」との連繋による、住民自治を基本とする自立した地域社会の形成が進んでいます。
- このような地域の現状と課題、将来展望等を踏まえ、地域の方々やNPO、市町村、県が進むべき方向性を共有し、力を合わせて自立した広域振興圏の確立に取り組むため、県南広域振興圏の今後目指すべき将来像を次のとおり設定します。

**「連繋」と「協働」により、地域の資源を大切にしながら
世界に誇れる岩手をリードする地域**

2 圏域の振興施策の基本方向

県南広域振興圏の「目指すべき将来像」の実現を目指し、現状とのギャップ（課題）を解決するため、平成19年度から22年度までの4ヵ年において、次の2つの基本方向と14の重点施策について、特に重点的に取り組んでいきます。

I 地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築

- 本県最大の工業集積を世界的な視野で一層進めながら、労働力の確保、正規雇用の拡大を図ります。また、品目や素材など地域の個性を最大限発揮した農業の振興や林業の再生、平泉の文化遺産や山河などの優れた自然環境を生かした観光産業の振興などに取り組みます。
- 南部鉄器（水沢鋳物）や秀衡塗、岩谷堂筆筒など歴史・風土に育まれた伝統工芸品を地域の誇りを持って継承・発展させる取り組みや、地域産業を支える交通ネットワークの形成、高度情報基盤の整備を推進します。

《重点施策》

- 1 世界に通用するものづくり基盤の構築
- 2 観光産業の推進
- 3 食産業の振興
- 4 農業の持続的かつ健全な発展
- 5 持続可能な林業・林産業の推進
- 6 伝統的地場産業の振興
- 7 社会資本整備の推進

II 助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の形成

- 安全で安心して暮らせるように、保健・福祉分野のより一層質の高いサービスの提供や、生命や健康を脅かす事態（健康危機）に備えた体制の整備、災害の防止対策に取り組めます。
- 地域のみなさん（住民、NPO、企業など）との協働により、地域コミュニティや中心市街地の活性化によるまちづくり、自然環境と共生する持続可能な循環型社会の構築に取り組めます。

《重点施策》

- 8 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり
- 9 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり
- 10 障害者の地域での自立及び就労支援
- 11 健康危機管理体制の構築
- 12 住民のくらしを守る防災対策の推進
- 13 環境と共生した持続可能な地域社会の構築
- 14 暮らしの環境とまちづくりの推進

1 世界に通用するものづくり基盤の構築

1 目指す姿

県南圏域は、世界に通用するものづくり技術を有する企業・人材が集積され、ものづくり産業が地域経済や雇用を支えています。

指標	現状（H16年）	目標値（H22年）
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ^{*1} 等）の製造品出荷額	12,700億円	14,000億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後の製造品出荷額の概ね2割増を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を14,000億円（1,300億円増）とするもの。

現 状

- 県南圏域は、自動車産業を始めとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額が県全体の81.4^①%、事業所数が71.9^②%、従業員数が66.7^③%を占め、本県“ものづくり産業”の牽引役を担っています。
- 製造品出荷額は近年回復基調にありますが、国際分業化の流れのなか、事業所数、従業員数とも平成3年をピークに漸減傾向にあります。
- 県内立地企業の地元調達率は十分ではなく、メーカーニーズに応え得る基盤技術を強化するため、地場企業の提案力（設計開発）や加工対応力、品質管理能力、納品スピードの向上など、ものづくりの総合力強化が求められています。
- 熟練した技術を有するいわゆる“団塊の世代”の大量退職や少子化、理工系学生・生徒の減少により、ものづくり技術の継承と人材の確保が喫緊の課題となっています。
- そのため、県南圏域を中心に、平成18年5月に「北上川流域ものづくりネットワーク」を設立し、産業界と教育界の連携によるものづくり人材の実践的な育成に取り組んでいます。
- また、県南圏域は、東北縦貫自動車道や東北新幹線、花巻空港などの恵まれた交通アクセスや大規模工業団地の造成など企業が立地しやすい環境が整い、“ものづくり産業”の強みとなっています。
- 今後も企業間取引や流通の合理化を図るため、道路交通網などの社会資本の充実が不可欠であり、国際的な物流の利便性を向上させるためインランド・デポ^{*2}の設置も期待されています。

2 目指す姿を実現するための取組み

世界に通用するものづくり基盤を構築するため、今後とも成長を期待される「自動車」「半導体」「産業用機械」関連産業の集積を促進します。また、地元企業の基盤的技術をはじめとする“ものづくりの総合力”強化や人材の確保・育成に取り組めます。

企業集積の進展に伴う労働力不足の解消、特に正規雇用の拡大のためには、産学官が連携して取り組むことが重要であり、「北上川流域ものづくりネットワーク」による人材育成の更なる取り組みや、Uターンの促進等による人材の確保を推進するとともに、正規雇用拡大に向けた啓発活動を行ないます。

さらに、インランド・デポの設置や一関研究開発工業団地（仮称）の整備促進などものづくり環境の充実に取り組めます。

こうした取り組みは、県央・県北・沿岸圏域とも連携しながら、企業やものづくり人材の二次展開など幅広く推進します。

主な取組み内容

- ① ものづくり成長産業の集積
成長が期待される自動車、半導体、産業用機械関連産業を中心に、その立地と拡張をうながし、地元企業の参入・受注拡大を促進します。
- ② ものづくり総合力の強化
メーカーの高度な要求レベルに対応できるよう、技術はもとより、品質、コスト、納品スピードを含めた“ものづくりの総合力”を備えた地元企業を育成し、取引受注の拡大を促進します。
- ③ ものづくり人材の育成・活用
学校教育や生産現場での実践訓練を充実させるとともに、体系的な知識ノウハウの蓄積をうな

がし、IT産業分野なども含む厚みのある積極的な人材の育成と活用を図ります。

④ ものづくり環境の充実

各支援機関や県・市町の役割を明確にしながら、その連携の中で、支援側の人材育成や環境整備を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

世界に通用するものづくり基盤を構築するためには、世界市場に展開している有望な企業の集積や、基盤的技術を担う地域の企業がその競争力を強化するとともに、こうした産学の担い手となる人材の育成や確保、道路交通網などの社会資本の整備が必要です。

このため、県においては、市町との密接な連携を図りながら、業界・市場の動向の把握に努めつつ、県内外の企業との新たな関係構築を図るとともに、広く情報を発信していきます。

また、企業自らが技術力の向上や事業の拡張を積極的に図るよう支援するとともに、優秀な人材を継続して育成する仕組みづくりや、企業立地環境の整備に取り組めます。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> 集積関連産業の企業間ネットワークの形成・集積促進 ものづくり企業の総合力強化支援推進、産業支援機関連携強化 産業界と教育界連携による人材育成ネットワークの構築、ものづくり人材確保のための総合対策の推進 企業立地環境の整備促進など 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致活動の推進 小中学校生を対象とするものづくり教育の充実 企業立地環境の整備促進など
支援機関等	企業等
<ul style="list-style-type: none"> 集積関連産業の技術力強化支援 ものづくり企業への技術指導・分析機器提供、産業支援機能の強化など 	<ul style="list-style-type: none"> 集積関連産業への参入・取引拡大 若手社員の技能向上・社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用 インターンシップ※3等の受入れ、労働環境・労働条件の改善など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① ものづくり成長産業の集積 目標 成長産業関連企業新規立地件数 18年度：－ ⇒ 22年度：20社	自動車関連産業の集積			
	半導体関連産業の集積			
	産業用機械関連産業の集積			
② ものづくり総合力の強化 目標 地元調達率 17年度：31% ⇒ 22年度：50%	戦略的技術強化対策			
	地元調達率(発注率)向上			
	環境規制対策強化			
	産業支援機能の強化			
③ ものづくり人材の育成・活用 目標 新規技能士数(特定分野に限る) 18年度：－ ⇒ 22年度：300人	ものづくり教育の充実			
	理工系高等教育機関の活用・充実強化			
	民間OB、女性、外国人活用対策			
	ものづくり労働環境・労働条件の改善対策			
④ ものづくり環境の充実 目標 新規工業団地造成 18年度：－ ⇒ 22年度：1団地	工場立地環境の環境・改善			
	物流・交通インフラ整備			
	インランド・デポの設置			

※1 デバイス：電子回路を構成する基本的な素子。コンピューター・システムの中で特定の機能を果たす装置。磁気ディスク装置の周辺装置など。

※2 インランド・デポ：内陸税関所。

※3 インターンシップ：学生が夏休みなどを利用して、一般企業内で仕事を体験する制度。

2 観光産業の推進

1 目指す姿

ホテル旅館業を中心に多様で広範囲な産業間連携が進展し、地域ぐるみの地域周遊型観光を推進することにより、旅行者の拡大と新たな雇用創出が図られています。

指標	現状 (H18)	目標値(H22)
県外観光客数	6,638千人回	7,490千人回
うち県外宿泊者数	913千人回	1,030千人回

【目標値の考え方】

平成18年度に作成した「県南圏域観光産業振興戦略」における平成22年度の観光客目標値に、県外観光客比率を乗じて県外観光客数は7,490千人回、うち県外宿泊者を1,030千人回とするもの。

現 状

- 国宝「中尊寺金色堂」や重要文化的景観「一関本寺の農村景観」など、平安時代末期に形成された平泉を中心とする遺跡や景観は「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」という名称で、平成18年末に世界遺産登録推薦書がユネスコに提出されました。
平成20年に見込まれる平泉の世界遺産登録は県南圏域のみならず、県内全体に新たな観光客拡大の絶好の機会と期待されます。
- 国内の観光客入り込み数は横ばい、宿泊は平成2年まで緩やかに増加してきましたが、それをピークに減少傾向にあり、国内旅行平均消費額は平成5年が39,190円に対し平成15年が35,866円と8.5%減少しています。県内、圏域内の状況も同様の傾向にあります。
- 栗駒国定公園や和賀岳、真昼岳などの奥羽山脈は県境に位置し、ブナ原生林や温泉等の全国に誇れる自然環境があります。この自然環境を貴重な観光資源として秋田県や宮城県と連携した新たな観光振興の展開が図られることが期待されます。
- 北上川は大きな観光資源となりうる要素を有していますが、その活用は十分とは言えない状況にあります。上流から下流まで、県境を越えた広域での観光活用の推進が望まれます。

2 目指す姿を実現するための取組み

県南圏域への観光客拡大につながるよう、平泉文化遺産観光活用推進アクションプランの着実な展開に取り組みます。また、マーケティング人材の育成など経営品質の向上や安定した経営基盤の強化を進めます。

さらに、圏域ならではの資源を生かした多様な観光ルートの造成、適時・的確な観光情報の発信など、広域での強みを発揮できる仕組みづくりに取り組みます。

主な取組み内容

- ① 平泉文化遺産観光活用推進アクションプランの推進
プランに基づき、県、市町、民間がそれぞれの役割を果たしながら協働による具体的な施策を展開します。
- ② 観光産業の経営力、経営基盤の強化
 - 経営力強化のため、マーケティング人材の育成やホスピタリティ（おもてなしの心）向上を図るための取り組みやインターネット利用による情報発信の強化を支援します。
 - 経営基盤強化のためコスト削減に向けた企業連携、顧客の消費額を増加させるための農業等其他産業との連携を推進します。
- ③ 産業間連携による地域ぐるみ観光の推進
 - 平泉の世界遺産登録は観光客拡大の絶好の機会ととらえ、きめ細かな誘客宣伝活動を効果的に行います。
 - 他産業との連携も含め、地域ぐるみでの地域周遊観光や未活用資源の観光活用を推進します。
 - 宮城県や秋田県との連携も進め、北上川や栗駒山麓を活用した観光振興を推進します。

④ 特定の観光客層に向けた取り組みの強化

- 宿泊施設や農業との連携を図り、団塊世代の移住志向や観光ニーズに対応します。
- 教育旅行市場の拡大に向け、農業体験や環境教育、北上川の工業集積を利用した産業観光など圏域の特性を生かしたメニューを検討します。
- 国の観光立国方針や世界遺産登録による外国人観光客の増加が進むよう、プロモーション活動の展開、国外への観光情報の提供、受け入れ体制の整備を進めます。

⑤ 情報発信力の強化

圏域の市町、観光協会等と協働して、顧客層を明確にした情報を発信します。

3 取組みにあたっての役割分担

行政の観光施策は観光宣伝の事業に偏りがちで、観光産業の振興という視点での施策が不十分でした。これからは観光産業の振興という視点に軸足を移しながら、行政、民間が観光産業振興の「目指す姿」を共有し、適切な役割分担のもと協働態勢をとって取り組んでいきます。

このため県に置いては、「観光産業振興戦略」や「平泉文化遺産観光活用推進アクションプラン」を計画的に実施していきます。

県	市町	観光業者・NPO等
<ul style="list-style-type: none"> ・平泉文化遺産観光活用推進アクションプラン推進組織の運営、事業の調整、実施 ・経営品質向上研修の実施 ・教育旅行誘致説明会の実施 ・栗駒山麓湯めぐり回廊などの県際連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉文化遺産観光活用推進アクションプランの実施 ・地域資源の発掘 ・特定顧客層の受け入れ態勢の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉文化遺産観光活用アクションプランへの参加 ・経営管理システムの再構築等の経営基盤強化 ・旅行商品の造成 ・情報発信力の強化など ・北上川観光地域づくり実践プランの推進など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 平泉文化遺産観光活用推進アクションプランの推進 目標 外国人対応可能な観光産業従事者 18年度：－⇒ 22年度：500人	推進会議の運営 アクションプラン事業の推進			
② 観光産業の経営力、経営基盤の強化 目標 経営品質向上研修企業数 18年度：－ ⇒ 22年度：8件	経営基盤強化モデル構築支援	管内観光施設にモデル構築を普及		
③ 産業間連携による地域ぐるみ観光の推進 目標 旅行商品造成 18年度：－ ⇒ 22年度：16件	地域ぐるみ観光取り組み支援 着地型旅行商品の造成 北上川観光地域づくり実践プランの推進 栗駒山麓湯めぐり回廊キャンペーンの推進			
④ 特定顧客層に向けた取り組みの強化 目標 外国人観光客入り込み数 18年度：42,000人回 ⇒22年度：70,000人回	教育旅行誘致説明会 アクションプランと連携した外国人旅行者対応			
⑤ 情報発信力の強化 目標 県南観光ホームページへのアクセス数 18年度：－⇒22年度：36,000件	IT活用情報発信研究会 各市町、観光協会の現状把握	情報発信の見直し検討	効果的な情報発信	

3 食産業の振興

1 目指す姿

食産業クラスター^{*1}が形成され、重層的な連携関係の構築によって、農産物の高付加価値化が図られるとともに、相乗効果の発揮により、地域の食産業全体の活性化や競争力強化が図られています。

指標	現状 (H16年)	目標値 (H22年)
食料品製造出荷額	640億円	680億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後の出荷額を概ね1割増を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を680億円（40億円増）とするもの。

現 状

- 我が国では、人口減少社会の到来などから、国内の食品市場全体の拡大は望めない状況にある中で、小売業者間の競争の激化や輸入品の増加などによって、価格低迷が懸念されています。
- 一方で、安全安心・健康志向などの市場が拡大しており、また、食の外部化が進み、高加工度食品・調理簡便化食品が増加しています。
- 県南圏域は、平地から中山間までの立地条件に恵まれ、多様で良質な食資源を有しており、農業産出額は約1,100億円（平成16年）で、県全体の42%を占めています。
- 加えて、食品製造業は、一次加工を行なう企業、少量単位の水産物の集荷・加工を担う企業など、県産農林水産物の高付加価値化の中核となる企業が立地しています。
- また、高速交通網の整備が進んでおり、東北全域や首都圏に向けた物流の面で比較的優位な条件にあります。
- しかし、地域の農産物が食品加工などの他産業に十分に生かされておらず、全国展開できる中核企業も少ない状況にあります。
- また、農村女性等による農産加工・産直などの活動の大半は零細規模に留まっているとともに、地域の農産物や食文化などを活用した新産業の創出などの戦略的な取り組みが不足しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

地域全体として、農産物の付加価値を向上させるシステムを構築します。また、食産業クラスターの形成を通じて、新たな価値の創出や農業生産においても“消費者起点で顧客の望むものを作る”発想への意識改革を図ります。

主な取組み内容

- ① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援
 県南広域振興圏の食産業振興の基盤として、地域の農業生産法人、食品企業、大学・試験研究機関、金融機関、行政等による連携活動の推進体制を構築し、その運営などを支援します。
- ② 農業と食品企業等との食材取引の促進
 食品企業等の食材の利用ニーズや地域の農産物の生産状況などを把握しながら、両者の食材取引などを支援します。
- ③ 意欲ある食品企業や農業生産法人等の伸長の加速化
 - 食品企業に対して、「安全安心」「健康」を重視した新製品開発、経営基盤の強化などの経営革新に向けた取り組みや国内外の販路開拓などを支援します。
 - また、農業生産法人やJAなどの消費者起点の発想による2次、3次産業への事業領域の拡大、多様な販路開拓・取引などによる産地形成に向けた取り組みを支援します。
- ④ 特定素材やサービスを核とした新産業創出の促進
 地域ごとの特定資源（例えば、雑穀（花巻）、山菜（遠野・西和賀）、もち食（一関）など）を核として、相乗効果を発揮しながら産業規模の拡大を図ろうとする取り組みに対し、展開シナリオの作成、推進体制の整備、新製品開発から販路開拓などを総合的に支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

食産業の振興を進めるためには、主体である食品企業・生産者等を中心に関係機関等が参画した連携・推進体制を構築のうえ、多様な地域資源やノウハウを結集して相乗効果の発揮を促していくことが必要です。

このため、県においては、産学官金の重層的な連携関係の構築及び推進をはじめ、食を通じた食育や給食などの新たなビジネスの展開といった複合的な取り組みを支援するとともに、食材取引などを通じた新製品開発・販路開拓・新事業創出などに向けた取り組みを重点的に支援します。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> ・連携組織の立上げ・運営支援 ・食材取引に関する情報提供・相談・取引支援、食材取引交流会・講座等の開催 ・商品づくり相談会・商談会・研修等の開催 ・新産業創出への展開シナリオ作成の支援、推進体制整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携組織への参画 ・食材取引に関する情報提供・相談・取引支援 ・関係情報の提供、関係機関等の連携支援 ・食を通じた食育や給食などの新たなビジネス展開といった複合的な取り組み
企業等	生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・連携組織への参画 ・食材ニーズ情報の提供、食材取引の講座等参加 ・経営基盤の強化、商品ブランドの確立 ・新製品の開発、販路の拡大など 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携組織への参画 ・生産者情報の提供、食材取引の講座等参加 ・加工・直販等ビジネスプラン策定、販路の拡大 ・農産物安定生産の確立など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援 目標 クラスター参画法人等数 18年度：1 ⇒ 22年度：100法人等	連携活動の推進体制の構築 食産業プロデューサー(仮称)の配置			
② 農業と食品企業等との食材取引の促進 目標 食材取引件数 18年度：14件 ⇒ 22年度：74件	地域食材の情報提供・相談・取引支援 地域食材等の取引機会の提供 県産食材利用の普及啓発・情報発信	食材取引スペシャリストの養成		
③ 意欲ある食品企業や農業生産法人等の伸長の加速化 目標 高付加価値製品開発数 18年度：1製品⇒22年度：13製品	高付加価値製品の開発支援 食品企業等の経営基盤強化の取組支援 販路・取引拡大や商品ブランド確立の取組支援 農業生産法人等の事業領域の拡大支援 多様な販路開拓・取引などの取組支援			
④ 特定素材やサービスを核とした新産業創出の促進 目標 生産者と企業等との連携モデル支援件数 18年度：1件 ⇒ 22年度：13件	農業生産法人等や食品企業等の連携活動支援 地域ごとの特定資源の産業化戦略作成、体制整備支援 新産業創出のための具体的な取組支援			

※1 クラスター：「群れ」「(ぶどうの)房」の意。⇒ 食産業クラスター＝食産業群

4 農業の持続的かつ健全な発展

1. 目指す姿

県南圏域において、安定した農業産出額及び農業所得が維持され地域経済を支えるとともに、後継者である担い手が確保され、持続可能な地域農業が展開されています。

専業担い手農家、兼業農家が共存して、地域コミュニティが形成されています。

指標	現状（H17年）	目標値（H22年）
農業産出額	1,053億円	1,073億円

【目標値の考え方】

園芸の生産拡大と畜産の増頭などにより20億円の増加を目指すもの。

現 状

- 農業経営者の高齢化などにより、販売農家数は平成2年の50,691戸から平成17年の38,960戸と23%減少しています。今後、この傾向が一層加速化することが懸念されています。
- 米価低迷が続き、米の産出額は平成2年の771億円から平成17年の462億円で減少しています。一方では、消費者の安全・安心に対するニーズが高まり、農薬・化学肥料を削減した特別栽培米の需要が高まっています。
- 野菜の生産量、販売額及び販売農家数は減少傾向にありますが、花きの生産量、販売額及び販売農家数は横ばいから微増傾向にあります。
- 県南圏域の和牛繁殖農家戸数・頭数は、農家の高齢化等を背景として、小規模農家の飼養中止により年々減少しています。一方では、子牛価格が高水準で推移していることにより、中規模以上の農家戸数は増加傾向にあり、飼養頭数は平成17年度以降増加に転じています。
- 圏域の農業は水稻を中心にトマト、きゅうりなどの園芸作物及び和牛飼養との複合経営が行われています。なお、中山間地域である遠野や西和賀、東磐井地域では自然条件を生かした、ホップ、山菜、リンドウ、小ぎく等の産地が形成されています。

2. 目指す姿を実現するための取組み

県農業の中核的地域である当圏域において、持続可能な地域農業を展開するため、農地の利用集積、園芸、畜産の導入などの所得向上に向けた生産構造の改革により、意欲と能力のある担い手や後継者を持続的に確保します。

また、技術革新や2次・3次産業との連携などにより農産物の生産性を向上させ、消費者・市場を重視した競争力の高い産地づくりを進めます。特に集約度の高い園芸や和牛の産地づくりは、複合経営としての位置付けからも優先して進めます。

こうした農業の形成のため、地域に根ざした兼業農家、高齢農家など様々な農家をも取り込んだ集落営農を進めます。

主な取組み内容

① 農業の担い手の育成

- コールオン3（スリー）運動^{*1}による認定農業者育成の啓発、意欲ある農業者への農地のあっせんや担い手の経営安定を図る品目横断的経営安定対策^{**2}の普及に取り組みます。
- 集落営農を推進し、農業生産額の増大、所得向上に取り組みます。

② 水田における土地利用型作物の生産性向上

直播等の技術の普及、特別栽培米の栽培歴情報の提供、米の輸出、麦・大豆の実証圃の設置、あわ、きび、ひえ、はとむぎ、アマランサスなどの雑穀の機械化栽培体系の実証などを行います。

③ 園芸産地づくりの推進

- 野菜や花きなどの園芸作物の新規生産者の確保を支援します。
- リーダー育成やアドバイザー派遣、特産品開発による高付加価値化、マーケティング力の向上、取引機会の増大に取り組みます。

④ 和牛ブランド産地づくりの推進

繁殖牛20頭以上飼養農家の育成、優良子牛の安定供給、キャトルセンター^{※3}の整備及び利用促進、畜舎等の整備支援、肥育素牛の導入支援、肥育技術向上活動支援、和牛ブランドの宣伝活動に取り組みます。

3 取組みにあたっての役割分担

地域農業が持続しながら健全に発展していくためには、工業との連携や集落としての取組みも進めながら、担い手が確保され、担い手が主体となって栽培技術や生産性の向上、経営改善に取り組むことが必要です。

このため、県においては、認定農業者や集落営農組織の育成やほ場整備を推進していくほか、水田農業の生産性の向上、園芸作物の導入促進、和牛ブランド産地づくりなどに取り組みます。

県	市町	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・ コールオン3運動、研修会の開催 ・ 低コスト技術実証圃、栽培歴情報 ・ 新規生産者確保情報共有、アドバイザー設置支援 ・ 畜舎の整備支援、飼養管理技術普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落座談会、計画の策定 ・ 特別栽培米推進活動支援 ・ マーケット情報提供 ・ キャトルセンター利用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善、農地の集積 ・ 特別栽培米の栽培 ・ 商品開発 ・ 枝肉共励会、宣伝普及

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 農業の担い手の育成</p> <p>目標 認定農業者数 18年度：3,980経営体 ⇒ 22年度：4,200経営体</p>	<p>認定農業者の育成確保</p> <p>ほ場整備の推進</p> <p>意欲ある農業者への農地利用集積</p> <p>品目横断的経営安定対策加入対象者の育成</p> <p>集落営農組織の法人化支援</p>			
<p>② 水田における土地利用型作物の生産性向上</p> <p>目標 米10a当たり生産費 17年度：113,226円 ⇒ 22年度：102,000円</p>	<p>大規模経営等による稲作の低コスト生産の推進</p> <p>特別栽培米などの特徴ある米づくりの推進</p> <p>麦、大豆の生産性向上の推進</p> <p>雑穀(あわ、きび、ひえ、はとむぎ、アマランサス等)の生産振興と高付加価値化</p>			
<p>③ 園芸産地づくりの推進</p> <p>目標 園芸販売額300万円以上の生産者数 18年度：769人 ⇒ 22年度：895人</p>	<p>園芸品目の導入・定着・拡大</p> <p>特色ある産地づくり</p> <p>販売チャネル^{※4}の多様化の推進</p>			
<p>④ 和牛ブランド産地づくりの推進</p> <p>目標 繁殖雌牛20頭以上飼養経営体数 18年度：110戸 ⇒ 22年度：140戸</p>	<p>繁殖基盤の強化</p> <p>肥育基盤の強化</p> <p>和牛ブランド力の強化</p>			

※1 コールオン3運動：担い手を①訪問し、②意向を確認し、③認定農業者等へ誘導する啓発運動。

※2 品目横断的経営安定対策：一定の要件を具備した担い手に限定し、米、麦、大豆などを対象とする直接支払い制度(国が平成19年産から導入)

※3 キャトルセンター：生産者より、母牛、子牛を預かり管理育成をする施設。

※4 チャネル：チャンネル。(マーケティング用語)商品が消費者と出会う場所を設定するための取引経路。

5 持続可能な林業・林産業の推進

1 目指す姿

県南圏域において、安定した木材需要のもと林業生産が維持されるとともに、後継者である担い手が確保され、持続可能な地域林業が展開されています。

指標	現状（H17年）	目標値（H22年）
林業産出額	50億円	57億円

【目標値の考え方】

集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給増等により約7億円の増加を目指すもの。

現 状

- 県南圏域では所有規模10ha未満が87%と、県全体に比べ森林所有が小規模零細であるとともに、資産保持的所有が大半で、林業を経営として捉えている林家は一部に止まっています。
- 人工林の造成面積、間伐材の利用率は年々減少傾向にあり、また、松くい虫被害は圏域全体では減少していますが、北部地域での被害が増加しています。
- 木材価格は昭和55年の22,707円/m³から平成16年の4,407円/m³と大きく減少しており、価格の長期低迷により素材生産量や出荷量が減少し、製材工場数も年々減少しています。しかし、素材需要量が減少するなか、国産材比率が高まってきています。
- 林業労働者の減少、林業労働力の急速な高齢化が進み、担い手の確保が急がれています。

2 目指す姿を実現するための取組み

当圏域で持続可能な林業を推進するため、森林経営の担い手となる地域牽引型経営体^{*1}を育成強化します。また、環境資源として森林の整備を促進するほか、地域材の利用を拡大するため、生産、流通、販売など一体となった総合的な木材供給体制の整備を推進します。さらに、森林経営の複合部門として特用林産物^{*2}の生産拡大を推進します。

主な取組み内容

① 林業の担い手の育成

森林組合など地域牽引型経営体の育成や労働力の確保に向けて、経営基盤強化及び森林施業の団地化、委託、経営受託を進めます。また、複合経営により林業所得の維持、後継者の確保に取り組めます。

② 森林の整備

複層林化、広葉樹林化への誘導など、森林の多面的機能の高度発揮するための施業を促進します。また、人工林の間伐、再造林の促進、治山事業による保安林整備、森林病虫害等防除など、地域の森林環境を維持、増進するための施業を進めます。さらに、公益上重要かつ緊急性の高い森林に対する、いわての森林づくり県民税による整備や未利用間伐材や製材残材等を有効活用した木質バイオマス^{*3}利用を促進します。

③ 木材供給システムの整備

木材・住宅関連産業のネットワークを形成し、地域材利用の住宅づくりを活発にする環境づくりや、経営基盤強化や担い手育成、圏域を越えた取組みも進めます。

また、公共施設・公共工事における率先的な地域材利用による普及啓発を進めます。

④ 特用林産物の振興

栽培技術指導や施設栽培の導入など、しいたけ生産の高度化・省力化を進めます。また、品質の確かな地域特産物（ワサビ、タラノメ等の山菜、木炭、ヤマブドウなど）の生産促進及び産地化のための指導強化に取り組めます。

3 取組みにあたっての役割分担

地域林業を持続していくためには、地域において林業の担い手が確保され、経営の安定を図りながら林業生産が行われる必要があります。また、環境資源として森林が整備される必要があります。

このため、県においては、地域林業を牽引する担い手の育成、森林の整備、木材供給システムの整備活用、圏域を越えた取組みの展開、特用林産物の振興などを進めていきます。

県	市町	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 担い手の育成強化や団地化等の指導 施業実施への助成、直営実施 検討協議の場提供、公共工事率先利用 しいたけ等栽培技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> 市町有林施業の委託 実施への助成、施業地の確保 助言、活動支援、公共工事率先利用 販売促進支援 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者への営業活動 施業実施 相互連携、木材供給、営業活動 安定生産、品質の向上

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 林業の担い手の育成 目標 地域牽引型経営体数 18年度：3事業体⇒22年度：10事業体	地域の森林経営の担い手の育成 後継者の確保			
② 森林の整備 目標 間伐面積 18年度：3,642ha ⇒22年度：5,000ha	森林の多面的機能高度発揮のための施業実施 地域の森林環境維持・増進のための施業実施 いわたの森林づくり県民税による森林整備 木質バイオマス利用の促進			
③ 木材供給システムの整備 目標 素材生産量 16年度：258千m ³ ⇒22年度：320千m ³	他圏域も含めた連携強化による地域材の利用促進 公共施設・公共工事における地域材利用による普及啓発			
④ 特用林産物の振興 目標 乾しいたけ 17年度：96t ⇒ 22年度：100t 生しいたけ 17年度：2,096t ⇒22年度：2,800t	しいたけ生産の高度化・省力化 地域特産物の産地化			

※1 地域牽引型経営体：森林所有者に働きかけ、保育・間伐や素材生産等を受託して、森林整備や安定した木材供給を実現させるなど、地域の森林経営を担う新たな経営体。

※2 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称

※3 バイオマス：生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源 (石油や石炭などの化石資源は除く)。

主としてエネルギー生産に向けられる稲わら、籾殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指すが、この中で、木質で構成されるものを総称して「木質バイオマス」。

6 伝統的地場産業の振興

1 目指す姿

地域の自然、風土、歴史に育まれた伝統工芸技術が継承され、魅力的な商品の創造とあいまって、多くの消費者から“質の高い伝統的工芸品”として支持されています。

指標	現状（H18年）	目標値（H22年）
伝統的工芸品（南部鉄器、岩谷堂筆筒、秀衡漆）の事業者数	73事業者	69事業者

【目標値の考え方】

近年約10%程度で減少を続けている事業者数を、2分の1の5%程度の減少にとどめることを目指すもの。

現状

- 水沢鋳物の販売額は、近年、比較的規模の大きな事業者を中心に、自動車や産業用機械用の機械鋳物が増加するなか、個人工房の多い工芸鋳物（南部鉄器）は平成9年をピークに減少しています。
- 岩谷堂筆筒は平成9年から年々出荷額が減少し、平成17年には、岩谷堂筆筒生産協同組合の出荷額では、ピーク時の3分の1にまで減少しています。
- 秀衡塗についても、全国的に漆器製品の出荷額が減少しており、県南圏域においても同様の状況となっています。
- いずれも従事者が減少傾向にあり、アンケート調査結果によると、今後、水沢鋳物と秀衡塗で熟練工の不足が予測されるほか、60歳以上の事業主においては、その約半数で経営後継者の見込みが立っていない状況です。
- そのため、伝統工芸にあこがれ、就労を志望する意欲的な若者などを対象に、伝統工芸技術を継承する人材を育成し、安定的に後継者を確保することが不可欠です。
- 併せて、家業的な経営形態が多く販売チャネル^{※2}も固定化しているため、流通形態の変化に対応できていない、新規参入者も少なく業界としての活性化が図られない、などの課題も見受けられます。
- 事業者の脆弱な家業的経営体質を改め、経営基盤の強化を促進するため、地域をリードしモデルとなる企業的な経営戦略を構築し、社内体制を整えられる企業を育成する必要があります。
- 一方、消費者の購買意欲は、商品の価格や使いやすさだけではなく、その背景にある話題性やイメージ、こだわりなど多様な価値観に裏付けられる場合が多くなっています。
- 伝統的工芸品は、和の文化や職人芸への関心の高まり、本物志向の消費者心理にも重なり、消費拡大の可能性もあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

経営基盤の強化と担い手の確保・育成を図るとともに、平泉文化遺産の世界遺産登録をチャンスと捉え、国産漆の主産地である県北圏域とも連携して、本県の漆文化を世界に発信します。

主な取組み内容

- ① 経営基盤の強化支援
県内外の学識経験者、流通関係者、経営コンサルタント等多彩な人的ネットワークの構築とその協力により、伝統的地場産業の事業再構築を支援します。
- ② 商品コンセプト^{※1}の確立
流通関係者やデザイナー等の専門家の協力により、商品としてのコンセプトを見直し、魅力ある商品の提供をうながします。
- ③ 多様な販売チャネルの開拓
ショッピングセンター、専門店、飲食店、通販業者など、さまざまな商品提供先を検討し、幅広い販売ネットワークの構築により、海外も含めた新たな販売チャネルの開拓を支援します。
- ④ 担い手の確保・育成
市町や関係団体と連携しながら、伝統的工芸品の新たな担い手を募集し、伝統工芸士などの技術指導を行い、将来の担い手として育成します。

3 取組みにあたっての役割分担

伝統的地場産業の振興を進めるためには、主体である事業者が経営基盤を強化し、魅力ある商品を提供していくとともに、新たな担い手を確保・育成していくことが必要です。

このため、県においては、県北圏域と連携した情報発信のほか、事業者に対する経営改善指導、新たな商品づくりや販売チャネル開拓への支援、後継者となる担い手の誘致などに取り組みます。

県	市町	事業者
<ul style="list-style-type: none"> 事業者への経営改善指導、商品コンセプト研究会立上げ支援 販売事業者とのネットワーク形成・拡大 興味ある担い手の誘致など 県北圏域と連携した情報発信（漆文化展支援など） 	<ul style="list-style-type: none"> 商品コンセプト研究会等への連携事業への参画 担い手の定着対策など 	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤強化に関する支援策の活用 研究、商品コンセプトの確立 販売協力事業者へ働きかけ等による販路の拡大 新たな担い手に対する技術指導など 漆文化展の開催

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 経営基盤の強化支援 目標 経営改善に取り組む事業者数 18年度：－ ⇒ 22年度：3事業者	モデル事業者の経営改善指導			
② 商品コンセプトの確立 目標 新規商品数 18年度：－ ⇒ 22年度：12商品	商品コンセプト確立に向けた連携事業			
③ 多様な販売チャネルの開拓 目標 販売協力事業者数 18年度：－ ⇒ 22年度：6事業者	多様な販売チャネルの開拓と活用			
	漆文化展の開催支援			
④ 担い手の確保・育成 目標 担い手育成数 18年度：－ ⇒ 22年度：12人	意欲的な担い手の育成			

※1 コンセプト：デザイン、新製品開発やイベント企画などの根本となる考え方。概念。構想。

※2 チャネル：チャンネル。（マーケティング用語）商品が消費者と出会う場所を設定するための取引経路。

7 社会資本整備の推進

1 目指す姿

内陸の工業団地と港湾を結ぶ輸送道路、広域的な交流を促進する道路、地域間連携を図る道路が整備され、産業の振興を支援する道路ネットワークが形成されています。

現状

- 内陸と沿岸を結ぶ道路については、平成19年3月に国道283号仙人峠道路（釜石～遠野住田）が完成し、現在、新直轄方式により「東北横断自動車道釜石秋田線（遠野～東和）」の整備が進められています。これらの沿岸と内陸を結ぶ高速交通ネットワークの整備と高速交通拠点へのアクセス性の向上を図る道路の早期整備が必要です。
- 広域的な交流を促進する道路については、渋滞の解消、大型車両の交通隘路の解消が必要です。
- 地域間連携を図る道路については、市町村合併に呼応する形での、地域連携や緊急医療支援等を支える道路や県南圏域の農業、林業等の物流を支援する農道、林道の整備が必要です。
- 広域観光の拠点となる「いわて花巻空港」は、県南のみならず県央や県北、沿岸圏域の重要な施設であり、現在、大型機にも対応できるよう新ターミナル地域の整備に取り組んでいます。
- これまで進められてきた公共事業により、社会資本がもたらした安全性・利便性の向上がある一方で、施設への維持修繕費が増大しています。これまで以上に公共土木施設の計画的な維持管理の推進が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組み

産業振興を支援するため、内陸の工業団地と港湾を結ぶ道路の整備、いわて花巻空港の新ターミナルビルの整備を推進します。また、広域的な交流を促進する道路、他圏域や隣県との地域間連携を図る道路の整備を推進するとともに公共土木施設の計画的な維持管理を推進します。

主な取組み内容

- ① 内陸の工業団地と港湾を結ぶ輸送道路の整備
 - 東北横断自動車道釜石・秋田線の整備を促進します。
 - 国道283号の「花巻市駒板工区」「遠野市菖蒲沢工区」、国道397号「奥州市赤金～分限城工区」等の整備を推進します。
- ② 広域的な交流を促進する道路の整備
 - 北上拡幅や水沢東バイパス等の国道4号の整備を促進します。
 - 国道284号「一関市真滝バイパス」「一関市清田工区」、国道342号「一関市花泉バイパス」等の整備を推進します。
- ③ 地域間連携を図る道路の整備
 - 主要地方道北上東和線「北上市平成橋工区」、主要地方道一関北上線「奥州市北鶴ノ木」等の整備を推進します。
 - 一次産業を支援する農道、林道の整備を推進します。

④ いわて花巻空港の利用促進

- 「いわて花巻空港」の新ターミナル地域の整備を推進します。
- 空港を活用した旅行商品の開発や羽田便復活に向けた取り組みを促進します。

⑤ 適切な維持管理の推進

これまで以上に計画的な維持管理が求められていることから、対症療法的な補修から予防保全型の補修へ移行していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

東北横断自動車道釜石・秋田線の整備や国道4号の整備を促進するとともに、内陸と沿岸の重要港湾を結ぶ幹線道路の整備を推進します。また、国道、県道、市町村道、農道、林道が一体となったネットワークの構築に取り組みます。

県	市町	国
<ul style="list-style-type: none"> ・国道（指定区間外）の整備 ・県道の整備 ・農道、林道の整備 ・花巻空港新ターミナル地域の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町道の整備 ・農道、林道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北横断自動車道釜石・秋田線（遠野～東和）間の整備 ・国道4号の整備

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 内陸の工業団地と港湾を結ぶ輸送道路の整備 ※指標等検討中	内陸と港湾を結ぶ道路の整備 →			
② 広域的な交流を促進する道路の整備 ※指標等検討中	国道の整備 →			
	県道の整備 →			
③ 地域間連携を図る道路の整備 ※指標等検討中	県道の整備 →			
	農道の整備 →			
	林道の整備 →			
	関連する市町道の整備 →			
④ いわて花巻空港の利用促進 ※指標等検討中	新ターミナル地域の整備促進・空港の利用促進 →			
⑤ 適切な維持管理の推進 ※指標等検討中	計画的な維持管理 →			

8 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり

1 目指す姿

事業者が積極的に保健指導を行うことにより、勤労者の心と身体の健康づくりが促進されるとともに、子どもを生み育てやすい雇用制度、就労環境が整備されています。
また、地域の子育て支援対策が充実し、安心して子育てができます。

指標	現状 (H18年)	目標値 (H22年)
管内勤労者の健診有所見者 ^{※1} 割合	56.5%	50.9%
合計特殊出生率	1.53	1.53

【目標値の考え方】

- ①国の医療制度改革における目標値との整合性を確保し、健診有所見者割合の減少率10%を目指すもの。
- ②本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、圏域として合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの（現状値H17年：岩手県環境保健研究センター）

現状

- 保健医療費の増大は、本人だけでなく医療保険者（事業主）の大きな負担になっています。県南圏域勤労者の56.5%が健康診断有所見者であり、20歳～59歳の働き盛りの「自殺」による死亡率（平成12～16年）は69.9と高い状況です。（県64.0 全国41.5）
- 事業所における勤労者に対する保健指導の現状は、健康支援実施65.1%、心の健康づくり支援25.8%、自殺予防対策実施5.1%であり、十分とはいえません。
- 中小企業において次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」^{※2}を策定している事業所は10.5%（県南広域振興局管内229社のうち24社）（県平均6.8%）と極めて少なく、子供を生み育てやすい雇用環境が整っているとはいえません。
- 県南広域管内の合計特殊出生率は、岩手中部1.47、胆江1.53、両磐1.56（県1.41）と県平均より高い現状にあります。平成18年10月1日現在、保育所定員の弾力的運用により、保育所定員充足率は109.4%（県107.7%）、待機率0.1%（県0.51%）と入所要望は高くなっています。また、女性の就労先がサービス業種に拡大していることから、休日保育のニーズは高いものの6.8%の保育所しか対応できていません。
- 子育てを支援する民間ボランティアやNPO等の活動に対する住民からの期待は高くなっています。県南圏域の地域子育て支援センターは35施設、ファミリー・サポート・センター^{※3}5、放課後児童クラブ69と団体数は多い状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

産業が集積し、今後も更に企業の進出・立地が見込まれる当圏域においては、勤労者が健康で安心して働ける環境を確保するため、事業所の心と身体の健康づくり指導をサポートします。また、多様なものづくり人材が求められるなか、女性労働力も重要であり、子育てしやすい就労環境の整備、保育サービスの充実、地域資源の有効活用に取り組みます。

主な取組み内容

- ① 勤労者の心と身体の健康づくり支援
 - 勤労者が健康で安心して働ける職場環境の整備と医療制度改革の適正実施を目的とした事業所等の職域保健の充実強化を支援します。
 - 生活習慣病予防につながる幼少期からの適正な食生活体験を育むため、地域食文化、食教育の専門家等の人材、団体を活用した事業を展開するなど、保育・学校・地域・家庭の協働による地域での積極的な食育を推進します。
- ② 勤労者の子育て支援
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を支援するとともに、その中で多様な働き方を選択できる労働条件の整備を支援します。

- 企業共同保育所の開設に向けた支援を進めるとともに、地域ボランティア等の活用、地域子育て支援センターの機能強化による子育て支援体制の整備を進めます。
- 全県の課題でもある医師確保対策では、産婦人科医については、地域を越えた連携を図るとともに、小児科救急については、小児救急医療電話相談事業の普及啓発を促進します。

3 取組みにあたっての役割分担

勤労者が健康で安心して働ける環境を確保するためには、本人の健康管理能力の向上につながる事業所における勤労者への積極的な保健指導などの健康づくり対策の推進及び子どもを生み育てやすい就労環境の整備等を進める必要があります。

このため、県においては、事業所の心と身体の健康づくり対策や一般事業主行動計画の策定に対する支援、子育て支援ボランティア等の社会資源の把握、子育て活動支援団体のネットワーク化支援など事業所等が積極的に取組みができる環境を整備します。

県	市町村	団体・事業所等
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所健康づくり体制の把握 ・実態把握、ニーズに基づくメタボリック・シンドローム^{※4}及びメンタルヘルス対策^{※5}指導支援 ・生涯を通じた食育推進 ・企業訪問による一般事業主行動計画の策定支援 ・子育てに関する情報のデータベース化 ・NPO法人が運営する企業共同保育所等の開設促進支援 ・子育て支援ボランティア等の社会資源の把握と情報整理 ・子育て活動支援団体のネットワーク化支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康生活定着のための各種健康教室の開催 ・うつと自殺に関する正しい知識と情報の提供 ・食生活改善推進員等のボランティア活用による子どもから大人までの食育指導の実施 ・病時保育所、延長保育所の拡大 ・子育て支援総合コーディネータ配置事業の推進 ・子育て教室の開催など 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づく個別保健指導の徹底 ・保健師等の保健指導者の配置 ・有所見者に対する管理職等の積極的な保健指導介入 ・一般事業主行動計画の策定と推進 ・子どもを産み、育てやすい雇用制度の確立 ・事業所内託児施設に関する積極的取組 ・事業所と地域の連携による子育てサポートネットの構築など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 勤労者の心と身体の健康づくり支援 目標 健康教育受講者数 18年度：422人 ⇒ 22年度：800人	事業所の健康づくり支援 生涯を通じた食育推進 心と身体のポピュレーションアプローチ ^{※6}			
② 勤労者の子育て支援 目標 一般事業主行動計画策定率 18年度：10.5% ⇒ 22年度：50%	企業訪問による一般事業主行動計画の策定支援 子育て支援ボランティア等の社会資源の把握	情報提供		

※1 健診有所見者：職場の健康診断で検査結果が正常基準値以外であった者。

※2 一般事業主行動計画：次世代育成支援対策法に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させるための行動計画の策定が義務付けられたこと。

※3 ファミリー・サポート・センター：地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

※4 メタボリック・シンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされた状態のこと。

※5 メンタルヘルス対策：事業所等において、うつ病等の心の病気の発生を防ぐため、ストレスの低減や病気の早期発見、復職後の援助等を行なうこと。

※6 ポピュレーションアプローチ：メタボリックシンドロームの概念や生活習慣病予防の基本的考え方を広く普及すること。

9 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり

1 目指す姿

高齢者が社会活動等を通じて生きがいを持ち、できるだけ要介護状態にならないよう健康を維持し、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活できる地域が形成されています。

指標	現状（H18年）	目標値（H22年）
居宅介護サービス利用割合	50.6%	52.0%

【目標値の考え方】

本県の居宅介護サービス利用割合は、平成17年度実績と比較すると全国40位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として居宅介護サービス利用割合を全国水準である52.0%まで高めることを目指すもの。

現 状

- 県南圏域の高齢化率（平成17年10月1日現在）は、岩手中部24.8%、胆江26.5%、両警28.0%です。（県全体24.5%）
- 県南圏域の高齢者人口（平成18年度⇒26年度）は、岩手中部が60,026人⇒64,963人（4,937人増）、胆江が38,227人⇒41,074人（1,847人増）、両警が40,841人⇒42,441人（1,600人増）となり、8年間で9,384人の増加が見込まれます。
高齢化が進み高齢者人口が増える中、高齢者が生きがいを持って生活し、活力ある地域となるためには、高齢者の地域における社会活動の活発化が必要です。
- 県南圏域の要介護・要支援認定者率（平成18年度⇒26年度）は、岩手中部が17.7%⇒20.3%、胆江が17.1%⇒18.4%、両警が17.2%⇒18.4%となり、8年間で4,364人の増加が見込まれます。
要介護となっても安心して地域で生活できるためには、住み慣れた地域で様々な介護サービスが展開される必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

高齢化が進み高齢者人口が増える中、高齢者が生きがいを持って生活し、活力ある地域となるため、「元気高齢者」の地域における社会活動の活発化を促します。また、できるだけ健康を維持し、要介護とならないための「介護予防」や要介護となっても住み慣れた地域で安心して生活できるための「地域密着型介護サービス」の整備を促進します。

主な取組み内容

- ① 高齢者の社会活動への参加促進
 - 高齢者が生きがいを持ち、活力ある地域社会づくりのための「高齢者社会貢献活動」を促進します。
 - 社会活動団体の把握を行い、その活動の活性化に資する適切な情報提供や先進的活動を行っている団体への高齢者保健福祉助成金（助成団体：長寿社会振興財団）の活用を促進します。
- ② 介護予防従事者の資質の向上
地域包括支援センター、市町及び介護サービス事業者の介護予防従事者に対する専門研修や要支援・要介護状態となるおそれのある「特定高齢者」に対する介護予防事業を支援します。
- ③ 地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供する地域密着型サービスの整備促進
各市町・保険者が策定した「介護保険事業計画」の地域密着型サービスの整備目標が達成されるよう、市町・保険者及び事業者に対し適切な助言と情報提供を行います。

3 取組みにあたっての役割分担

高齢者への支援は、住民に身近な市町が中心となり、その地域の住民、福祉団体、介護サービス事業所などとの協働により、地域力を最大限に発揮していくことが重要となります。

県	市町	企業・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動団体の把握と適切な情報提供 ・長寿社会振興財団助成金の活用の促進 ・介護予防研修会の開催 ・市町・保険者への適切な助言 ・先進事例等の情報提供など 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動団体結成や具体的活動への助言 ・地域包括支援センターの体制整備や適切な業務管理 ・介護予防事業（地域支援事業）の適切な実施 ・介護保険事業計画に基づく整備 ・公正・公平な事業者選定・指定及び指導の実施など 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ等による社会活動の活性化 ・サラリーマンOBの社会活動の促進 ・各種職能団体による自主的研修等の実施 ・新予防給付の適切な実施 ・事業者等による事業実施など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 高齢者の社会活動への参加促進 目標 高齢者社会参加活動率 18年度：53.8% ⇒ 20年度：55.9%		助成活用による活動の促進		
② 介護予防従事者の資質の向上 目標 介護予防事業による 特定高齢者の予防効果率 18年度：12% ⇒ 20年度：20%		介護予防活動の促進		介護予防活動の定着と充実
③ 地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供する地域密着型サービスの整備促進 目標 地域密着型サービス整備数 18年度：31箇所 ⇒ 20年度：58箇所		サービスの整備促進		サービスの定着と充実

10 障害者の地域での自立及び就労支援

1 目指す姿

障害者が住み慣れた地域に必要な福祉サービス等が利用でき、安心・安全に、あるいは人によっては就労の機会が提供され、その人らしく、いきいきと暮らしています。

指標	現状（H18年）	目標値（H22年）
施設から地域生活に移行する障害者数	63人	414人

【目標値の考え方】

平成18年度に県が行った調査で、圏域内の障害者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち、受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの（目標値H23年度）。

現状

- 障害者自立支援法の施行により、平成18年4月から障害福祉サービスの利用者負担は、原則1割となっています。また、平成18年10月から障害者相談支援事業は、市町が実施主体となっています。
- 県南圏域においては、平成18年8月31日現在、利用者負担の見直しによる障害福祉サービス利用中止者が入所施設で6名（県12名）、通所施設で10名（県19名）となっています。
- 障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援するためには、今後も引き続き相談支援体制を充実していくことが必要です。
- 県南圏域の障害者雇用率は1.48%（県1.69%）、障害者雇用達成企業数は48.7%（県46.5%：全国42.1%）となっています。
 なお、県では平成22年度までに民間企業の障害者雇用率を1.93%に引き上げることを目標にしています。（法定雇用率1.8%）
- 障害者の自立を促進するための就労の場は十分ではなく、障害者が必要な障害福祉サービスを受け、地域で生き生きと生活するためには、多様な就労支援が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組み

障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援するため、相談支援体制の確保、障害福祉サービスに関する必要な情報提供等の支援を行います。

また、採用事業所の開拓、就労支援ネットワークの構築等の就労支援に取り組みます。

主な取組み内容

- ① 住まいの場、日中活動の場等多様なサービス基盤の整備
 - 障害者が必要とするサービスが受けられるよう、市町の障害福祉計画の策定や計画に基づく事業実施への支援を行います。
 - 相談支援事業に従事する者の資質向上を図るため、引き続き圏域単位の連絡調整会議を開催します。
- ② 障害者の多様な就労支援及び経済的自立の促進
 - 障害者の多様な就労を支援するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等とのネットワークを構築するとともに、胆江障害者就業・支援センターとの共同による障害者支援ボランティアの養成を実施していきます。
 - 障害者の経済的自立を促進するため、授産事業県南ネットワーク（あべじゃネット）を通じて、工賃拡大を可能とする授産施設等の経営安定化に向け、経営課題等に対する個別支援や施設等相互による事業化や情報共有のための集団支援を行います。

3 取組みにあたっての役割分担

障害者への支援は、住民に身近な市町が中心となり、その地域の障害福祉サービス事業所、医療機関、福祉団体などとの協働により、地域力を最大限に発揮していくことが重要となります。

このため、県においては、市町への支援をするとともに障害者の経済的な自立を促進するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等とのネットワークの構築による就労支援や授産施設等の経営課題に対する支援を行います。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> 市町への支援 連絡調整会議の開催 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連絡会の開催 授産施設等に対する個別支援、集団支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援体制の確保 自立支援協議会の設置・運営 障害福祉計画の策定及びサービス基盤の整備 就労を希望する障害者に対する事業所訪問等の個別対応など
事業所・団体等	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> 個別相談の対応 自立支援協議会への参画 サービスの提供 障害者の正しい理解 障害者の実習受け入れ 障害者のものづくりに対する専門的な助言、指導など 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の正しい理解 障害者の地域生活の支援 ボランティア活動等による支援など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 住まいの場、日中活動の場等多様なサービス基盤の整備 目標 障害者グループホーム※1等利用者数 18年度：280人 ⇒ 22年度：451人	サービス基盤の整備 情報提供・市町村支援 障害者相談支援体制の維持			
② 障害者の多様な就労支援及び経済的自立の促進 目標 障害者雇用率 18年度：1.48% ⇒ 22年度：1.93%	連絡会の開催 実習受け入れ事業所の開拓 (胆江障害者就業・支援センターとの共同実施) 障害者支援ボランティアの養成 (胆江障害者就業・支援センターとの共同実施) 授産事業等へのトータルサポート (授産事業等の個別支援・集団支援)			

※1 グループホーム：数名の障害者が世話人さんの援助（食事の提供、身の回りの世話等）を受けながら、アパート等を借りて共同生活を行うこと。

1 1 健康危機管理体制の構築

1 目指す姿

行政や保健・医療など関係機関の連携により、平時から生命や健康を脅かす事態（健康危機）の発生に備えた体制が整備されています。

指標	現状（H18年）	目標値（H22年）
広域に対応した健康危機管理体制整備に係わる関係機関の数	—	60機関

【目標値の考え方】

県南圏域の3医療圏（岩手中部、胆江、両磐）において、各医療圏ごとに20機関（市町、医師会、医療機関、消防、警察、福祉施設、ライフライン^{*1}事業者等）が健康危機管理体制の整備に係わることを目指すもの。

現 状

「健康危機管理」とは、各種自然災害の他、食中毒、飲料水、毒劇物、感染症などの何らかの原因により、住民の生命と健康の安全を脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、治療、被害の拡大防止、医療機関の確保等に関する業務を行うことです。

- 岩手県では、主な危機を3区分（1自然災害、2武力攻撃事態等、3事故災害及び重大事件等）22項目の事態に分けて、「岩手県危機管理対応方針」を策定し、危機発生時の情報伝達体制を整備しています。
- 今後30年の間に宮城県沖や三陸南部海溝を震源とする地震が高い確率で発生すると想定されており、地震の規模は宮城県沖でM7.5前後、三陸南部海溝でM7.7前後とされています。
このため、地震による災害発生時に的確に対応するため、マニュアルの整備・検証、ライフライン事業者との協働による訓練や災害要援護者に対応するための支援体制づくりが必要となっています。
- 近年、新型インフルエンザなどの流行による感染症の健康被害の発生が想定されています。
これらの発生した際に迅速に対応するため、医療機関等との協働によるマニュアルの整備・検証、訓練が必要となっています。
- 県南圏域は、一関市を中心とする地域で豪雨や台風の自然災害によってしばしば、水害の被害を受けています。
- 事業所の火災等により、健康危機が懸念される事例が発生しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

将来、発生が予想される災害ごとに、医療機関やライフライン事業者の協力を得て、被害の発生防止、拡大防止及び治療等に対応するためのマニュアルを整備するとともに、定期的なマニュアルの検証や様々な事態を想定した訓練を実施します。

主な取組み内容

- ① 各種健康危機発生に迅速・的確な対応を行うためのマニュアルの作成及び健康危機発生に備えた実践的な訓練方法の検討と訓練の実施
 - 災害別及び地域別になっている各種対応マニュアルについて、「県地域防災計画」に定められた県南圏域を中心とした地域での応援体制の構築や関係機関の役割を明確にしたマニュアルを作成するとともに、随時見直しを行っていきます。
 - 関係機関との連携や自組織の役割及び対応方法についてのシミュレーション訓練^{*2}を実施するとともに訓練による課題の整理を行い、「県地域防災計画」に定められた迅速・的確な対応ができる体制を整備します。
- ② 災害要援護者（高齢者、障害者、子ども等）に対する支援体制の整備及び訓練の実施
 - 健康危機が発生した際に、高齢者、障害者等は一般の者とは別に、特別の支援が必要となるため、支援体制を整備します。
 - 社会福祉施設等が被害を受けた場合の広域での相互協力体制の整備を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

自然災害や新たな感染症など多様な健康危機発生に備え、県、市町や保健・医療などの関係機関の連携した危機管理対応が必要です。

このため、県においては、県地域防災計画に基づく広域圏に対応したマニュアルの作成や訓練の実施及び災害時要援護者に対する支援体制の整備などに取り組みます。

県	市町村	企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・県南広域圏を中心としたマニュアル作成、取りまとめ ・訓練方法の検討 ・訓練の計画・実施 ・災害時要援護者に対する支援体制整備に関する協議会の計画・実施など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるマニュアルの作成 ・県南広域圏を中心としたマニュアルの検証への参加 ・訓練方法の検討 ・訓練への参加 ・知識の広報 ・災害時要援護者に対する支援体制整備にかかる協力、情報提供など 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体ごとの対応マニュアルの作成 ・訓練への参加 ・災害時要援護者に対する支援体制整備にかかる協力、情報提供など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 健康危機発生に迅速・的確な対応を行うためのマニュアルの作成及び健康危機管理発生に備えた実践的な訓練方法の検討と訓練の実施</p> <p>目標 訓練参加機関数 18年度：－ ⇒ 22年度：50機関</p>	<p>実態に即したマニュアルの改訂及び随時見直し</p> <p>健康危機管理システムの検討</p> <p>マニュアルに即したシミュレーション訓練の実施</p>	<p>健康危機管理体制の構築</p>		
<p>② 災害時要援護者（高齢者、障害者、子ども等）に対する支援体制の整備及び訓練の実施</p> <p>目標 訓練に参加する災害時要援護者数 18年度：－ ⇒ 22年度：100人</p>	<p>災害時要援護者に対する支援体制整備に関する協議会の開催</p> <p>災害時要援護者に対する支援訓練の実施</p>	<p>災害時要援護者に対する支援訓練の計画</p>		

※1 ライフライン：生命線の意。生活・生命の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・物流等の諸設備の総称。
 ※2 シミュレーション訓練：健康危機が発生した時の状況を仮想定し、その下で、災害医療救急に携わる者の意思決定や対応行動を訓練すること。

12 住民のくらしを守る防災対策の推進

1 目指す姿

30年以内に発生する確率は99%と予想される「宮城県沖地震」や、突発的に発生する集中豪雨など様々な自然災害の発生に備え、ハード・ソフト両面から、きめ細かい対応が施されています。

現状

- 阪神淡路大震災の教訓として、災害時の物資輸送に必要な路線を確保するため、橋梁の架橋年次や交通量等により重要度をつけ、順次橋梁の耐震補強工事を進めてきましたが、県全体の対策率は平成18年度末時点で、約61%となっています。高い確率で発生が予想される大規模地震に備え、橋梁等の耐震対策を進めることが必要です。
- 宮城県沖地震や日本海溝・千島海溝型地震の発生が切迫している中、本県の平成18年度末における建築物の耐震化率は、住宅65%、不特定多数の方が利用する建築物は70%となっており、対策の促進が急がれます。
- これまでの記録をはるかに上回る集中豪雨により、一級河川砂鉄川を中心として床上浸水など大きな災害が発生し、その復旧に鋭意取り組んでいます。県南圏域の河川整備率は平成17年度末55.8%であり、これからも洪水対策としての河川の整備は、住民が安心して生活できる環境を構築するため進めていく必要があります。
- 県南圏域には、がけ地などの土砂災害危険箇所は821箇所^{*1}あり、これまでに整備された箇所は106箇所、その整備率は12.9%となっています。これまで河川、海岸、砂防等の防災施設整備で対応してきたが、多大の費用と時間を要することから、河川情報の提供や土砂災害警戒区域指定などを含めた総合的な土砂災害対策の推進が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組み

ハード・ソフト施策を効果的に組み合わせた地震、洪水、土砂災害などの対策を進めます。

住民と行政が協働するパートナーシップの構築を図り、県民の意志や住民の主体性をより尊重する安全安心な地域づくりを進めます。

主な取組み内容

- ① 地震対策の推進（橋梁）
国と連携しながら、緊急輸送路を中心とした橋梁耐震対策を計画的に進めます。
- ② 地震対策の推進（建築物）
平成19年1月に策定された「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、従来から行っている耐震診断支援のほか、耐震改修への支援、安心して住宅等の改修ができるようにするための業者育成、普及啓発などの取り組みを総合的に推進します。
- ③ 洪水対策の推進
平成14年7月の台風6号により激甚な災害が発生した一級河川砂鉄川の緊急河川改修を行います。また、他の中小河川の改修工事や遠野第2ダムの建設を推進し、洪水被害の防止対策を進めます。
- ④ 土砂災害対策の推進
今まで同様に、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業を推進するほか、がけ崩れ危険箇所からの住宅移転費の一部を補助し「つくる」から「移る」への取り組みを進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

緊急輸送路確保のための橋梁耐震補強や河川改修事業等のハード整備を進める一方、ハザードマップ※2の作成などソフト対策にも取り組みます。

また、「胆沢ダム」や「一関遊水地事業」の整備を促進します。

県	市町	国
<ul style="list-style-type: none"> 橋梁耐震対策の推進 河川改修の推進 市町村の行う耐震対策への支援 土砂災害対策の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の耐震対策 ハザードマップ※2の作成 避難路の設定・周知 住民への耐震対策の支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 北上川の河川改修 「胆沢ダム」や「一関遊水地事業」の整備など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 地震対策の推進（橋梁） ※指標等検討中	緊急輸送道路の橋梁3ヶ年プログラム	橋梁耐震補強の実施		
② 地震対策の推進（建築物） ※指標等検討中		岩手県耐震改修促進計画の推進		
③ 洪水対策の推進 ※指標等検討中	河川改修			
	ハザードマップの作成			
④ 土砂災害対策の推進 ※指標等検討中	急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業の推進			
	がけ崩れ危険住宅移転促進事業			

※1 821箇所：保全人家5戸以上の土石流危険渓流390渓流、保全人家5戸以上の急傾斜地崩壊危険箇所339箇所、及び地すべり危険箇所92箇所を合わせた数値。

※2 ハザードマップ：防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

1 3 環境と共生した持続可能な地域社会の構築

1 目指す姿

一人ひとりが環境に関して正しく理解・判断し、自主的に行動できるとともに、環境と経済の調和のとれた環境先進地域が形成されています。

指標	現状（H18年）	目標値（H22年）
県民、企業、行政が環境保全活動を行っている と満足している 県民の割合	24.7%	33%

【目標値の考え方】

県民の「満足・やや満足」と回答する割合を、4人に一人から3人に一人に高めることを目指すもの。

現 状

- 県南圏域では、各種産業の集積が進んでおり（県南圏域の製造業事業所数1,334社）、多種多様な化学物質の使用や各種産業廃棄物の排出があり、一部には化学物質による土壌や地下水の汚染、また産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理がみられます。
- 持続可能な社会の形成にあたっては、市民の取組みの他、企業自体においてもより環境負荷の低減に努めながらの経済活動（価値創造）が必要です。
これまでも一部企業で環境ISOの認証取得^{*1}などへの取組みが見られますが（県南圏域のISO取得事業所数187社）、岩手県で策定した「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度（県南圏域の取得事業所数55社）などの活用を図りながら、企業の環境取組みを支援していくことが必要です。
- これまで下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備などにより、北上川中流域の河川水質は概ね良好な状態ですが、水路等の三面張化などにより自然の持つ自浄作用の低下やさらには温暖化に伴う水環境の変化などが懸念されます。
- 森林は水源かん養、山地災害防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、野生生物の生息地確保など多くの公益的機能を有しています。こうした公益的機能が損なわれることのないよう保全・整備などの取組みが必要となっています。（県南圏域における森林面積35万6千ha、県内森林面積の約30%）
- 地球温暖化防止に向けて、県民一人ひとりが関心を持ち理解し行動していくことが重要です。（意識はあるが行動していない割合30%）
- 早池峰地域においては、グリーンボランティア^{*2}（登録数257名）やNPOとの連携により各種保全の取組みが行われています。こうした取組みを栗駒国定公園域などにも拡大していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

NPOの活動や企業の環境への取組みを活性化するための流域協議会や温暖化対策地域協議会などへの支援を行います。

また、広域的な連携の促進など多面的に環境活動を支援します。

主な取組み内容

- ① 森を大切に守り育て、きれいで豊かな水を維持し、人が水と緑に親しめる流域の確保
 - 流域協議会の環境活動の充実強化を図るとともに、各流域の連携による地域の環境保全を推進します。
 - 「いわての森林づくり県民税」を活用した、環境保全のための間伐推進などの森林整備を実施します。
 - これまでの生活排水対策や工場事業所の監視指導のほか、農地等の非特定汚染源対策（面源負荷削減）などを推進します。
- ② 循環型社会構築に向けた住民・事業者への啓発・人づくり、環境にやさしい産業の振興
 - いわて地球環境にやさしい事業所認定取得数の促進を図ります。
 - 不法投棄、不適正処理防止のため、関係機関と連携を図りながら監視指導を強化します。

- リサイクル産業（廃棄物や未利用バイオマス等を資源として再生利活用する産業）の振興、バイオマス^{※3}のエネルギーとしての利用を促進します。
- 環境と調和した持続可能な農業の推進のためエコファーマー^{※4}の確保や農地・水・環境保全向上対策の推進、耕畜連携による家畜排せつ物の利用の促進、バイオマスとしての活用の検討をします。
- 一般廃棄物減量化に向けた経済的手法の検討や3R^{※5}を推進します。
- 地域の実態を見極めながらより効率的なごみ処理システムの検討を行います。
- ③ 地球温暖化防止のためのライフスタイル変更に向けた意識啓発、人づくりの推進
 - 地球温暖化対策地域協議会の設立促進を図ります。
 - 身近にできる「CO2ダイエット・マイナス8%いわて」県民運動の推進など岩手県地球温暖化対策地域推進計画に着実に取り組みます。
 - 地球温暖化防止活動推進員及び岩手県地球温暖化防止活動センターなどとの連携のもと、地域における取り組みを支援していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

環境と共生した地域社会の形成にあたっては、県民一人ひとりの環境意識を高めることが必要で、環境を支える人づくりや県民、NPO、事業者、行政の連携・協働が重要です。

このため、県においては、広域的な連携を図りながら地域の環境活動への支援や取組みの活性化を図るための事業の実施、また、分かり易い環境情報の提供など啓発に努めていきます。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援 ・事業実施 ・取組みへの協力、情報提供など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援 ・事業実施 ・取組みへの協力など
企業等	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策への協力 ・地域住民やNPO支援 ・自発的活動など 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携 ・地域内連携 ・自発的活動など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 森を大切に守り育て、きれいで豊かな水、人が親しめる流域の確保 目標 環境活動団体 18年：72団体 ⇒ 22年：85団体	森川海条例に基づく事業実施 流域協議会の活動支援 流域協議会の広域連携推進			
② 循環型社会構築に向けた啓発・人づくり、環境にやさしい産業の振興 目標 いわて地球環境にやさしい事業所数 18年：53社 ⇒ 22年：88社	やさしい事業所認定の実施 不法投棄等の監視指導強化 効率的なゴミ処理システムの検討			
③ 地球温暖化防止のためのライフスタイル変更などの啓発、人づくりの推進 目標 地球温暖化対策地域協議会数 18年：2団体 ⇒ 22年：10団体	市町との連携による温暖化対策地域協議会設立支援 意識啓発・情報提供の実施 地域における取組みの支援			

※1 環境ISO：企業や団体等の組織が事業活動を行う際の環境影響考慮活動などに係る国際規格。
 ※2 グリーンボランティア：高山植物の保護、利用者へのマナー指導などの活動に取り組むボランティア。
 ※3 バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源
 ※4 エコファーマー：環境保全型農業を行う農業者で、県知事が認定。
 ※5 3R：廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）。

14 暮らしの環境とまちづくりの推進

1 目指す姿

住民が安心して快適に暮らせる住みよいまち、魅力と賑わいのあるまちが形成されています。

現 状

- 本県の人口は平成9年以降減少し、県南圏域においても平成10年以降減少傾向にあり、平成17年の人口529,234人に比べ平成18年は525,962人と3,272人、0.6%減少しました。
- 年少人口は昭和30年を、生産年齢人口は昭和54年をピークに減少しているのに対し、老年人口は一貫して増加しています。全県の平成18年の老年人口、25.1%に対し県南圏域は26.7%となり、少子高齢化が進んでいます。
- 暮らしの環境としての「まち」については、市街地に限らず「郊外」も重要な生活拠点となっています。厳しい財政事情などから再び中心市街地にあらゆる施設を集約することは困難です。中心市街地のみならず郊外や中山間地域も、お互いに機能を連携し補完しあいながら、それぞれが活性化していく必要があります。
- 中心市街地は比較的インフラ（社会基盤）等の基盤が整備されていることや、歴史的・文化的要素が蓄積されているなどの発展可能性を持っていますが、居住者の減少や公共機能の拡散により、空き店舗の増加（商店の減少）や「まつり」の廃止など、居住者・消費者に対する求心力が減少し、更に空洞化が進むと予想されます。
- 安全で安心なまちを目指し、歩行者の安全確保対策として歩道の整備を進めています。県南圏域の県が管理する通学路歩道整備率は、平成18年度末で63.8%（県全体63.7%）となっています。
- 地域ごとの特色ある景観が失われていることから、平成16年に景観法が施行され景観への取り組みが求められています。特に平泉では、世界文化遺産登録へ向け、「浄土思想を基調とする文化的景観」を阻害する施設の改良や景観を保全する必要があります。
- 污水处理施設の整備が進められていますが、接続率が進まない状況にあります。県南圏域の污水处理人口普及率（平成18年度末）は西和賀町の85.9%が最高で県平均の67.3%を4市町が上回っているものの、県平均を下回る市町は5市町あります。

2 目指す姿を実現するための取組み

まちは、中心市街地や農山村地域を含んだ、様々なコミュニティの集合体であり、それぞれが密接に関連してコミュニティが元気になることで、地域全体が活性化（＝まちづくり）することから、郊外から周辺集落までを含めた総合的な「まちづくり」「地域の活性化」について市町と共に研究し、効果的な施策を作成・展開していきます。

ひとにやさしいまちを目指して、ユニバーサルデザイン^{※1}を推進するとともに、安全、環境、景観に配慮した、污水处理施設や電線地中化などの基盤整備を進めます。

主な取組み内容

- ① 充実感を持続的に得られる個性あるまちづくり
 - 地域コミュニティの連携による活性化など住民参画による、まちづくり計画を策定するため、市町と共に研究し、効果的な施策を作成、展開していきます。
 - 中心市街地の賑わい創出する取り組みや、商業を活性化させる取り組みを推進します。
- ② 歩行環境の整備

安全で安心なまちづくりを目指し、歩行者の安全確保対策として通学路などの歩道を整備します。

③ 都市の景観保全・形成

都市部の電線地中化を進めると共に、違反広告物の撤去や景観を阻害する施設の改良を推進します。

④ 汚水処理対策の推進

流域下水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の推進と共に、接続率の向上を目指してPR活動を実施していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

まちづくり三法の改正^{※2}により、地域自らの主体的、積極的な取組みが求められ、まちづくりには、商業的、社会的、都市計画的な見地など、多面的な検討が必要です。

このため、県においては、市町と共に調査・研究し効果的な施策が実施されるよう支援すると共に、快適なまちを目指し社会基盤整備に取り組みます。

県	市町村	住民等
<ul style="list-style-type: none"> ・県南地域まちづくり研究会の設置 ・都市計画道路の整備 ・汚水処理施設整備への支援 ・歩行環境の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり計画の策定 ・都市計画道路の整備 ・汚水処理施設整備等 ・歩行環境の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり計画の策定への参画など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 充実感を持続的に得られる個性あるまちづくり 目標 施策展開モデル市数 18年度：—⇒22年度：2市町	研究会によるコミュニティ調査・研究	モデル市町と連携し施策の研究・展開		
② 歩行環境の整備 ※指標等検討中	通学路等の歩道整備			
	都市計画道路の整備			
③ 景観の保全と創造 ※指標等検討中	電線地中化工事			
	道路管理施設の景観対策			
④ 汚水処理対策の推進 目標 汚水処理人口普及率 18年度：64.6%⇒22年度：80.3%	汚水処理対策			

※1 ユニバーサルデザイン：日常使う施設や製品を障害者や高齢者を含めた、だれにでも使いやすくデザインすること。

※2 まちづくり三法の改正：中心市街地の活性化を目的に平成10年から12年にかけて改正、制定された都市計画法、中心市街地活性化法及び大規模小売店舗立地法をまちづくり三法という。その効果が現れなかったことから「都市機能の市街地集約」、「中心市街地のにぎわい回復」を目的に都市計画法と中心市街地活性化法が平成18年に改正された。

Ⅲ 沿岸広域振興圏

1 圏域の目指す将来像

- 沿岸広域振興圏(以下、「沿岸圏域」という。)では、近年、世界的シェアを誇る高度部材製造産業の立地集積が進みつつあります。
今後、これら中核的企業群のさらなる集積と、産学官連携などによる海洋資源などの地域の産業シーズを活用した新たな産業の創出などが活発化し、世界市場へ進出する地域産業の展開が加速していくことが期待されています。
- 沿岸圏域は、海陸の交通ネットワーク整備が着々と進んできており、これらの産業基盤を活かし、自動車ほか工業製品等の物流拠点として機能してきています。今後、世界とつながる拠点としてさらに機能が高まっていくことが期待されています。
- わが国を代表する海岸美をはじめとした優れた自然景観や、これまでに培われてきた産業風土、歴史文化など様々な地域資源を有しており、それらを活かしながら企業誘致や観光など定住・交流人口の拡大が期待されています。
- 今後30年以内に発生する可能性が極めて高い宮城県沖地震などによる地震津波等の災害から住民生活を守る基盤整備が進んできているなど、安全安心に暮らせる沿岸圏域の形成が期待されています。
- 地域ぐるみの少子化対策や健康づくりの取り組みなどが地域主体で進んできています。今後、地域の伝統文化や地域コミュニティを大切にしながら安心して健やかに暮らす定住環境づくりが一層進むことが期待されています。
- このような地域の現状と将来展望等を踏まえ、地域住民の皆さんやNPO、市町村、県が進むべき方向性を共有し、力を合わせて自立した広域振興圏の確立に取り組むため、沿岸圏域の今後目指すべき将来像を次のとおり設定します。

**三陸から世界へはばたく産業が躍動し、
海陸の交流拠点としての機能を担う地域**

2 圏域の振興施策の基本方向

沿岸広域振興圏の「目指すべき将来像」の実現を目指し、現実とのギャップ（課題）を解決するため、平成19年度から22年度までの4ヵ年において、次の2つの基本方向と11の重点施策について、特に重点的に取り組んでいくこととします。

I 地域の自立を支える産業の振興

- 地域の基盤である農林水産業の維持拡大を図り、それら地域資源を活用して生産者や加工流通事業者をはじめ観光・外食関連産業など地域産業全体で、海外市場も視野に競争力ある食産業の集積形成に向けた取り組みを進めます。
- 世界的シェアを誇る高度部材製造産業の着実な拡大等が進むなか、さらなる集積を促進します。また、地域企業の経営力の強化、産業人材の育成及び産学官連携等による新たな産業の創出などを図り、活力あるものづくり産業の展開と雇用拡大等を進めます。
- 三陸の海岸美などの優れた自然景観や歴史文化、産業遺産などの様々な地域資源を活用し、地域産業全体が一体となって地域回遊交流型観光を造成し、観光など交流人口の拡大を図ることにより、観光関連収益をはじめ地域への様々な活力創出等を進めます。

《重点施策》

- 1 地域産業の基盤としての農林水産業の振興
 - ① 水産業
 - ② 農業
 - ③ 林業
- 2 沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開
- 3 地域経済をリードするものづくり産業の集積
- 4 総合産業としての観光の展開
- 5 雇用環境の改善
- 6 産業を支える社会基盤の整備

II 安全・安心な暮らしができる三陸地域の形成

- 宮城県沖地震などの地震津波による被害発生が想定されていることから、防災意識の高揚・普及啓発や防災対策施設の整備等に努めます。また、便利で快適な住民生活の維持向上のため、生活基盤の整備を進めます。
- 安心して健やかに地域生活が営めるよう、地域の伝統や生活文化が息づく地域コミュニティを活かしながら、少子高齢化への対応や保健医療の充実強化などをはじめとする定住環境づくりを進めます。

《重点施策》

- 7 地震津波等災害に強いまちづくりの推進
- 8 生活の利便向上につながる社会基盤の整備
- 9 良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現
- 10 安心して子育てができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現
- 11 安心して健やかな生活を維持向上させる地域医療及び健康づくりの展開

1-① 地域産業の基盤としての農林水産業の振興【水産業】

1 目指す姿

養殖漁業を中心とした収益性の高い水産業の展開が図られ、意欲と能力のある水産業の担い手を中心に、漁家所得の着実な向上が進み、活気に溢れ、人々が誇りを持って暮らす漁村地域が形成されています。

指標	現状（H17）	目標値（H22）
漁業生産額（沿岸漁業（養殖業含む））	244億円	287億円

【目標値の考え方】

増殖効率の向上や養殖業の生産拡大により約43億円の増加を目指すもの。

現 状

- 本県の沿岸漁業生産額（養殖業含む）は、減少傾向が続いており、平成4年に582億円であったものが、平成17年では289億円となっており、ほぼ半分となっています。
- また、本県の海面漁業就業者数も減少の一途をたどり、昭和55年に20,040人であったものが平成15年では10,472人と、半分程度にまで減少しています。更に、高齢化も進み平成15年の60歳以上の男子就業者割合は45%となっています。
- 当圏域では、水産業が第一次産業の中で、就業者及び純生産ともに大きな割合を占めており、また、当圏域の沿岸漁業生産量（養殖業含む）は平成17年で約132千トンであり、県全体に占める割合は86%となっています。
- 近年は、遠洋・沖合漁業の生産が減少し、つくり育てる漁業を推進したことから、養殖業と沿岸漁業の生産割合が7割を越えるまで増加し、養殖業等が重要な地位を占めるようになりました。しかし、養殖業等の経営体は、規模が小さい経営体が多く、担い手の確保・育成が課題となっています。
- 漁協・漁業者の販売力強化への対応や水産加工業者等による高付加価値化の取り組みが始まっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

漁業者及び漁協が行う漁業生産力の向上に向けた取り組みや、意欲ある担い手の育成などを支援していきます。

また、地域水産物の付加価値向上や販売チャネルの多角化などを進めるため、生産者及び加工流通関係者などによる連携の強化を促進します。

さらに、漁獲段階からの徹底した鮮度・衛生管理による高品質な産品や、三陸ならではの商品づくりなどの開発支援を行い、国内外を視野に入れた消費市場（首都圏、中国等）に直結する水産物流の形成を進めます。

主な取組み内容

- ① 自立した漁業経営体の育成支援
 - 意欲ある担い手の活動を更に加速させるため、静穏域など漁場環境の変化等に対応しつつ、漁場の効率的な利用による生産力の強化、新たな生産・販売システム構築を図るため、各漁協が進める地域営漁計画の策定と実行等を支援していきます。
 - 生産力を向上させるため、サケ増殖事業の改善やワカメ養殖の省力化に向けた取り組みなどを進めます。
- ② 戦略的な流通加工販売への取組支援
 - 大手量販店等と共同して商品企画するなど市場ニーズに対応した加工販売体制の構築を進めるため、漁業者と加工流通事業者の連携を強化し、試験研究機関など行政が一体となって前浜資源を活用し付加価値を高めていく取り組みを進めます。
 - 物流環境が着々と好転して来ているなか、三陸ブランドに加え、安全・安心な水産物としてのブランド化を進め、消費市場のニーズに対応しうる基盤等の整備を進めます。
 - ウニやイサダ、ナマコなど国内外の市場拡大が有望な産品の商品化及び販路開拓などを積極的に進めるとともに、観光・外食等の食関連産業との連携を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

水産業の振興を図るためには、自立した漁業経営体の育成や戦略的な流通加工販売への取組みを推進することが必要です。

県においては、上記の取組みが実効性のあるものとなるよう、関係者自らの取組み、漁業者と水産加工業者等のマッチングの支援や生産・商品開発等の技術開発など、関係者とともに取り組みます。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の策定・実行への支援など漁協等が行う取組みや漁業者と水産加工業者等のマッチング支援 ・生産・商品開発に係る技術開発 ・産地魚市場整備に係る漁港整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の策定・実行への支援など漁協等が行う取組みや漁業者と水産加工業者等のマッチング支援 ・産地魚市場の整備等の事業の実施など 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性の向上等を目指す「地域営漁計画」の策定・実行 ・漁業者と水産加工業者等、連携による地域水産物の付加価値向上や新たな流通形態の創出等戦略的な流通加工販売の推進など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 自立した漁業経営体の育成支援</p> <p>目標</p> <p>○販売額1千万円以上の養殖経営体数 17年度：377 ⇒ 22年度：600 (全県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サケ漁獲量 17年度：26千トン⇒22年度：40千トン ・ワカメ生産量 17年度：27千トン⇒22年度：32千トン ・アワビ生産量 17年度：231トン⇒22年度：400トン ・ナマコ生産量 17年度：29トン⇒22年度：32トン (全県) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意欲ある担い手の活動を更に加速させるため、新たな生産・販売システムを構築 ・生産性の向上を目指す沿岸圏域内の19漁協の「地域営漁計画」の策定・実行支援 ○ 生産力を向上させるための重点的な体制整備 ・生産量向上のためのワカメ養殖・加工の省力化 など 			
<p>② 戦略的な流通加工販売への取組み支援</p> <p>目標</p> <p>○イサダ市場の生産額 18年度：5.4億円 ⇒ 22年度：7.4億円</p> <p>○生ワカメの販売額 17年度：8億円 ⇒ 22年度：9.5億円</p> <p>○新たな生ウニ商品販売額 18年度：0億円 ⇒ 22年度：1億円 (全県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マーケットイン志向の販売体制を構築 ・物流会社の配送ルートを利用した、地元水産物の産地消レストラン等への高鮮度供給に対する支援など ○ 消費者視点、実需者ニーズに即した商品開発の促進 ・産学官連携による養殖新品種の開発(ナマコ) など ○ 安全・安心など市場ニーズに対応しうる基盤整備等 ・魚市場整備に対する支援(漁港の整備、市場建設への支援等) ○ 地域における養殖水産物等の付加価値向上 ・漁業者と加工業者との連携支援など(イサダの食用化、生ワカメの契約栽培化、生ウニ商品の開発支援等) ○ 水産資源の高付加価値化 ・カキ殻及び付着物のリサイクル化と販路開拓の支援など 			

1-② 地域産業の基盤としての農林水産業の振興【農業】

1 目指す姿

経営感覚に優れた担い手が育成・確保され、持続的な農業生産を進展しつつ、沿岸部の気象条件や地域特性を生かし、消費者や市場ニーズにあった低コストで高品質な農畜産物の生産振興とブランド化による産地形成が図られ、活力ある農村地域が形成されています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
農業産出額	161億円	162億円

【目標値の考え方】

単収向上などによる園芸の生産拡大と畜産の増頭により約1億円の増加を目指すもの。

現 状

- 当圏域は、やませなどによって農作物の作柄が不安定で、また、広がりのある耕地に限られるため、相対的に農業依存度が低い地域です。
- 農業純生産は、ピーク時の昭和57年度の約100億円から平成16年度には47億円（全県の約5%）と、長期にわたり減少傾向が続き、農業所得も減少しています。
- 高齢化とともに農業就業者数も減少し、平成17年では6,469人と、昭和57年当時（15,179人）の約4割となっており、後継者不足も進んでいます。
- このため、野菜（きゅうり・ピーマン等）や花き（りんどう・シクラメン等）など収益性の高い園芸の振興と、豚・鶏等の施設利用型畜産や高標高地での公共牧場を活用した畜産の振興など、沿岸圏域の地域特性を生かした産地づくりを進めています。

2 目指す姿を実現するための取組み

意欲ある農業者の認定農業者^{*1}への誘導や集落営農^{*2}の推進などにより、経営感覚に優れた担い手を育成・確保します。

また、生産技術等の改善による農畜産物の生産性向上、マーケット側と生産者側とのマッチングの促進による販路の拡大、ブランド化及び高付加価値化による市場競争力の強化により農業所得の向上を支援します。

主な取組み内容

- ① 持続的な農業生産実現のための担い手の育成・確保
 - 就農相談活動や就農計画の策定等の支援により新規就農者の育成・確保に努めます。
また、経営改善計画の実現をめざす認定農業者や集落営農組織等を市町村等と連携しながら支援し、地域農業の核となる安定的な経営体を育成・確保していきます。
- ② 野菜・花きの生産拡大による園芸産地の確立
 - 収益性の高い野菜・花きの生産拡大に向けた技術・経営改善指導や温暖な気候を生かした冬春野菜との組合せによるオリジナル栽培体系を確立し、実需者ニーズに対応した契約栽培の拡大を支援します。
- ③ 畜産物の着実な増産
 - 粗飼料生産基盤の整備による飼料自給率の向上、繁殖基盤整備による肉用牛の頭数拡大を推進します。
 - 牛舎環境対策支援・技術指導を通じた乳質及び生乳生産性の向上を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

担い手の経営改善や農畜産物の販路開拓のためには、市町村・農協等との連携した取組みが必要です。

このため、県においては、技術・経営指導や資金・機械等の導入支援を通じ、経営改善意欲を高めるとともに、自立的な経営を行う担い手の育成に取り組めます。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・農家等への技術・経営指導の実施 ・農業情報の提供 ・営農資金融資・導入の支援 ・営農機械・家畜等の導入に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農窓口の設置 ・認定農業者の育成 ・営農資金融資・導入の支援 ・営農機械・家畜等の導入に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産部会活動の促進 ・営農指導の実施 ・営農資金融資の導入 ・生産資材の供給 ・有利販売先の確保

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 持続的な農業生産実現のための担い手の育成・確保 目標 認定農業者数 18年度：635人 ⇒ 22年度：780人	新規就農者の確保・育成 認定農業者等の育成 集落営農組織の育成			
② 野菜・花きの生産拡大による園芸産地の確立 目標 主要園芸3品目の販売額（系統） 18年度：244百万円⇒22年度：310百万円 3品目：きゅうり、ピーマン、いちご	野菜・花きの生産拡大 契約栽培の拡大			
③ 畜産物の着実な増産 目標 黒毛和種繁殖牛頭数 18年度：2,939頭⇒22年度：4,000頭	黒毛和種・日本短角種の振興 飼養基盤の整備 乳質・生産性の向上			

※1 認定農業者：効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業経営改善計画を作成し、この計画が市町村の認定を受けた農業者

※2 集落営農：集落を基礎とした営農

1-③ 地域産業の基盤としての農林水産業の振興【林業】

1 目指す姿

素材供給体制の整備が図られ、地域の優良な木材資源の販路拡大などにより需要が増大し、意欲ある担い手による森林の健全な維持と造成が図られるとともに、乾しいたけ、ワサビ等の品質向上やブランド化により高付加価値化が図られ、持続可能な地域林業が展開されています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
林業産出額	66億円	77億円

【目標値の考え方】

集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給増等により約11億円の増加を目指すもの。

現 状

- 当圏域は、南部はスギ、北部はアカマツ、カラマツなどの人工林を多く有しており、これらの資源を利用する合板工場や集成材工場など、木材を活用した高次加工施設が多数立地しています。また、乾しいたけ、ワサビ等の特用林産物^{※1}の生産振興にも取り組んでいます。
- 林業純生産は、国産材の市場規模の縮小などにより、昭和55年度の70億円から、平成16年度には37億円となっていますが、近年は、ほぼ横ばいの傾向が続いています。
- 就業者数は、高齢化などにより減少の一途をたどり、昭和57年の2,443人から、平成17年には796人にまで減少しています。
- また、林家の多くが林業経営意欲の低迷状態から脱しておらず、将来的に木材資源としての価値の低下や県土保全・水源かん養機能などの公益的機能の低下が危惧されています。

2 目指す姿を実現するための取組み

森林組合等の林業事業体の機能強化等による新たな地域牽引型経営体^{※2}の組織化や、素材生産者・加工業者・工務店等の連携による木材安定供給体制の整備により、地元企業による取引拡大を推進します。また、優良な木材製品の新規販路の開拓や住宅部材として地域材の需用拡大を図ります。

さらに、意欲ある担い手の確保・育成等により、間伐等の保育管理を促進し健全な森林の維持と造成を推進します。

また、乾しいたけなどの特用林産物の品質向上と効率的な生産への取組みを支援するとともに、地域ブランド化など高付加価値化の取組みを支援します。

主な取組み内容

- ① 木材安定供給体制の整備支援及び担い手の確保・育成の取組み
 - 木材安定供給機能の発揮のため、関係者が連携した木材安定供給連絡会議（仮称）等の設置を促し、地元企業の取引拡大のための支援を行います。
 - 地域における戦略的経営を進めるための地域経営プランの作成を通じ、地域牽引型経営体を育成するとともにプランの実行支援により担い手を育成し、安定的な木材供給体制の整備を支援します。
- ② 特用林産物の生産拡大及びブランド化推進
 - しいたけ等特用林産物生産施設整備事業の導入を推進するとともに、ブランド化のための統一パッケージによる販路拡大等の販売促進支援を行います。

3 取組みにあたっての役割分担

林業の活性化を図るためには、関係者が一体となって取組む必要があるものと考えています。このため、県においては、関係者間の連携強化とそれぞれのスキルアップを支援するとともに、地域特産物の高付加価値化やブランド化を図りながら、森林の健全化、担い手の育成に繋げていく取組みを行います。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・木材安定供給体制の整備促進 ・地域牽引型経営体の育成 ・特用林産物販路拡大支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材安定供給体制の整備促進 ・林業関係補助事業の導入支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材安定供給組織の運営 ・森林経営意識改革セミナーへ参加 ・特用林産物販路拡大営業 など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 地元企業の取引拡大のための安定供給体制の整備支援の取組み 目標 ・木材素材生産量（民有林、針葉樹） 16年：128千m ³ ⇒22年：178千m ³ ・地域牽引型森林経営体の育成 18年度：3経営体⇒22年度：9経営体	宮古地域：木材安定需給連絡会議の設置及び参加促進 大船渡・釜石地域：連絡会議での情報共有、木材安定供給体制の強化			→
	経営指導等の支援			→
② 特用林産物の生産拡大及びブランド化による高額出荷の取組み 目標 しいたけ生産量（生及び乾） 17年：1,622 t ⇒22年：1,835 t （うち、乾しいたけ生産量 17年：94 t ⇒22年：158 t）	補助事業導入の支援			→
	統一パッケージ作成・配付 新規販路の開拓			→

※1 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称

※2 地域牽引型経営体：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体

2 沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開

1 目指す姿

地域の優れた農林水産物を有効活用し、一次生産者から加工流通、観光・外食事業者など地域産業全体での広範な連携により、付加価値生産の高い食産業の展開と関連産業のクラスター※1化が進んでいます。

指標	現状 (H16)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	868億円	909億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後の出荷額を概ね1割増を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、平成22年度の目標値を909億円（41億円増）とするもの。

現 状

- 当圏域の食品製造業事業所数は237事業所（平成17年）で、圏域の全製造業事業所数600事業所の約4割を占めているとともに、県全体の食料品製造業事業所数624事業所のうち約4割が沿岸圏域の事業所となっています。
- 水産加工、菓子製造などの分野で着実に事業拡大を図ってきている事業者もみられますが、後継者等の人材確保、商品開発力や経営基盤などに課題を抱える小規模事業者が多い状況です。また、業態をみると、全般的に、低次加工、低付加価値、食材供給型の事業所の割合が高く、特に水産加工関係では、高次加工製造や高付加価値商品開発に取り組む事業所が少ない状況になっています。
- このようなことから、平成18年度に創設した県北沿岸の中小企業向け特別融資制度など各種支援制度の導入をはじめとする経営力強化に向けた取り組みや、試験研究機関と地域企業等の連携による新商品・新技術開発を進めています。
- 水産分野では、生産者と加工流通事業者との連携によるイサダ、ウニなどの高付加価値化と販売拡大などの取り組みが始まっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

農林水産業者と食品加工業者の連携強化により圏域内の優良な食材の活用を促進し、産学官連携等による高品質な商品や高次加工による新たな商品開発を進め、食関連産業全体の収益性を高めます。

また、地域の観光及び外食産業への供給は元より、大手の食品加工業者や首都圏等の流通業者等への食材の安定供給体制を整備するとともに、流通チャネルの拡大など商品展開の強化を図ります。

主な取組み内容

- ① 地場食産業の育成・連携と関連企業の誘致などによる食産業クラスターの形成の取組み
 - しそ、イチゴ、イサダ、ナマコ、短角牛、海藻（あかもく）、椿等の戦略的な品目を中心に、生産者や加工業者と流通業者や外食業者等の連携による食産業クラスターの形成に向けた取り組みを進めます。
- ② 地場の農林水産物を活用した高付加価値加工品の開発促進の取組み
 - 各種助成制度の導入促進により新商品開発を支援するとともに、試験研究機関が中心となって技術開発と指導を実施します。
- ③ 多様な流通ルート・販売方法の活用の促進の取組み
 - 圏域産食材とその加工品の販路を拡大するため、インターネット販売やカタログ販売などの活用を促進します。
 - 産業創造アドバイザー※2等の助言を得ながら、生産者や加工業者と流通業者や外食業者等とのマッチングを支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

圏域内の農林水産物を高次加工により付加価値を高めるため、県は生産者や加工業者と流通業者や外食業者等とのマッチングや加工技術の向上を促進します。また、圏域内で生産された加工品の販路拡大のためフェア・商談会の開催のほか、インターネット販売やカタログ販売の実施を支援します。

市町村は団体・生産者を支援するほか、団体・生産者ととも加工施設を整備します。

団体・生産者等は、商品の販路拡大に取り組む一方、関係者との連携強化により食産業クラスターの形成に取り組みます。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 生産者や加工業者と流通業者や外食業者等とのマッチング支援 (産業創造アドバイザー等の派遣含む) 一次産品加工施設の整備支援 食品加工技術の開発及び指導 インターネット販売やカタログ販売の実施への支援 各種支援制度の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 契約品目の新規栽培者の発掘 一次産品加工施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 契約品目の生産拡大 一次産品加工施設の整備 アンテナショップ等における販売活動による販路拡大

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 地場食産業の育成・連携と関連企業の誘致による食産業クラスターの形成 目標 食産業連携組織への参加事業者数 18年度：128業者→22年度：142業者</p>	<p>契約栽培品目の生産拡大、一次生産者と二次加工業者との連携支援</p>			→
	<p>加工品生産拡大に向けた施設整備</p>			→
<p>② 地場の農林水産物を活用した高付加価値加工品の開発促進 目標 新商品開発件数 18年度：6件→22年度：28件（累計）</p>	<p>新商品の開発促進に向けた取り組みの支援</p>			→
<p>③ 多様な流通ルート・販売方法の活用の促進 目標 インターネット販売実施事業者数 19年度：56業者→22年度：62業者</p>	<p>インターネット販売やカタログ販売等による販売チャネルの多様化</p>			→

※1 クラスタ：「群れ」「(ぶどうの)房」の意。⇒ 食産業クラスター＝食産群

※2 産業創造アドバイザー：新商品開発や販路開拓等について指導・助言を行う者

3 地域経済をリードするものづくり産業の集積

1 目指す姿

世界的シェアを誇る地域中核企業群の着実な拡大とさらなる立地企業の増大が進むなか、地域企業の経営力等の強化が進み、産学官連携等による海洋資源をはじめ地域固有の産業化シーズを活用した新たな産業の創出が図られることなどにより、活力あるものづくり産業が展開され、沿岸圏域の経済と地域の雇用を支えています。

指標	現状（H16）	目標値（H22）
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の製造品出荷額	1,360億円	1,496億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後の製造品出荷額の概ね2割増を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を1,496億円（約136億円増）とするもの。

現 状

- 当圏域では、産業構造の転換の波に十分乗り切れなかったことなどから、製造品出荷額の全県に占める割合は、昭和55年度当時の32.1%に対し、近年は13%前後と縮小しています。また、内陸部との交通アクセスなどの地理的な要件等により他圏域と比較し、誘致企業数が少ない状況にあります。
- 企業の経営力強化や企業誘致などを促進するため、沿岸圏域（県北圏域も含む）での特別優遇措置を盛り込んだ各種の産業支援制度が創設されています。
- 国のエコタウンプラン^{※1}承認によるリサイクル産業の集積や、空気圧機器関係^{※2}、コネクタ^{※3}・金型^{※4}等、地域中核企業とその関連産業の集積が進みつつあります。
- 当圏域ならではの試験研究機関ほか学術研究拠点などが多数あり、今後のさらなる連携強化により、新たな産業の創出等が期待されています。
- 地域企業間の交流が進みつつあり、今後は地域中核企業び北上川流域企業との連携を深め、事業拡大等に繋がるよう進めて行く必要があります。
- 地元就職率が徐々に上がってきており、地域一体で更なる雇用拡大と定着に向け取り組んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組み

沿岸圏域の経済を支える力強いものづくり産業を形成していくため、これまで培ってきた優れた産業風土を生かしつつ、中核企業をはじめ新たな誘致企業等に対応できる、競争力と創造力ある地域企業の育成に向けた経営力・技術力の強化を図ります。企業間・産学官金連携などの一層の推進及び産業人材の育成などに取り組んでいきます。

主な取組み内容

- ① ものづくり産業の育成強化
 - 地域企業の経営基盤強化など競争力を高める各種支援施策の展開を基本に、新規事業の創出や取引拡大のための圏域内及び北上川流域の企業との連携強化及び産学官（金）連携による素材系（コバルト合金）等の技術開発・実用化の推進などに取り組めます。
- ② 企業誘致等の推進
 - 県と市町村と設置した企業誘致の沿岸圏域チームの活動を軸に、基盤技術の一層の集積を促進、県南圏域からの二次展開の誘導を図るほか、港湾活用型や自動車関連企業などの誘致に向けて取り組めます。
- ③ 産業人材の育成及び地元雇用の拡大
 - 地域中核企業の事業拡張など企業ニーズに対応した産業人材の育成と確保をはじめ地元就職の促進などを進めていきます。
 - 新入社員へのフォローアップ、企業の採用担当者への人材育成セミナーにより職場定着の促進を図るほか、企業での長期インターンシップ等の実践教育を展開していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、主体である民間企業が技術レベルを向上させ、競争力を高めていくことが必要です。

企業自らが業界の動向やニーズを把握し、他の企業や産学官（金）との交流や連携を進めることができるよう、県においては、圏域内のものづくり産業振興施策の企画・調整、産業人材の育成や地域内外の企業等との交流や連携の促進を図るなど、企業に対する支援の仕組みづくりや企業誘致の強化に取り組めます。

県	市町村	団体・企業等
<ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業振興施策の企画調整 企業力強化のための支援、指導 地域内外の企業交流・連携の促進 産学官金連携の強化、事業化等の支援 企業誘致及びフォローアップ 人材育成システムの構築など 	<ul style="list-style-type: none"> 域内の産業振興施策の企画・調整 企業誘致及びフォローアップ 工業用地の整備 人材育成の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> 技術力の向上 研究開発の推進・取引拡大 人材育成・養成支援など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① ものづくり産業の育成強化</p> <p>目標 他地域との交流・連携事業等に参加する沿岸圏域側企業数 18年度：-社⇒22年度：20社</p>	<p>北上川流域産業集積地域との交流・連携強化による新規販路開拓</p>			
	<p>圏域内での企業連携の強化及び産学官（金）連携による技術開発・実用化の推進</p>			
	<p>企業の経営基盤強化に向けた支援</p>			
<p>② 企業誘致の推進</p> <p>目標 新規立地・増設件数 19年度～22年度：5社（累計）</p>	<p>企業誘致の展開</p>			
	<p>誘致企業のフォローアップ</p>			
<p>③ 産業人材の育成及び地元雇用拡大の取組み</p> <p>目標 新規高卒者地元就職率 18年度：39.6% ⇒22年度：50.0%</p>	<p>従業員向けの実践的研修等による産業人材の育成推進</p>			
	<p>各企業や関係機関と連携した若年層の雇用促進</p>			

- ※1 エコタウンプラン：先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的に、都道府県等が作成する事業プラン。
- ※2 空気圧機器：圧縮空気の圧力を動力源として、人の手や足に代わる様々な作業をする機器。
- ※3 コネクター：電子回路や光通信において配線を接続するために用いられる部品・器具。
- ※4 金型：工業製品やそのパーツをプレス加工などにより製造する場合の型。

4 総合産業としての観光の展開

1 目指す姿

三陸海岸などの優れた自然景観や産業遺産などの様々な地域資源を活用し、地域産業全体が一体となって地域回遊交流型観光を造成し交流人口の拡大を図ることにより、観光関連収益の拡大をはじめ地域の様々な活力と雇用の創出等が図られています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
県外観光客数	2,879千人回	3,050千人回
うち県外宿泊者数	576千人回	609千人回

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後(H27)に1割増を目指しており、これまでの伸率等を考慮し、22年度の目標値を設定した。

現 状

- 観光客入込数は、昭和50年代後半の内陸部の高速交通網の整備等を要因として、当圏域でも順調に増加し、三陸・海の博覧会の年にピークを迎えましたが、その後は、長引く景気の低迷や安価な海外旅行との競合などにより減少傾向に転じ、近年はほぼ横ばい傾向となっています。
- 当圏域では、森・川・海の豊かな自然を生かした自然系観光資源及び野外活動施設の入込割合が高く、7月～9月の入込が5割を占める典型的な「夏季型」の観光となっています。
- 近年では、観光客が主体となって自らの旅を選択する個人旅行へのシフトに伴い、農林水産業体験などのグリーン・ツーリズム、沿岸ならではの産業遺産や三陸鉄道などを活用した産業観光、地域の歴史や生活文化にふれあう観光ニーズが高まってきており、修学旅行や中高年世代の入込の増加が見られます。
- 観光施設の更新、観光メニューや食の楽しみ、観光案内・接客サービスなどハード・ソフト両面にわたる受入態勢の更新と強化が必要となっています。
- 平泉を代表とする内陸部や八戸などの観光集客力が高まってきているなか、交通アクセスの向上を踏まえた魅力ある観光商品の造成とPRにより、沿岸への入込誘導に向けた取り組みが始まっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

「沿岸地域観光産業アクションプラン」に基づき、観光関連産業に関わる事業者や農林水産事業者、団体、行政が一体となって受入態勢の整備を進め、厚みのある体験型観光メニューを揃えた地域回遊交流型観光を創出していきます。

また、利便と潤いに満ちた魅力ある「もてなし」づくりのため、マネジメント部門から現場のサービス部門に至る総合的な観光人材の育成を進めるとともに、県内陸部をはじめとする他圏域と連携して魅力ある旅行商品づくりや効果的な情報発信の展開などを推進していきます。

主な取組み内容

- ① 広域観光受入態勢の整備
 - 沿岸地域ならではの景観、食、産業活動などの多様な観光資源を最大限生かし、地域自らが企画提案し商品化するために、企画・開発力及び営業力を強化します。
 - 県内陸部をはじめ隣接地域からの観光客誘導に向けた連携づくりを進めます。
 - 観光業や交通従事者のホスピタリティ^{*1}向上、体験インストラクタの養成などを支援します。
 - 地域内の企業や団体、行政が一体となって観光産業に取り組むしくみや、沿岸の地域同士や沿岸と内陸との広域的な観光産業のしくみづくりに取り組みます。
- ② 効果的な観光PRの展開
 - 平泉など内陸部や久慈・八戸地域等と連携した観光商品の企画提案及び情報発信を旅行代理店等に展開します。
 - 団塊世代や学校等のターゲットを絞った効果的な営業活動を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

観光産業の育成を進めるためには、主体である観光事業者や団体等の受入態勢を整えるとともに、広域観光情報の発信を進めていくことが必要です。

このため、県においては、観光事業者や団体等の受入態勢整備、団体や協議会等の運営を支援するとともに、広域観光情報発信の仕組みづくりなどに取り組めます。

県	市町村	団体・観光事業者等
<ul style="list-style-type: none"> 事業者等の受入態勢整備の支援等 広域連携体制づくりの支援誘導等 観光商品づくり、資源発掘等の支援 広域観光PRの展開支援 団体、協議会等の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントの開催 地域の観光関連事業者のネットワーク化支援 観光産業を支える人材の育成支援 団体、協議会等の運営支援 教育旅行等の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 受入態勢の整備 旅行商品の企画、販売 観光情報の発信 他の観光事業者との連携(ホテル・旅館、集客施設等) 教育旅行等の誘致

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 広域観光受入態勢の整備 目標 グリーン・ツーリズム入込客数 18年度：718千人 ⇒ 22年度：784千人 旅行商品造成数 18年度：0件 ⇒ 22年度：20件		体験型観光推進体制の整備・機能強化 受入態勢の強化 観光メニューの充実		
② 効果的な観光PRの展開 目標 体験型修学旅行の誘致学校数 18年度：31校 ⇒ 22年度：41校		広域観光情報の発信 教育旅行等の誘致		

※1 ホスピタリティー：おもてなしの心

5 雇用環境の改善

1 目指す姿

沿岸圏域で職を求める者が就職できるような雇用の場が創出されています。

また、若年者等が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	現状（H18）	目標値（H22）
産業振興施策による新規雇用創出人数（累計）	—	800人

【目標値の考え方】

「大船渡・釜石・宮古地域雇用開発計画」（19年9月策定 年間200人創出）で目標としているもの。

現状

- 当圏域は、産業構造の波に乗り切れなかったことや、内陸部との交通アクセスの問題など地理的な要件等により他圏域と比較し誘致企業数が少ない状況にあることから、他圏域に比べ景気をけん引している産業・企業の立地が少なく、雇用創出効果の高い産業の形成が不十分であり、一般有効求人倍率は内陸部と大きな格差があります。
- 企業誘致の促進などのための、沿岸圏域（県北圏域を含む）での特別優遇措置を盛り込んだ支援制度の創設が図られています。
- 地元就職率が徐々に上がってきており、地域一体で更なる雇用拡大と定着に向け取り組んでいます。
- 障害者自立支援法施行により、施設入所者の多くが地域移行すると見込まれており、こうした障害者の地域生活を支える仕組みや就労を支援する体制の整備が必要となっています。

2 目指すべき姿を実現するための取組み

活力ある地域経済を構築するため、企業誘致の推進や、新事業創出・取引拡大などの産業支援により新たな雇用の場を創出するほか、産業人材の育成や職場定着率の向上のための施策を市町村等と一体となって展開します。

主な取組内容

- ① 新たな雇用の場の創出
 - 地域雇用開発計画に基づき国の奨励金と連動して、意欲的な事業者の雇用拡大や、労働力確保・育成のための職業能力開発などを推進します。
 - 県と市町村と連携し企業誘致に強力的に取り組めます。
 - また、産学官（金）の交流連携や建設業等の異業種参入を推進することによる新事業創出と取引拡大や、障害者に対する就業支援、「地域提案型雇用創造促進事業」など市町村による雇用開発の取組みなどと協働し、新規雇用創出に努めます。
- ② 産業人材の育成及び地元雇用の拡大〔ものづくり産業の集積（再掲）〕
 - 地域中核企業の事業拡張など企業ニーズに対応した産業人材の育成と確保をはじめ、地元就職の促進などを強力的に進めていきます。
 - 新入社員のフォローアップ、企業の採用担当者への人材育成セミナーにより職場定着を促進します。また、企業でのインターンシップ等の実践教育を展開していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

雇用の創出を図るため、民間企業は事業の拡大や新たな事業への取組みを行っていくことが必要です。県と市町村は一体となりこれら企業取組みに対して支援するほか、新たな企業の誘致や、企業の就業者の定着率向上のための仕組みづくりと事業実施に取り組みます。

県	市町村	団体・企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域雇用開発計画の策定 ・ 企業誘致 ・ 産学連携の強化、事業化の支援 ・ 人材育成システムの構築など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域雇用創造計画の策定 ・ 企業の誘致及びフォローアップ ・ 工業用地の整備 ・ 人材育成の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の確保 ・ 研究開発の推進・取引拡大 ・ 人材育成・養成支援など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 新たな雇用の場の創出 目標 産業振興施策による雇用創出数 18年度：一人⇒22年度：800人	意欲的な企業の育成支援 企業誘致の推進			
② 産業人材の育成及び地元雇用拡大 (再掲) 目標 新規高卒者地元就職率 18年度：39.6%⇒22年度：50.0%	従業員向けの実践的研修等による産業人材の育成推進 各企業や関係機関と連携した若年層の雇用促進			

6 産業を支える社会基盤の整備

1 目指す姿

道路や港湾など物流ネットワークの整備が進み、効率的な物流が確保され、圏域内はもとより圏域外との活発な企業活動が展開されている地域社会が形成されています。

現 状

- 高速道路や新幹線、空港による高速交通体系の効果を県内に広く波及させるため、内陸部と沿岸部とを結ぶ横軸の整備を進めてきた結果、近年、内陸部と沿岸部との移動にかかる時間は短縮され、利便性が徐々に向上しています。
- 県道など圏域内の主要な地域間を結ぶ幹線道路については、狭あいや蛇行しているなど状況が悪い部分の改良を中心に着実に整備を進めてきています。
- 圏域には大船渡港、釜石港、宮古港の3つの重要港湾があり、港湾地域に立地するセメント、鉄鋼製品、木材加工等の産業や、内陸部に立地する自動車関連産業、また、県民に必要な石油製品などの供給を支える物流拠点としての役割を果たしています。
- 特に釜石港公共埠頭の拡張工事が平成19年3月に完成し、また、大船渡港では、新たに国際貿易コンテナ船定期航路が開設されるなど多目的国際ターミナルとしての港湾機能の整備が進められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

沿岸圏域の産業経済の展開を支える軸となる縦・横の高速交通網の構築に向けて取り組むほか、産業振興の観点から効果が確実に予見できる社会基盤について、より一層の選択と集中を行いながら重点的な整備を進めていきます。

主な取組み内容

- ① 高速交通網（縦・横の機軸ネットワーク）の構築
 - 仙台地域をはじめ圏域外との経済交流による飛躍的な発展が期待される縦軸連携を図るため、三陸縦貫自動車道や三陸北縦貫道路の高速交通網などの整備を促進します。
 - 工業集積の進展が予想される県央部、県南部との一層の横軸連携を図るため、東北横断自動車道釜石秋田線の整備を促進するとともに、地域高規格道路宮古盛岡横断道路、一般国道107号などの幹線道路網の整備を推進します。
- ② 物流支援・交流促進のための交通網の整備
 - 内陸部と港湾等の物流拠点とのアクセス向上を図るため、国道107号、283号及び397号などの整備をはじめ、主要地方道や一般県道の整備など道路網の整備に取り組みます。
 - 農道、林道については、国・県道や市町村道と一体となったネットワークの構築に取り組みながら効率的な整備を推進します。
- ③ 物流支援のための港湾の利活用促進
 - 国際貿易コンテナ船の定期航路が開設された大船渡港をはじめ、自動車積み出しや内航フィーダ^{※1}等での利用が進む釜石港や宮古港などの港湾について、利用状況等に対応した整備と維持管理に努めます。
 - 北上川流域の工業集積地などの内陸部と沿岸部を結ぶ物流ネットワークの構築を背景に、圏域内港湾の利活用を促進し、物流拠点の形成に取り組みます。
 - 港湾利用に支障のない範囲で静穏域の利活用にも取り組みます。

3 取組みにあたっての役割分担

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路や、東北横断自動車道釜石秋田線の高速度交通網の整備を促進するとともに、内陸部と港湾等の物流拠点を結ぶ一般国道や主要地方道の整備など、効率的な物流を支える幹線道路網などの整備を推進します。

県	市町村	国・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・横断軸となる幹線道路等の整備 ・港湾の利活用促進 ・企業活動支援のための環境整備 ・農道、林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動支援のための環境整備など ・農道、林道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速度交通網の整備 ・港湾整備 ・農道、林道の整備

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 高速度交通網（縦・横の機軸ネットワーク）の構築の促進 ※指標等検討中	高速度交通網の整備 幹線道路網の整備			
② 物流支援・交流促進に向けた交通網整備 ※指標等検討中	幹線道路網の整備 農道整備 林道整備			
③ 物流支援のための港湾の利活用促進 目標 定期航路数 18年度：2航路⇒22年度：3航路	港湾の利活用促進			

※1 内航フィーダ：大型コンテナ船の寄港する港と寄港しない港の間を小型船により補助輸送すること

7 地震津波等の災害に強いまちづくりの推進

1 目指す姿

津波等の過去の被災体験をまちづくりに生かしながら、防災対策が充実し、地域住民はもとより訪れた人にとっても安全で安心できる地域が形成されています。

現 状

- 当圏域は、急峻な地形や気象条件から、過去に大規模な津波や山林火災、洪水等の災害を経験しています。
特に、三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、過去には明治29年の三陸津波、昭和8年の三陸津波、昭和35年のチリ地震津波などにより、大きな被害を受けてきました。
- 国の地震調査委員会によると、30年以内の宮城県沖地震の発生確率は99%と予想されており、津波対策の着実な推進や建築物の耐震対策の推進が強く望まれています。
そのため、被災に備えて防潮堤などの施設整備に努めるとともに、ハザードマップの作成、自治会単位での自主防災組織づくりを行うなど、防災意識の高揚と啓発普及にも努めてきました。
圏域では、地区のビル等を避難箇所へ指定するなど、地域防災への取り組みが進んできております。
- 急峻な地形のため、がけ崩れ被害が想定される箇所については、がけ崩れ危険箇所から住宅の移転を促進する補助事業を創設するなど、災害から住民を守る対策や災害救助体制の整備を行っています。

2 目指す姿を実現するための取組み

最大かつ喫緊の課題である宮城県沖地震・津波への対応をはじめ地震や津波、土砂災害等に対応するため、地域防災力の強化を進めていきます。

また、過去の被災の経験を風化させないよう学校や地域社会での学習の支援などをはじめ、地域住民の防災意識の更なる高揚と普及啓発を進めていきます。

主な取組み内容

- ① 防災施設の計画的な整備
災害対応力の強化として大きなウェイトを占める防潮堤等施設の整備をはじめ、河川改修、砂防・急傾斜地崩壊対策、海岸高潮対策、津波緊急対策などの防災施設の計画的な整備に取り組みます。
- ② 住宅移転等による施設整備を伴わない防災対策の推進
がけ崩れ危険箇所から住宅の移転を促進する補助事業の実施や土砂災害危険箇所基礎調査などのソフト事業の推進に取り組みます。
また、木造住宅の耐震診断や耐震改修の普及啓発など、耐震対策に取り組みます。
- ③ 地域住民の地震津波等への対応力の向上
地域住民の防災意識の一層の高揚や災害対応力の向上、自主防災組織や消防団等の育成や機能強化に取り組みます。

3 取組みにあたっての役割分担

市町村や地域住民の理解・協力のもと、防潮堤等の整備をはじめ、河川改修、砂防・急傾斜地崩壊対策、海岸高潮対策、津波緊急対策などの防災施設の計画的な整備や木造住宅の耐震診断や耐震改修など地震に強い住宅補強などの普及啓発に取り組みます。

県	市町村	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> ・河川、海岸、急傾斜地区、砂防指定地等の防災施設の整備 ・危険箇所調査及び（特別）警戒区域の指定など ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難体制の整備 ・木造住宅の耐震診断、耐震改修への支援 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の保持、避難準備 ・整備推進の協力 ・木造住宅の耐震診断、耐震改修の実施など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 防災施設の計画的な整備 ※ 指標等検討中	防潮堤等施設など防災施設の計画的な整備			
② 住宅移転等による施設整備を伴わない防災対策 ※ 指標等検討中	施設整備を伴わない防災対策の推進			
	岩手県耐震改修促進計画の推進			
③ 地域住民の地震津波等への対応力の向上 ※ 指標等検討中	地域住民の災害対応力等への向上に向けた普及啓発			

8 生活の利便向上につながる社会基盤の整備

1 目指す姿

快適で衛生的な生活や良好な居住環境が確保され、公共用水域の水質も良好に保全されているとともに、生活に密着した道路が安全で安心であるなど、生活の利便が向上しています。

現 状

- 下水道をはじめとする污水处理施設の整備は着実に進展してはいるものの、山間部の普及率が低位となっていることなどから、当圏域における污水处理人口普及率は、平成18年度末で県全体の67.3%を下回る55.0%の水準に止まっています。
- 圏域内における生活関連道路の整備についても、着実に進展が図られているものの、圏域内の改良率は59.9%、舗装率は60.6%であり、県全体の水準を下回っています。

2 目指す姿を実現するための取組み

快適で潤いのある生活を支える都市環境や生活環境の充実化を図るため、道路の改良整備や污水处理施設等の整備を推進します。

主な取組み内容

- ① 污水处理人口普及率の向上
 - 市町村が整備する下水道及び市町村・住民が設置する浄化槽などの污水处理施設について、整備の促進や適正な維持管理の実施に向けた支援に取り組みます。
- ② 生活関連道路等の計画的な整備
 - 道路狭あい箇所の減少、歩道設置箇所の増加及び落石危険箇所の解消を図るなど、圏域内の生活関連道路について、整備の推進や住民との協働による社会資本（道路）の効率的・効果的かつ計画的な維持管理の実施を推進します。
 - 設計、設備の面で高齢者に配慮したバリアフリー型の公営住宅の整備やユニバーサルデザイン住宅の普及啓発に取り組みます。

3 取組みにあたっての役割分担

市町村が行う下水道整備の促進に向けた指導・助言の実施及び市町村・住民が設置する浄化槽整備に対して助成を行うとともに、施設の適正な維持管理や水洗化などの普及啓発に取り組みます。

また、市町村や地域住民の理解・協力のもと、狭小な幅員や急カーブの解消、歩道の設置を図るなど、生活に密着した道路等の整備を推進します。

県	市町村	国・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道、一般県道等の整備 ・住民協働による道路の維持管理 ・污水处理施設整備の支援 ・高齢者等に配慮した県営住宅の整備、普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道の整備 ・住民協働による道路の維持管理 ・污水处理施設（下水道など）の整備 ・高齢者等に配慮した市町村営住宅の整備 	国） <ul style="list-style-type: none"> ・高速交通網の整備 ・整備推進の協力 団体等） <ul style="list-style-type: none"> ・住民協働による道路の維持管理 ・污水处理施設（浄化槽）の整備など

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 污水处理人口普及率の向上 目標 污水处理人口普及率 18年度：55.0%⇒22年度：72.5%	污水处理施設整備			
② 生活道路等の計画的な整備 ※指標等検討中	道路整備 高齢者等に配慮した住宅整備			

9 良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現

1 目指す姿

一人ひとりが高い環境保全意識を持ち、環境負荷の少ない生活スタイルが定着するとともに、事業活動において地域資源の有効利用や省エネルギーが図られています。また、高い自然保護意識のもとに、豊かな自然が引き継がれ、人と自然との調和ある共生社会が形成しています。

指標		現状（H18）	目標値（H22）
大気・水の環境基準達成率	①有害大気汚染物質の環境基準達成率（％）	100%	100%
	②公共用水域のBOD等環境基準達成率（％）	79.1%	93.0%

【目標値の考え方】

環境基準達成率で全国トップレベルを目指すもの。

現状

- 平成15年に制定された「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、沿岸圏域でも流域毎に流域基本計画を策定し、水と緑の保全・創造に努めています。
- しかし、廃棄物の不法投棄などの問題も起きているため、自然環境の保全と地域資源を生かした産業振興を図る「自然との共生」が求められています。
- また、森林率が88.8%（県77.3%）と高い一方、森林の管理が行き届かないことなどを背景にシカなどの野生動物の生息域の変化やこれに伴う農作物等への被害が発生しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

一人一人の環境保全意識や自然保護意識が高まり実践されるよう、効果的な情報提供や環境学習さらには地域の方々が連携した環境保全活動等を推進します。また、地域資源の有効活用に向けた取組みや、野生動物と人との共生に向けた取組みを、行政、事業者、地域住民が一体となって進めます。

主な取組み内容

- ① 森・川・海の保全と創造に向けた取組みの推進
 - 行政、住民、事業者が一体となり、森林、河川、海岸における多様な自然環境を、産業活動と調和を図りながら保全します。
- ② 野生動植物の保護・共生に向けた取組みの推進
 - 希少野生動植物の保護対策に積極的に取組むとともに、生息生育環境の保全や被害防止設備の設置等により野生鳥獣による被害防止に努めます。
- ③ 地球環境保全及び資源循環型地域社会形成に向けた取組み
 - 効果的な情報提供や環境学習、地域住民が連携した環境保全活動を推進します。
 - 地球温暖化防止や資源循環型地域社会の形成に向けた住民の意識啓発を図り、住民一人ひとりの具体的な行動を促します。
 - 事業活動において地域資源の有効活用や省エネルギーが図られるよう、事業者・行政の情報交換・連携を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

県は、森林・河川・海岸の優れた自然環境を体系的に保全し、人と自然とが共生できる環境をつくるため、水質汚濁の防止、環境教育等の総合的な施策を推進します。

また、野生動植物の保護・共生に向けて、生息生育・被害情報の把握や被害防止対策の検討実施・普及啓発等に取組みます。

さらに、地球温暖化防止に係る総合的な施策や、廃棄物の減量化・資源化等に係る施策を、市町村、事業者、住民と連携して推進します。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森川海の整備保全 ・ 水質汚濁の未然防止 ・ 環境教育、環境保全活動の推進 ・ 野生動植物の生息生育・被害情報の把握 ・ 野生動物による被害防止対策の普及 ・ 総合的な地球温暖化防止施策 ・ 廃棄物の減量化、資源化に向けた啓発 ・ 污水处理施設整備の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域協議会と連携した関連施策の推進 ・ 野生動物による被害防止対策の普及 ・ 有害鳥獣捕獲の実施 ・ 地球環境保全や廃棄物の減量化・資源化に係る環境学習、普及啓発 ・ 污水处理施設（下水道）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域協議会の活動と連携した活動 ・ 野生動物による被害防止設備の設置 ・ 希少野生動植物保護に配慮した事業活動 ・ 日常生活、事業活動における省エネルギー、省資源への配慮 ・ 污水处理施設（浄化槽）の整備

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 森・川・海の保全と創造に向けた取組み 目標 ・ 污水处理人口普及率【再掲】 18年度：55.0%⇒22年度：72.5%	下水道・浄化槽等の整備			
② 野生動植物の保護・共生に向けた取組み 目標 ・ 農林業被害額 18年度：63,000千円⇒22年度：46,000千円	シカ被害対策の普及・展開			
③ 地球環境保全及び資源循環型地域社会形成に向けた取組み 目標 ・ 環境にやさしい事業所認定数 18年度：4事業所⇒22年度：15事業所 ・ エコショップ認定数 18年度：10店舗⇒22年度：16店舗	地球環境にやさしい事業所の認定促進 エコショップの認定促進			

10 安心して子育てができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現

1 目指す姿

多様な家族や世帯の有り様に対応できる、子育て、障害者等の日中活動、介護など各種支援サービスなど、様々な境遇にある方々が安心して生活できる環境が整い、伝統・文化、それぞれのコミュニティがしっかりと息づいた地域のなかで人々が生き活きと暮らす、子どもの声が絶えない明るい地域社会が維持されています。

指標	現状（H18）	目標値（H22）
①合計特殊出生率	1.48	1.48
②居宅介護サービス利用割合	50.9%	52.0%
③施設から地域生活に移行する障害者数	49人	250人

【目標値の考え方】

- ① 本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、圏域として、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの（現状値H17年：岩手県環境保健研究所）
- ② 本県の居宅介護サービス利用割合は、平成17年度実績と比較すると全国40位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として、居宅介護サービス利用割合を全国水準である52.0%まで高めることを目指すもの。
- ③ 平成18年度に県が行った調査で、圏域内の障害者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの（目標値H23年度）。

現状

- 核家族化の進行や地域の育児力の低下等によって、子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増えています。
- 高齢者人口は、平成18年から26年にかけて、4,167人（内訳：大船渡地域1,654人、釜石地域481人、宮古地域2,032人、）増加する見込みです。
また、要介護認定・要支援の認定者数は、平成18年度から26年度にかけて、2,146人（内訳：大船渡地域518人、釜石地域312人、宮古地域1,316人）増加する見込みです。
- 施設に入所している障害者のうち206人（内訳：大船渡地域45人、釜石地域43人、宮古地域118人）が地域での生活を希望しています。また、精神病院に入院している精神障害者の44人（内訳：大船渡地域11人、釜石地域14人、宮古地域19人）が退院可能となっています。
- 各地域とも中心部、周辺部を通じて商業サービスなどの生活支援機能が減退し、地域での生活の基盤となるコミュニティの維持、伝統文化の継承等が危ぶまれています。

2 目指す姿を実現するための取組み

子育てしやすい環境づくりのため、地域におけるサポート体制の充実強化に取り組めます。

また、予防段階からの介護対策を進めるとともに、障害者の社会参加や生活支援体制の充実強化に取り組めます。さらに、地域の誰もが利便と潤いに満ちて暮らすことができる定住環境づくりを進めます。

主な取組み内容

- ① 子育て環境の充実
 - 地域ぐるみで子育てサポート体制を充実・強化するとともに、中小企業事業者等における次世代育成支援への取組みを促進し、子育てしやすい職場環境の整備を推進します。
- ② 高齢者や障害者の地域福祉の増進
 - 介護予防に向けた健康づくりや社会活動参加を促進するとともに、利用者本位の総合的なサービス提供体制の充実や相談・苦情処理体制の充実を図ります。
 - 地域や民間との協働により、各種相談から福祉サービスの利用、就業機会の確保など、障害者の地域生活の支援体制、サービス拠点の整備を促進します。
 - ユニバーサルデザインを意識した街づくりや、それぞれの地域コミュニティや中心市街地が持つ多様な機能の活用など、地域の特性を活かした住みよい定住環境づくりを進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

多様な社会福祉活動を効果的に展開するためには、サービスの提供主体がその専門性を高めるとともに、地域支援（ケースマネージメント）ができる人材を養成し確保する必要があります。

また、地域の実情や課題を認識し、官民が一体となって関係者による支援ネットワークを形成し、多様な視点から取組みを推進する必要があります。

このため、市町村や事業者が行うサービス提供基盤の整備支援に加え、各分野における支援ネットワークの構築、拡充に取組み、さらには、地域が必要とする人材を計画的に育成し定着を促進していきます。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の計画的育成及び定着促進の仕組みづくり ・サービス提供基盤に対する指導啓発及び機能拡充に向けた働きかけ ・拠点施設整備に対する支援 ・支援ネットワークの構築及び拡充 ・まちづくりの総合的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族のニーズの詳細な把握 ・サービス提供基盤の計画的整備及び機能拡充 ・公立施設の運営委託の推進又は指定管理者制度の積極的導入 ・ニーズに対応した各種サービスの実施及び拡充 ・圏域市町村での連携の推進、専門的サービスの共同実施 ・まちづくりの企画調整、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族のニーズを捉えたきめ細かなサービスの展開 ・経営の自立性、公益性を高める ・行政との連携による一体的サービス提供 ・まちづくりへの参画、協働

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 子育て環境の拡充に向けた取組み 目標 特別保育実施保育所割合 18年度：79.4%⇒22年度：100%	人的資源の計画的育成、定着促進の仕組みづくり 拠点施設に対する指導啓発 拠点施設整備に対する支援			
② 高齢者・障害者の地域福祉の増進に向けた取組み 目標 障害者グループホーム等利用者数 18年度：132人⇒22年度：320人	サービス供給量、必要量把握 計画に基づく基盤整備実施 支援ネットワーク構築、拡充			

1 1 安心して健やかな生活を維持向上させる地域医療及び健康づくりの展開

1 目指す姿

地域の方々が、適切な医療サービスを受けることができ、主体的に健康づくりに取り組み、地域として健康危機に備えた体制が整った地域社会が形成されています。

指標	現状（H18）	目標値（H22）
②肥満者の割合（40～60代）：男性	39.3%	35.5%
③肥満者の割合（40～60代）：女性	30.3%	27.7%

【目標値の考え方】

- ① 生活習慣病のハイリスク者の減少のため、成人男性の肥満者割合を全県目標値まで減少させることを目指すもの。
- ② 生活習慣病のハイリスク者の減少のため、成人女性の肥満者割合を全県目標値まで減少させることを目指すもの。

現 状

- 限られた医療資源（病院・診療所数／人口10万人（平成16年）。全県73.3、沿岸61.3）を有機的に連携することにより、質の高い医療サービスを提供していくことが求められています。
- 疾病構造が生活習慣病、慢性疾患に変化してきており、疾病の早期発見や治療だけでなく、健康的な生活習慣の確立が求められています。
- 自然災害や新興感染症^{※1}の発生などによる健康危機に、迅速・的確に対応することが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

医療機関相互の機能分担と連携を図り、発症から在宅復帰に至る切れ目のない医療サービスが受けられるような仕組みづくりを進めるとともに、生活習慣に潜む健康阻害要因を低減させるため、栄養、運動、休養のバランスのとれた生活習慣の定着を図ります。

さらに、自然災害や新型インフルエンザ等の新興感染症の発生などによる健康危機に備えた仕組みづくりを進めます。

主な取組み内容

- ① 地域医療確保・充実に向けた取組み
 - 医療連携会議を開催し、日常の身近な医療としての「かかりつけ医」の機能強化や緊急時における高度医療との連携強化を推進します。
 - 診療所や病院が地域連携クリティカルパス^{※2}を共有し、切れ目のない医療サービスを提供する体制を整備します。
- ② 健康づくり意識の高揚と日常活動への普及に向けた取組み
 - 地域職域連携推進協議会を開催し、地域団体、学校、企業、市町村、保健所等が連携して予防重視の生活習慣病対策を進め、住民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりを推進します。
- ③ 健康危機管理体制の確保に向けた取組み
 - 自然災害や新型インフルエンザなど新興感染症の発生などによる健康危機に備え、医療・消防・行政機関等による想定訓練を実施します。

3 取組みにあたっての役割分担

地域医療体制の整備、地域の方々の健康づくりの推進、健康危機管理体制の整備を進めていくには、行政、関係機関・団体、地域住民の方々などが、その機能に応じた役割を担いながら、連携・協働することが重要です。

県は、医療連携会議や地域職域連携推進協議会を開催するとともに、健康危機想定訓練を実施します。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 医療連携会議の開催 健康づくり関係機関の連携促進 健康づくりマンパワーの育成 健康危機訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 医療連携会議への参加、協力 健康教育や健康づくりの普及啓発 医療保険者としての健診、保健指導 健康危機訓練への参画 	<ul style="list-style-type: none"> 医療連携システムの整備 住民の健康づくり支援 医療保険者としての健診、保健指導 健康危機訓練への参画

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 地域医療体制の充実強化に向けた取組み 目標 ・クリティカルパス制度参加病院数 18年度：0病院⇒22年度：15病院	クリティカルパスの導入			→
② 健康づくり意識の高揚と日常活動への普及に向けた取組み 目標 ・肺がん、大腸がん、乳がん検診率の向上 肺がん：18年：17.2%⇒22年：19% 大腸がん：18年：20.8%⇒22年：23% 乳がん：18年：31.9%⇒22年：35%	地域職域連携推進協議会の開催			→
	生活習慣病予防の普及啓発			→
	健康づくりマンパワーの育成			→
③ 健康危機管理体制の確保に向けた取組み 目標 ・健康危機・医療救護訓練実施回数 18年度：3回⇒22年度：5回	健康危機訓練の実施			→
	医療救護訓練の実施			→

※1 新興感染症：かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症

※2 クリティカルパス：急性期から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画

IV 県北広域振興圏

1 圏域の目指す将来像

- 県北広域振興圏（以下、「県北圏域」という。）は、平庭高原の白樺林、小袖海岸の奇岩などの豊かな自然環境に恵まれるとともに、冷涼な気候を生かしたレタスやほうれんそう、放牧による安全・安心ないわて短角和牛、北リアスの海に育まれたウニやアワビ、伝統に培われた技が生きる浄法寺漆・漆器など他地域に誇れる産品を数多く有しています。

また、県内の他地域はもとより、八戸圏域とは歴史的、経済的につながりが深く、通勤・通学、買い物などの日常生活や経済・行政のさまざまな場面で交流が行われています。

- 一方、一人当たりの市町村民所得は県平均の約8割と低く、有効求人倍率も県内で最低水準にあるなど、産業面の指標は総じて低位にあります。転出による働き盛り世代の減少と人口の高齢化も県平均を上回って進行しており、将来、深刻な地域経済の縮小を招くことが懸念されています。

また、県下で最も高い自殺率、青森県境への産業廃棄物の不法投棄事案、汚水処理施設の整備率の低さ等、日々の暮らしに関する課題も多く存在しています。

- しかしながら、県北圏域の人々は、これまでも厳しい自然条件等を克服しながら確実に歩みを進めてきました。

その歩みを見つめ直し、培われてきた知恵や文化などを生かしながら、県北圏域が抱える様々な危機を希望に転じ、住民が自信と誇りを持ち、持続的に発展する地域社会を形成していきます。

- このような地域の現状と課題、将来展望等を踏まえ、地域の方々やNPO、市町村、県が進むべき方向性を共有し、力を合わせて自立した広域振興圏の確立に取り組むため、県北広域振興圏の今後目指すべき将来像を次のとおり設定します。

八戸圏域等との交流・連携を深めながら

培われた知恵・文化を新たな取組みに生かす活力みなぎる地域

2 圏域の振興施策の基本方向

県北圏域の「目指すべき将来像」の実現を目指し、現状とのギャップ（課題）を解決するため、平成19年度から22年度までの4ヵ年において、次の2つの基本方向と11の重点施策について、特に重点的に取り組んでいきます。

I 地域の自立を可能とする産業経済基盤の構築

- 冷涼な気候等を生かした農林水産物の生産を拡大しつつ、生産・加工・販売の連携を強化します。また、農山漁村の暮らしをありのまま実感できる体験型・交流型観光を推進し、「食」を通じた産業の展開を図っていきます。
- ワンストップ型の企業支援体制の構築や豊富な労働力等を背景に企業誘致や企業支援を推進し、ものづくり産業の育成、雇用環境の改善を図っていきます。また、産業の振興に必要な社会資本の整備を引き続き推進していきます。

《重点施策》

- 1 農林水産業の担い手育成と産地形成
 - ① 農業
 - ② 林業
 - ③ 水産業
- 2 地域資源を生かした食産業の振興
- 3 体験型・交流型観光の展開
- 4 ものづくり産業等の集積
- 5 雇用環境の改善
- 6 産業を支える物流基盤の整備

II 安全・安心に暮らせる地域社会の形成

- こころの健康づくり、生活習慣病の予防、子育て支援の充実、高齢者の生きがい・健康づくりなど、医療、健康、福祉面での様々な問題を乗り越える取組みを推進し、一人ひとりが安心して暮らせる地域を形成していきます。
- 第2クリーンセンターの整備、県境産業廃棄物不法投棄事案への対応、鳥インフルエンザの発生防止、汚水処理施設の整備促進等、地域の緊急課題を解決し、安全で快適な地域を形成していきます。

《重点施策》

- 7 地域における医療と健康づくり対策の推進
- 8 地域で支えあう福祉の推進
- 9 環境の保全
- 10 防災・危機管理対策の推進
- 11 定住環境の整備

1-① 農林水産業の担い手育成と産地形成【農業】

1 目指す姿

圏域の自然条件を生かしつつ、市場のニーズを的確に反映した安全・安心な農畜産物が産出され、収益力のある農業が展開しています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
農業産出額	584億円	609億円

【目標値の考え方】

単収向上・団地化などによる園芸の生産拡大や大規模化などによる畜産の増頭により 25 億円の増加を目指すもの。

現 状

- 当圏域では、農地の開発やかんがい施設、大規模畜舎の整備などにより、畑作、畜産等の生産基盤の整備を進めながら、夏季冷涼な気候や狭小で点在する農地、高標高地の広がりのある農地など地域特性を生かした高収益作物の導入と生産拡大に努めてきました。この結果、レタス、ほうれんそうなどの園芸作物、プロイラー、豚、酪農、肉用牛（黒毛和牛、短角牛）などの畜産物、葉たばこなどの工芸作物、雑穀、ヤマブドウなどの地域特産物の有力な産地が形成されています。また、地域の有機物の循環や特別栽培などの食の安全・安心を重視した農産物の生産が始まっています。
- しかしながら、当圏域の農業就業人口は、この 10 年間に 18%減少しているほか、65 歳以上の高齢者の割合が 56%と大幅に増加しております。農業の後継者難・担い手不足は深刻な状況にあり、地域農業の柱となる担い手の育成が強く求められていますが、農畜産物価格の低迷に伴う経営環境の悪化や経営規模の拡大・効率化の遅れなどから、経営感覚に優れた担い手の確保育成が十分に進んでいない状況にあります。
このような状況をふまえ、平成 18 年度に営農指導拠点の設置により地域の先導的農家が担い手を指導する体制を構築し、産地をリードする担い手の育成を進めています。
- 当圏域の農業産出額(平成 17 年)は 584 億円で県の 23%を占めるものの、担い手不足、価格低迷や生産力の低下などにより、平成 6 年の 719 億円をピークに減少を続けています。また、労働力不足や生産技術の低下、生産基盤の整備の遅れなどにより、多様化した消費者ニーズへの対応が不十分であり、地域の特性を生かした産地形成、特産品づくりと農産物の高付加価値化が進んでいない状況にあります。
- 環境に配慮した安全・安心な食料を求める消費者ニーズがますます高まっており、産地競争力を強める観点からも、地域に豊富に賦存する有機質資源を活用した資源循環型農業への一層の取組みが求められています。
- 自然環境の保全や良好な景観の形成など、農村の持つ多面的機能への関心が高まっています。一方で、農業従事者の減少や高齢化によって、農村を形づくっている農地や農業用水等の農業生産基盤（ふるさと資源）を守る取組みが弱まっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

地域農業の生産構造を改善するため、意欲と能力のある担い手の確保育成とともに、実需者ニーズに即した重点品目や特徴ある地域特産品等の生産拡大による産地づくりを進めます。また地域の有機質資源の利用を推進するとともに、農地、農業用水などのふるさと資源の維持保全を通じて、当圏域内の農地・水・環境の良好な保全を図っていきます。

主な取組み内容

- ① 産地づくりをリードする担い手の確保育成
 - 認定農業者への誘導及び生産の効率化・規模拡大等の支援による経営改善計画の達成を促進します。また、地域の合意形成支援やほ場整備を契機として集落型の経営体を育成します。
 - 集中的な技術指導と資金、農地等の斡旋により新規就農者等を育成し、意欲と能力のある担い手の確保育成を進め、産地づくりと併せ安定した農業構造を確立します。

② マーケットインを重視し地域特性を生かした足腰の強い産地の形成

- 県、市町村、農協連携により単収向上・規模拡大等のための営農指導体制を強化します。また、実需者ニーズに対応した品目への重点化、団地化、担い手の規模拡大や畑地かんがい施設整備等による地域重点園芸品目の生産拡大を進めます。
- 飼料基盤整備等による大規模化・効率化による畜産物の生産拡大や特徴ある地域特産品の生産拡大による産地づくりを進めます。

③ 地域循環を基調とした特徴ある産地づくり

- 地域の有機質資源や夏季冷涼な気象条件を生かしながら、耕畜連携による地域循環型農業生産の拡大に努めます。また、減化学肥料・減農薬栽培農産物の生産拡大により、特徴ある産地づくりを進めます。
- 地域に豊富に存在するバイオマス資源の有効利用を進めます。

④ 農地、農業用水等のふるさと資源の維持保全

- 農地、農業用水等のふるさと資源の維持保全と質的向上を図るため、地域ぐるみによる維持保全活動や環境保全に向けた営農活動を実施、支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

県は、市町村、団体等と連携のもと、規模拡大等の経営改善支援、営農指導等により担い手の育成に取り組むとともに、地域の特性を生かしながら、実需者ニーズに即した農畜産物の生産拡大を図ります。

県	市町村・協議会	農協等農業団体	生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援 ・営農指導 ・施設・機械導入、基盤整備等による規模・生産拡大、効率化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援 ・施設・機械導入、基盤整備等による規模・生産拡大、効率化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援 ・営農指導 ・有利販売の展開 ・組合の体制の強化充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の実践 ・先進技術の習得 ・生産規模の拡大 ・経営力の強化 ・集落型経営の実践

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
<p>① 産地づくりをリードする担い手の確保育成</p> <p>目標 認定農業者数 18年度：1,222人⇒22年度：1,503人</p>	<p>相談窓口の設置</p> <p>認定農業者への誘導、経営改善支援</p> <p>施設整備・機械導入による規模拡大等の支援</p> <p>農業生産基盤の整備（ほ場整備、畑地かんがい）</p>			
<p>② マーケットインを重視し地域特性を生かした足腰の強い産地の形成</p> <p>目標 園芸販売額300万円以上農家数（農協系統扱い） 18年度：325戸⇒ 22年度：390戸</p>	<p>指導拠点整備</p> <p>重点園芸品目別の課題解決支援</p> <p>施設整備・機械導入による規模拡大等の支援</p>		<p>拡大ビジョンの見直し</p>	
<p>③ 地域循環を基調とした特徴ある産地づくり</p> <p>目標 エコファーマー認定者数 18年度：503人 ⇒ 22年度：754人</p>	<p>エコファーマーの認定</p> <p>特徴ある農産物の消費者へのPR</p>		<p>GAP（農業生産工程管理）の取り組み推進</p>	
<p>④ 農地、農業用水等のふるさと資源の維持保全</p> <p>※指標等検討中</p>	<p>連絡会議の設置</p> <p>共同活動、営農活動の実施</p>			

1-② 農林水産業の担い手育成と産地形成【林業】

1 目指す姿

アカマツ、しいたけ、木炭、漆といった国内有数の高品質な林産物に対する市場からの評価が高まり、圏域の林業全体が活性化されるとともに、適切な森林管理の下に森林の持つ公益的機能が存分に発揮され、圏域全体がその利益を享受しています。

指標	現状（H17）	目標値（H22）
林業産出額	36億円	43億円

【目標値の考え方】

合板、集成材等の生産拡大に対応した素材販売の拡大等により約7億円の増加を目指すもの。

現 状

- 当圏域の森林面積は平成16年度末で172,218haとなっており、総面積の79%を占めています。また、森林面積の88%を民有林が占めています。民有林の人工林率は39%で、県内全域の44%に比べて低くなっています。人工林の齢級別面積を見ると、間伐等の保育作業を必要とする樹齢11年生～45年生の森林が大半を占めています。
- 当圏域の人工林の樹種別面積割合は、アカマツ47%、スギ34%、カラマツ18%の順で、スギの割合が高い県内全域と異なっています。また、アカマツの総面積は41,447haと民有林面積全体の27%を占めており、アカマツ資源が豊富です。
民有林面積の48%を占める広葉樹は、パルプやしいたけ、木炭の原木に活用されています。
しかしながら、長く続いた木材価格の低迷などにより林業経営は厳しく、多くの森林所有者の林業経営への関心が薄れつつあり、森林施業が十分に行われていない状況にあります。
- 当圏域では、以前から木材加工が盛んに行われており、数多く存在する製材所では、隣接する地域からも材料の調達を行っています。また、アカマツ天然乾燥材の需要に対応するための供給体制を構築する取組みが出てきています。さらに、商標登録など、県北圏域産アカマツのブランド化を図るための取組みが行われています。
一方、県産材利用を進めている圏域外の高次加工施設、合板工場等の大口需要者に対する供給量は少なく、また、地域森林資源の活用に向けた関係者間の連携が弱いため、有利販売に結びついていない状況にあります。
- 当圏域は、乾しいたけ、木炭などの生産が盛んであり、国内有数の産地を形成しています。しかしながら、マーケットを意識した情報の受発信が弱く、十分な評価が得られていないことや生産者の高齢化、後継者不足から、生産量は伸び悩んでいます。
- 漆は、生産量、品質ともに日本一を誇るとともに、特に漆掻き技術は歴史・文化的価値が高く評価されていますが、需要低迷による生産量の減少、後継者不足が深刻化しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

木材価格の低迷等による厳しい林業経営を改善し、森林施業を推進するため、意欲ある林業経営体を育成します。また、地域材の安定的な供給体制を確立し、アカマツ材を中心とした戦略的な販売体制を構築します。さらに、国内有数の産地を誇る特用林産物^{*1}の販路拡大と生産技術の向上に取り組めます。

主な取組み内容

- ① 意欲ある担い手を中心とした地域林業の展開と森林の適正管理
 - 森林所有者への積極的な施業提案や所有者に代わって地域全体の林業経営等を行える意欲ある林業経営体を育成し、森林施業を推進していきます。
 - 森林資源を循環利用するため、間伐、再造林を促進する他、アカマツの天然更新にも取り組んでいきます。

② 県産材の流通・加工体制の構築

- 素材生産者と大口需要者とのマッチングなど地域材の安定的な供給体制づくりに取り組みます。
- 当圏域に豊富にあるアカマツのブランド化や、生産・加工の連携による販路の拡大、圏域内の鶏舎建築に係る「木材の地産地消」など、戦略的な販売体制を構築していきます。

③ マーケットイン重視の特用林産物の生産・販売の強化

- 国内有数の乾しいたけ、木炭、漆の産地情報を発信するとともに、販路拡大と生産技術の向上などに取り組んでいきます。

④ 文化・歴史的価値を基盤とした、浄法寺漆のブランド化と生産量の確保

- 縄文時代から続く漆の持つ文化・歴史的な価値を継承していきます。
- 質、量共に日本一を誇る浄法寺漆のブランド化を推進し、新用途への活用等による生産量の確保、産学官民や県南圏域等との連携による情報発信に取り組んでいきます。

3 取組みにあたっての役割分担

森林・林業には、産業という側面に加え、県土の保全や水源のかん養、地球環境への貢献等多面的な機能があり、そこには計り知れない価値があります。この機能を今後も継続して発揮していくため、行政、森林組合、森林所有者等が共通の認識を持ち、着実な取組みを行っていきます。

県、市町村	森林組合・地域けん引型経営体等	森林所有者、素材生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域けん引型経営体^{※2}の育成 ・木材安定供給体制整備の支援 ・情報発信、ブランド化支援 ・適切な森林整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域単位での林業経営の推進 ・地域関係者と連携した販路開拓 ・情報発信、ブランド化の推進 ・直販体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な森林施業の実施 ・木材の安定生産と安定供給の継続 ・情報の発信、ブランド化の推進

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 意欲ある担い手を中心とした地域林業の展開と森林の適正管理 目標 地域けん引型経営体数 18年度：1 ⇒ 22年度：5	森林経営意識改革の推進 森林経営プランに基づく施業実施 間伐の促進			
② 県産材の流通・加工体制の構築 目標 新規素材供給者数（累計） 18年度：2者 ⇒ 22年度：10者	販売戦略の策定 大口需要の開拓 鶏舎向け供給体制の構築			
③ マーケットイン重視の特用林産物の生産・販売の強化 目標 特用林産物産出額 17年：13億円 ⇒ 22年：14億円	乾しいたけ県産表示の働きかけ 木炭関連商品開発の推進			
④ 文化・歴史的価値を基盤とした、浄法寺漆のブランド化と生産量の確保 目標 漆生産量 17年：800kg ⇒ 22年：800kg	浄法寺漆の認証制度の検討と運用 文化財資材としての普及啓発 マーケティング活動と新製品開発			

※1 特用林産物：きのこ類、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称

※2 地域けん引型経営体：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体

1-③ 農林水産業の担い手育成と産地形成【水産業】

1 目指す姿

圏域を代表する水産物が消費者から積極的に購入されることにより、漁業者の所得が向上し、ゆとりある生活が確保され、意欲ある担い手を中心とした活力ある漁村社会が形成されています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
漁業生産額 (沿岸漁業)	45億円	53億円

【目標値の考え方】

サケの回帰率向上やホタテガイなどの養殖業の生産拡大により約8億円の増加を目指すもの。

現 状

- 当圏域の平成17年漁業就業者数(正組合員)は2,504人で5年前に比べて11%減少しているほか、高齢化も進んでいます。また、漁業者1人あたりの平均漁業生産額は約244万円で、県平均の7割にとどまるなど生産性が低いことから、経営体質の強化が求められています。
- 当圏域の沿海地区漁業協同組合数は8つ(洋野町5、久慈市1、野田村1、普代村1)ありますが、1組合あたりの平均組合員数は338人と県平均596人に比べて少なく、小規模な組合が多い状況にあります。
- 当圏域は養殖業(ワカメ、コンブ、ホタテガイ)及び採介藻漁業(ウニ、アワビ)への依存度が極めて高い地域ですが、平成17年の生産額は5年前とほぼ同水準の15億円にとどまっています。
- 当圏域の漁港は28漁港(第1種漁港23、第2種漁港5)で県下111漁港の25%を占めています。また、岩盤に溝を掘った増殖場が全国に先駆けて整備されています。
- 県のHACCP^{*1}対応指針と大日本水産会の優良衛生管理市場に適合している洋野町営八木魚市場を擁するなど、消費者の求める安全・安心な水産物を生産しています。しかし、販路が限定的であったり、あるいは二次産業、三次産業との連携が遅れていたりするため、価格が低迷し、漁業者の所得向上に結びついていません。

2 目指す姿を実現するための取組み

漁業者や漁協による「地域営漁計画」の策定・実行を支援し、養殖漁場の生産性の向上と競争力のある経営体の育成に取り組みます。また、水産物の高付加価値化や販売力強化を図るため、産地での直接販売、量販店等とのマッチング、物流コストの軽減等に取り組みます。

主な取組み内容

- ① 養殖漁場の生産性の向上と競争力のある経営体の育成
 - 養殖漁場の生産性の向上や競争力のある経営体の育成強化に向けて、漁業者自らの取組みを促すため、各漁協における漁場の利用方法や担い手の育成方法等を明らかにした「地域営漁計画」の策定・実行を支援するとともに、これらの取組みを通じて経営体質の強化を図っていきます。
 - 当圏域の漁業における基幹魚種であり、漁協経営や水産加工の振興にも大きな影響を持つサケの回帰率向上に取り組みます。
 - 新たにナマコ、マツモ、ホヤなどの増養殖技術を開発するとともに、その展開を支援していきます。
- ② 新たな生産・流通・販売システム(フードチェーン)の構築
 - 水産物の販売先を多様化するため、産地での直接販売、量販店等とのマッチング、物流コストの軽減等に取り組んでいきます。

- 漁業と二次・三次産業とが総合的に関わり、より多くの付加価値を得ることで地域を活性化していきます。
- 安全・安心に向けた取組みを推進するため、魚市場の衛生管理の徹底指導や水産基盤施設の整備を支援します。
- ③ 水産基盤施設整備の推進
 - 水産資源の持続的利用と安全・安心な水産物を効率的に供給するための施設や、ウニ・アワビなどの水産動植物の生育環境となる漁場の保全・創造を目的として、岩手県水産基盤整備基本計画に基づき選択と重点化により効率的な整備を推進していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

漁業者の所得を向上させ活力ある漁村社会の形成を進めるため、県においては意欲ある漁業者、漁協や民間企業による主体的な取組みに対して、市町村と連携しながら支援を行います。

県	市町村	生産者、団体、加工業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画策定の指導 ・サケふ化場整備支援、種苗生産指導 ・新たな増養殖技術の開発、展開支援 ・ほたてプロジェクトへの参画、助言 ・販路拡大、商品開発の機会創出 ・直接販売等の支援、普及 ・地域リーダーの育成 ・魚礁や増殖場の造成 ・物流の改善 ・漁港の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画策定の助言 ・サケふ化場整備支援 ・新たな増養殖技術開発支援、展開の推進 ・ほたてプロジェクトの推進 ・調整、支援 ・直接販売等の支援、普及 ・地域リーダーの育成 ・資源管理や運営等の支援 ・物流の改善促進 ・生産、流通の連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の策定及び実行 ・サケふ化場整備、健全な稚魚生産 ・新たな増養殖技術開発支援、展開の推進、生産物の利活用 ・ほたてプロジェクトの実践 ・商品販売、商品開発の実践 ・直接販売等の実施 ・地域リーダーを中心とした自発的な取組み ・増殖場の管理運営、漁獲制限の実施 ・活用及び普及 ・消費者ニーズに対応した水産物の供給

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 養殖漁場の生産性の向上と競争力のある経営体の育成 目標 養殖経営体の年間平均販売金額 18年度：438万円⇒22年度：660万円	地域営漁計画の策定及び実行 ナマコ分布調査、放流試験 マツモ種苗生産規模拡大	他漁協への普及 大量放流 養殖マツモ生産量の増加		
② サケ回帰率向上のための改善 目標 サケ漁獲量 18年度：7,054⇒22年度：10,000t	ふ化場整備(用水確保) 技術改善・生産指導 健全な稚魚の生産・放流			
③ ほたてプロジェクトの推進 目標 ホタテガイ生産量 18年度：200t⇒22年度：400t	プロジェクトによる生産増大、高付加価値化、観光振興の推進 蓄養施設整備 施設改善		施設拡充	
④ 新たな生産・流通・販売システム(フードチェーン)の構築 目標 量販店への直売額 18年度：1,650万円⇒22年度：6,000万円	地域リーダーの育成 直接販売等の支援、普及		直接販売等の拡充	
		量販店等との直接取引の拡充		
	物流の改善(コスト、鮮度)		活用及び普及	

※1 HACCP：HA (Hazard Analysis：危害分析) とCCP (Critical Control Point：重要管理点)を省略したもので、危害分析重要管理点方式と訳されている。今まで勘や経験で作っていた食品を客観的な方法により製造工程を管理することで、安全性を確保する衛生管理の方法

2 地域資源を生かした食産業の振興

1 目指す姿

豊富な農林水産資源を活用した一次から三次産業までの連携による「食産業ネットワーク」などを通じて消費者ニーズに対応した高付加価値の加工食品の製造等が活発になり、クラスター^{※1}の形成に向けた動きが加速しています。

指標	現状 (H16)	目標値(H22)
食料品製造出荷額	490億円	506億円

【目標値の考え方】

「企業立地促進法」に基づく基本計画の目標値（5年間で20億円増）を4年間で割り返したものの。

現 状

- 当圏域における食料品出荷額は、485億円(平成17年度)と県全体の食料品出荷額の15.8%を占めています。全県の製造品出荷額等に占める当圏域のシェアが3.5%であるのに比べ、大きな比重を占めています。また、製造業事業所数に占める食料品製造業事業所数の割合は31.7%ですが、製造品出荷額等に占める割合は58.1%となっており、食料品製造業は、当圏域の基幹産業となっています。
- また、食品加工業者の中には、地域のリーディング企業として、首都圏に販路を開拓して業績を大きく伸ばしているプロイラー加工販売業者や、優れた商品や加工技術を有し、全国規模でマーケットを展開している菓子製造業などの企業がありますが、総じて、財務基盤が脆弱であり、また、企画開発や情報収集、営業活動なども弱いことからマーケットインの商品づくりが進みにくい状況にあります。
- 当圏域には、豊富で多様な農林水産資源がありますが、歴史的に素材生産供給地域であったことから、加工産業や外食産業等との結びつきが弱く、地元の素材を加工や食材に十分に活かしていきれていない状況にあります。
- ヤマブドウ、雑穀などの「食産業クラスター」の形成を目指した取組みが始まっており、地域を代表する食のブランドとして期待されています。

2 目指す姿を実現するための取組み

当圏域の基幹産業である食関連企業の経営の高度化、人材の育成を進めるため、企業のニーズに応じた経営支援、人材育成支援を行います。また、第一次から第三次産業にわたる食の産業ネットワークづくりを通じて、地元素材の加工、流通、外食などでの活用を促進するほか、ヤマブドウや雑穀などの地域特産物の「食産業クラスター」の形成による高付加価値化等に取り組めます。

主な取組み内容

- ① オーダーメイド型の経営支援の展開
 - 企業の経営の高度化、人材の育成を進めていくため、産業支援拠点を核として、市町村、地域の商工会議所・商工会、金融機関や、いわて産業振興センター、試験研究機関、大学等と連携しながら、新商品の開発や事業拡張など企業のニーズに応じたオーダーメイド型の経営支援を行います。

② 食産業ネットワークづくり・食産業クラスターの形成

- 地元の素材が加工や流通、外食などに活用される仕組みとして一次産業、二次産業、三次産業の食産業ネットワークづくりを行い、アドバイザー等との連携により、マーケットの要請にスピーディーに対応した商品づくり、販路の開拓、人材育成などを支援していきます。
- 特に、ヤマブドウ、雑穀について、地域の生産者、食品加工業者、流通・販売業者などとの連携を図りながら、商品開発、販路開拓、起業化支援などを戦略的に展開していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

当圏域内の特色ある農林水産資源を生かした「食産業」の振興を図るため、産業支援拠点を核として、地域の市町村、商工会議所・商工会と連携し、企業ニーズや課題に応じた、企業間の連携や産業支援機関等の専門的支援をコーディネートします。

県(振興局)	市町村・産業支援機関	企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づく重点企業支援(企業訪問によるニーズの把握、課題解決のための企業連携や産業支援機関等とのコーディネート、進行管理) ・商談会等の開催、参加企業のフォロー(商品の改良、取引支援等) ・「食産業ネットワーク」の立上げ、プロジェクトチーム活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問によるニーズの把握 ・県との連携による個別企業支援 ・相談対応、経営戦略の策定支援及び企業戦略に基づく長期的総合的支援 ・商談会等の開催、参加企業のフォロー(商品の改良、取引支援等) ・「食産業ネットワーク」の支援、プロジェクトチーム活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略の策定・実行 ・商談会・物産展等への参画 ・商品の開発・改良、取引開拓等 ・「食産業ネットワーク」への参画と自主的な運営

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① オーダーメイド型の経営支援の展開 目標 取引成立件数(累計) 18年度: 一件⇒22年度: 70件	重点支援企業に対する支援 商談会等の開催			
② 食産業ネットワークづくり 目標 新商品化件数(累計) 18年度: 一件⇒22年度: 22件	NWの運営、研究会活動に対する支援 新商品開発等食産業プロジェクト支援		民間による自主的なNW活動の展開	
③ 食産業クラスターの形成				
ア 雑穀クラスター 目標 雑穀生産量 18年: 237 t ⇒ 22年: 260 t	省力化栽培技術の研究・普及 地域ブランド化の検討	地域ブランドの確立・普及		
イ ヤマブドウクラスター 目標 新たなヤマブドウ出荷・加工仕向量 18年度: 18 t ⇒ 22年度: 100 t	栽培モデルの作成・普及、優良系統の絞込み 新商品開発支援 産地情報の発信、求評会等の開催			

※1クラスター: 「群れ」「(ぶどうの)房」の意⇒ 食産業クラスター=食産業群

3 体験型・交流型観光の展開

1 目指す姿

農山漁村体験、自然体験、伝統的な食文化などの地域の特徴ある素材を活かした成功モデルを創出しながら、圏域エリアをカバーする組織を起点とした着地型観光^{*1}を展開し、八戸圏域や首都圏等から多くの観光客が訪れています。

指標	現状（H18）	目標値（H22）
県外観光客数	1,493千人回	1,607千人回
うち県外宿泊者数	120千人回	128千人回

【目標値の考え方】

県外観光客数は、平成18年度に策定した県北地域観光産業アクションプランに基づき、22年度の目標値を1,607千人回とするもの。また、県外宿泊者数は、現状の宿泊率（約8%）を維持することを目標に、128千人回とするもの。

現 状

- 当圏域への観光客入込数は伸び悩んでおり、また、一人当たりの観光消費額が少ない状況にあります。
 - ・観光客入込数 H16：374万人、H17：359万人、H18：349万人
 - ・一人当たり観光消費額（H18） 久慈（もぐらんびあ）4,920円、二戸（金田一温泉）4,775円、県平均6,657円
- 当圏域には「平泉」のように全国的な知名度の高い観光地はありませんが、平庭高原や折爪岳、小袖海岸、天台寺などの県北圏域の自然、歴史、風土が育んだ観光地、さらにバッテリー村に代表される田舎暮らし体験ができる施設等が存在しています。しかし、こうした観光地や施設は、その魅力を十分に伝えきれているものが少なく、かつ、それぞれが点在しており、相互をつなぐ窓口が一本化されていないこと等から、旅行会社にとって、当圏域の観光地等は旅行商品としにくい状況にあります。
- 久慈市山形町中心とした地域では体験型の教育旅行の受入れで来訪者が増加しているなど、国内で高まっているグリーン・ツーリズムなど体験・交流型の観光を求めるニーズに対応した取組みが進んでいます。
- 観光ボランティアガイドや体験インストラクターなどの養成に努めてきたことから、「けさったの会（久慈広域観光ボランティアの会）」や「九戸城ボランティアガイドの会」など、観光を担う人材や団体が育ちつつありますが、観光客と接する観光関連産業従事者の受入れ技術については今後も向上が必要です。
- 高速交通網の整備により、首都圏からの交通アクセスが大幅に改善しましたが、その効果を観光客の誘致に生かしきれておらず、新幹線二戸駅、八戸駅起点の観光客の増加が実感できていない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

既存の観光地や特徴ある体験など圏域内の観光素材を生かし観光振興を図るため、総合的な観光客の受入調整・情報発信等を行うオペレート機能を整備するとともに、観光メニューの充実、観光を担う人材の育成に取り組みます。また、八戸圏域や県内他圏域等との連携による広域観光を推進します。

また、県北地域観光産業アクションプランに基づき、県、市町村、民間がそれぞれの役割を果たしながら協働による具体的な施策を展開します。

主な取組み内容

- ① 地域ぐるみの観光を推進する仕組みづくり
 - 地域の観光素材をまとめ上げ、旅行会社への旅行商品の企画提案や観光客への情報発信を行うとともに、観光客受入れのための調整などを行う機能（オペレート機能）を整備し、着地型観光を推進します。
 - 観光関係者、地域産業、住民、行政等が連携して、観光素材の魅力向上を推進しながら観光メニューの充実を図るとともに、体験・交流型の観光や教育旅行、社会教育施設等を核とした体験学習の誘致など売込み活動を展開します。
- ② 観光を担う人材の育成
 - 観光ボランティアガイドやグリーン・ツーリズム体験インストラクターの養成、観光関係従事者等の受入れ技術の向上を図るなど、観光を担う人材を育成します。
- ③ 八戸圏域等と連携した広域観光の推進
 - 八戸圏域等と連携することにより、全国的な知名度不足を補い、東北新幹線二戸駅、八戸駅を玄関とした広域観光の流れをつくります。

3 取組みにあたっての役割分担

県北圏域においては、旅行会社への情報発信、各観光施設やグリーン・ツーリズム受入団体等との連絡調整、観光コースの企画提案等、観光に関係する様々な業務を地域に密着しながら行える民間組織の活動が拡大しつつあります。

このため、行政はこの民間組織の後方支援に回るとともに、新たな素材の発掘や、農林水産業や外食産業と連携した地域一体の取組みを拡大し、地域の関連産業を巻き込んで観光のすそ野を広げていきます。

県、市町村	民間組織	観光関連産業関係者
<ul style="list-style-type: none"> ・民間組織の活動支援 ・観光素材の掘り起こし ・観光素材の魅力向上支援 ・施策連携の充実 ・モニターツアーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレート機能の整備、強化 ・観光素材の魅力向上、旅行商品化 ・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内での連携強化 ・人材の活用、接客技術の向上 ・受入れ態勢の充実

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 地域ぐるみの観光を推進する仕組みづくり 目標 久慈広域観光協議会の旅行商品販売額 18年度：一円⇒22年度：4,000万円	オペレート機能の構築、運営 グリーン・ツーリズムメニューの拡大 エコパーク平庭高原(仮称)の整備	体験型滞在観光の展開		
② 観光を担う人材の育成 目標 観光ボランティアガイド数(累計) 18年度：26人 ⇒ 22年度：66人	ガイド等養成講座の開催 接客技術の向上の推進 若手観光関係者の活動支援			
③ 八戸圏域等と連携した広域観光の推進 目標 モニターツアーから派生した旅行商品の提案件数(累計) 18年度：一件 ⇒ 22年度：4件	東北新幹線二戸駅の利用促進活動の実施 八戸圏域との連携モニターツアーの開催 首都圏等への共同PRの推進			

※1 着地型観光：自ら地元の観光商品をつくり、地域外の旅行業者と連携して、地元へ観光客を呼び込む誘客の方法

4 ものづくり産業の集積

1 目指す姿

ものづくり基盤技術の高度化と集積が進み、ものづくり産業が地域経済や雇用を支えています。

指標	現状 (H16)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の製造品出荷額	188億円	212億円

【目標値の考え方】

「企業立地促進法」に基づく基本計画の目標値（5年間で30億円増）を4年間で割り返したものの。

現 状

- 当圏域の製造品出荷額等は、平成3年の1,015億円から平成16年の873億円と14.0%減少しており、全県に占めるシェアも平成3年の4.7%から3.6%に低下しています。
- 当圏域の製造業は、食料品、衣服など労働集約型産業が主体となっており、従業者一人当たり粗付加価値額（平成16年）は455万円で、県平均816万円を大きく下回っています。総じて研究開発力や技術力、価格競争力が弱いため、製品の高付加価値化や安定的な取引先の確保が困難な状況にあります。
- 当圏域内には10箇所168.4haの工業団地が造成されていますが、平成18年度末で工業団地内への誘致企業数は24社、分譲面積は26.1ha、分譲率は26%（工場用地面積に占める分譲面積の割合）にとどまっています。産業集積地から離れており、協力企業や取引企業の確保が困難なことや地域からの情報発信力が弱いことなどから、企業誘致がなかなか進まない状況にあります。
 しかしながら、近年では、電気電子関連の優良企業が立地し、電子部品・デバイス製造業では、世界で初めて高純度大型酸化亜鉛（ZnO）単結晶の合成に成功した企業が、岩手大学や県工業技術センターと連携したZnOプロジェクト（酸化亜鉛産業クラスター形成事業）などを展開しています。
 また、ケミカルタンカーの建造では世界トップクラスの評価を受けている造船会社が近年立地しました。造船などの輸送用機械器具製造業は、久慈港の湾口防波堤整備の進捗に伴って確保される静穏水域を最大限有効に活用できる業種であり、今後の整備により拡大される静穏水域を活かした関連企業の一層の集積が見込まれています。
- 精密機械などの業種においては、高付加価値型の製品の開発・生産へ移行している企業も出てきていますが、それを担う人材が不足しています。
- 新規高卒就職者の企業への定着率が低い状況にあり、人材を育成する側と企業との連携の不足などから、企業ニーズに対応した人材の育成が進んでおらず、また、企業が新規学卒者に求める職業意識や資質等と新規学卒者本人の職業意識等に乖離が見られます。
- 当圏域には、優れた伝統的技術を継承する浄法寺塗、久慈琥珀、大野木工、一戸竹細工などの多彩なクラフト製品（工芸品）が数多く作られています。

2 目指す姿を実現するための取組み

技術力や価格競争力などが弱い当圏域のものづくり産業の振興のため、産業支援拠点を圏域内に整備し、産業支援機関等と連携した企業等の支援を行います。また、地域特性を活かした企業誘致活動の展開、産業界・学校・地域が連携し、企業ニーズに即した人材育成に取り組みます。

主な取組み内容

① 意欲的な企業等の育成支援

- 地域に立地する企業の研究開発力や技術力を高めながら、高付加価値製品を開発・生産等できるよう産業支援拠点（産業支援センター・地域ジョブカフェ）を整備し、いわて産業振興センターなどと連携しながらワンストップ型の企業支援を行っていきます。
- 日本一の生産量と質を誇る浄法寺塗を活用した漆器などクラフト製品の技術の伝承やデザイン開発、新商品開発、販路拡大などの取組みを支援します。

② 企業誘致の推進

- 企業立地促進法に基づき、企業誘致による産業集積を図るため、県、市町村、商工団体等で構成する「地域産業活性化協議会」を中心に、「県北・沿岸企業立地推進チーム（岩手県企業立地推進課）」、地方振興局、市町村が一体となって、港湾や高速交通アクセス、第2クリーンセンター（仮称）など地域の特性・メリットを情報発信しながら、企業誘致活動を展開していきます。
- 誘致企業のフォローアップを行いながら、取引の拡大や工場の拡張等を支援していきます。

③ 産業人材の育成

- 産業界・学校・地域が連携して人材を育成する仕組みづくりを行うとともに、造船業など地域中核企業のニーズに対応した、ものづくり人材の育成・確保に取り組んでいきます。
- 県南圏域や八戸圏域の企業と連携し、ものづくり人材の育成を図りながら、企業立地を促進する環境整備を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、主体である民間企業等が技術レベルを向上させ、競争力を高めていくことが必要です。

このため、県においては、企業等自らが業界の動向やニーズを把握し、同種の企業や異業種、産学官との交流・連携を進めることができるよう、産業支援拠点の整備や人材育成支援の仕組みづくりなどに取り組みます。

県	市町村・産業支援機関	企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・産業支援拠点の整備 ・企業誘致、融資制度の紹介 ・人材育成・供給システムの構築など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の産業振興施策の企画・調整 ・企業誘致（市町村）、融資制度の紹介 ・人材育成のバックアップなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の推進・取引拡大、生産工程の効率化など ・人材育成

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 意欲的な企業の育成支援 目標 事業化件数 18年度：0社 ⇒ 22年度：4社	産業支援拠点の設置・運営 〃 〃			
② 企業誘致の推進 目標 新規立地・増設件数（累計） 19年度～23年度：11社	有力企業へのアプローチ強化 〃 〃			
③ 産業人材の育成 目標 人材育成者数 18年度：0人 ⇒ 22年度：160人	企業ニーズに即した人材育成 〃 〃			

5 雇用環境の改善

1 目指す姿

県北圏域で職を求める者が地域内で就職できるような雇用の場が創出されています。
また、若年者等が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
有効求人倍率	0.39	0.53

【目標値の考え方】

「久慈・二戸地域雇用開発計画」(平成19年9月策定)の目標値とするもの。

現状

- 当圏域は、新たな起業や事業拡大が伸び悩むとともに、産業集積地から離れ、協力企業や取引企業の確保が困難なことなどから、企業誘致がなかなか進んでいません。このように他地域に比べ景気をけん引している産業・企業の立地が少ないことや、雇用創出効果の高い産業の形成が不十分であることなどから、高卒者の就職先は圏域外、県外に多く流出し、有効求人倍率も低迷しており、雇用の創出が急務となっています。
- 海外との価格競争に晒されている精密機械などの業種においては、高付加価値型の製品の開発・生産へ移行している企業も出てきていますが、それを担う人材が不足しています。
- 新規高卒就職者の企業への定着率が低い状況にあり、人材を育成する側と企業との連携の不足などから、企業ニーズに対応した人材の育成が進んでおらず、また、企業が新規学卒者に求める職業意識や資質等と新規学卒者本人の職業意識等に乖離が見られます。

2 目指すべき姿を実現するための取組み

質の高い雇用の場を十分に確保するとともに、地元産業界が求める人材を育成し、個々の求職者の希望を尊重しつつ両者を適切に結びつけていきます。

また、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などのキャリア教育や若年者等に対し総合的な就業支援を行います。

主な取組内容

- ① 新たな雇用の場の創出
 - 久慈、二戸に設置された産業支援センターや地域ジョブカフェを拠点とし、地域のものづくり産業のネットワークによる企業間の連携強化や建設業者による農業をはじめとした異業種参入の取組み、また、市町村による雇用拡大の取組みなど新規雇用の創出に努めます。
- ② 産業人材の育成〔ものづくり産業等の集積(再掲)〕
 - 産業界・学校・地域が連携して人材を育成する仕組みづくりを行うとともに、造船業など地域中核企業のニーズに対応した、ものづくり人材の育成・確保に取り組んでいきます。
 - 県南圏域や八戸圏域の企業と連携し、ものづくり人材の育成を図りながら、企業立地を促進する環境整備を進めます。

- ③ 高校生の就職支援（キャリア形成の支援）
 - 各学校が主体的に取り組むキャリア教育の一環として、地元産業界の協力を得ながら、キャリア形成を支援するメニューを提供します。
 - 高校生の就職先が早期に内定し、就職先に定着するよう、雇用事業所を訪問して新卒者の状況を把握するとともに、それらの情報を生かしながら、就職希望の高校生の早期内定獲得を支援します。
- ④ 若年者等の就業支援
 - 地域ジョブカフェ等を拠点として、求職者に対し、職業の適性把握やスキルアップ等の就業支援サービスを提供します。

3 取組みにあたっての役割分担

雇用の創出を図るため、県や市町村などが一体となり産業振興施策を主導的に実施します。また高校生、若年者などの就職支援、雇用促進にあたっては、高校、企業、NPO 団体、地域住民等と連携しながらきめ細やかなサービス提供に図ります。

県	市町村	学校	団体・企業・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・産業支援拠点の整備、企業誘致 ・人材育成・供給システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興施策の企画・調整、企業誘致 ・人材育成のバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の推進 ・就職指導（生徒と企業のマッチング等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の推進・取引拡大等 ・人材育成

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 新たな雇用の場の創出 目標 産業振興施策による雇用創出数 18年度：0人⇒ 22年度：400人	意欲的な企業の育成支援 企業誘致の推進			
② 産業人材の育成 目標 人材育成者数 18年度：0人 ⇒ 22年度：160人	企業ニーズに即した人材育成 起業人材・産業人材の育成支援			
③ 高校生の就職支援 目標 新規高卒者圏域内就職内定率 18年度：25.4%⇒ 22年度：30.0%	地域ジョブカフェの設置 キャリア教育の推進			
④ 若年者等の就業支援 目標 地域ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数（累計） 18年度：- ⇒ 22年度：360人	若年層の雇用促進			

6 産業を支える物流基盤の整備

1 目指す姿

道路や港湾など物流ネットワークの整備が進み、圏域内はもとより圏域外との経済的な交流・連携が一段と活発化しています。

現 状

- 当圏域においては、東北縦貫自動車道八戸線、国道（4号、45号、281号、340号、395号）及び主要地方道・一般県道等による物流を担う道路網が形成されています。また、久慈市に重要港湾久慈港があり、物流拠点としての利用拡大の期待が寄せられています。
- 高速交通体系としては、内陸地域においては平成元年に東北縦貫自動車道八戸線の全線が開通し、整備が進みましたが、沿岸地域では平成5年に八戸・久慈自動車道（県内分計画延長32km）の一部として久慈道路（延長3.2km）が開通したものの、八戸・久慈自動車道や久慈・宮古間の三陸北縦貫道路といった高速交通体系の整備が遅れています。
また、東北縦貫自動車道八戸線の開通や東北新幹線盛岡～八戸間の開業等に合わせ、これらの高速交通の効果を圏域内に波及させるため主要地方道戸呂町軽米線や二戸九戸線等の幹線道路の整備を進めてきました。今後、主要地方道二戸五日市線浄法寺バイパスや一部通行が容易でない区間等の整備を推進していく必要があります。
- 久慈港内の静穏度を向上させ船舶の入出港や荷役を容易にするため、平成2年から久慈港湾口防波堤の整備が進められていますが、進捗率は21.2%と低く、早期完成が望まれています。
- 農産物と木材の生産性向上や生産物の運搬路確保等のため、現在、農道、林道の整備を進めています。また、独立行政法人緑資源機構により、幹線林道葛巻田子線及び岩泉町小屋敷～普代村鳥居間の農道整備が進められていますが、これら農道、林道の整備に当たっては、国・県道や市町村道の整備と連携し、より一層効率的な道路ネットワークを形成していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

圏域内外との経済交流を支えるため、県は自らが所管する幹線道路や農道、林道の整備に取り組むとともに、高速交通網の整備や湾口防波堤の早期完成を促進します。

主な取組み内容

- ① 物流ネットワークの構築
 - 八戸・久慈自動車道など高速道及び久慈港湾口防波堤の整備を促進します。
 - 高速道や新幹線駅等にアクセスする主要地方道二戸五日市線浄法寺バイパス等の幹線道路の整備を推進します。
- ② 一次産業等を支援する農道、林道、県道等が一体となったネットワークの構築
 - 農道、林道については、国・県道や市町村道と一体となったネットワークの構築に取り組みながら効率的な整備を推進します。

3 取組みにあたっての役割分担

八戸・久慈自動車道、三陸北縦貫道路及び久慈港湾口防波堤の早期完成を促進するとともに、高速道インターチェンジや新幹線駅にアクセスする幹線道路の整備を推進します。また、農道、林道と国・県道や市町村道が一体となったネットワークの構築に取り組みます

県	市町村	国・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・横断軸となる幹線道路等の整備 ・企業活動支援のための環境整備 ・農道、林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動支援のための環境整備など ・農道、林道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速交通網の整備 ・久慈港湾口防波堤の整備 ・農道、林道の整備

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 物流ネットワークの構築 ※指標等検討中	高速交通網の整備			→
	久慈港湾口防波堤の整備			→
	幹線道路の整備			→
② 一次産業等を支援する農道、林道、県道等 が一体となったネットワークの構築 ※指標等検討中	農道整備			→
	林道整備			→

7 地域における医療と健康づくりの推進

1 目指す姿

住民相互に助け合う「心と体の健康づくり」を通じて、住民が生涯を通じて心身ともに健康で充実して暮らしていける社会が形成されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①自殺死亡率(10万人対)	44.7人	24.2人
②成人男性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	39.1%	35.5%
③成人女性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	34.5%	27.7%

【目標値の考え方】

- ① 県北圏域の自殺率は県全体を上回っていることから、これを平成17年度の全国平均値まで下げること目標に、平成22年度の目標値を24.2人とするもの。(現状値H17年度)
- ②③ 県北圏域の肥満者の割合は男性・女性とも県全体より高いことから、これを全県の目標値まで下げること目標に、平成22年度の目標値を男性35.5%、女性27.7%とするもの。

現 状

○ 当圏域の疾病別の死亡状況(年齢調整死亡率)をみると、生活習慣が大きく関係する循環器疾患や糖尿病のほか、自殺などが県平均を上回っており、平均余命は男女とも県平均を下回っています。また、人口割合でみた医療機関数や医師・歯科医師等の医療関係者数は、県平均と比較し低い状況となっています。

○ 本県は全国2位の自殺死亡高率県であり、交通事故死亡者の4倍となっています。特に当圏域は自殺率が県内で最も高く、働き盛りの男性、高齢期の女性の死亡率が高い現状にあります。

これまで、地域の関係機関によるネットワークを構築するとともに、地域住民による傾聴ボランティア団体が設立され地域での活動を展開するなど、県内でも先進的な住民参加による自殺予防活動が始まっており、今後も継続強化していく必要があります。

また、自殺の原因・動機については、様々な要因が複雑に関係していますが、自殺企図者の70から90%がうつ病等の精神疾患に罹患していると言われており、うつ病等への対策が自殺予防につながるものと考えられます。

【自殺死亡率(平成17年(人口10万対))】

全国24.2人、岩手県34.1人、久慈地域49.2人、二戸地域40.0人

○ 圏域の疾病別年齢調整死亡率は、男女共に脳血管疾患、心疾患が県平均より高い状況にあります。

これまで、健康診査等の結果に基づいた保健指導や地域と一体になった健康づくり事業を実施し、生活習慣病予防に重点を置いた対策に取り組んできましたが、循環器疾患による死亡率や、生活習慣病の大きな要因として挙げられる中高年の肥満者の割合はなかなか改善されない状況にあり、効果的な指導支援対策を行って生活習慣病有病者及び予備軍の増加防止を図る必要があります。

【年齢調整死亡率(平成13年から平成15年平均)】

脳血管疾患：岩手県(男：88.8、女48.8)久慈地域(男：92.2、女：45.7)二戸地域(男：95.8、女：50.8)

心疾患：岩手県(男：91.2、女44.2)久慈地域(男：95.4、女：47.4)二戸地域(男：109.3、女：49.9)

○ 災害発生時の災害弱者の支援対策や、新型インフルエンザをはじめとする感染症への対策については、関係機関との情報共有を図っていますが、その調整が不十分であることから、より緊密かつ効果的な連携が求められています。

心肺停止時の救命率の向上に高い効果のあるAED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法の普及については、住民や事業所、学校等を対象とした講習を進めているものの、設置台数や反復した取り組みが不足していることにより十分に浸透している状況にはなく、心肺蘇生法を実行できる者はごく少数と考えられます。

2 目指す姿を実現するための取組み

住民が生涯を通じ心身ともに健康で充実した生活を営むことができるように、「こころの健康づく

り」や望ましい食生活・運動習慣の定着による生活習慣病予防に関する取組みを充実していきます。また、災害時や新型インフルエンザをはじめとする感染症発生時、救命救急時等における支援対策の充実を図ります。

主な取組み内容

① 自殺予防対策の推進

○ 住民が心身ともに健全で充実した生活を営むことができるよう、うつ病の正しい知識の普及啓発を行うほか、ボランティアによる傾聴活動や地域における見守り組織づくりを推進し、医療等の関係団体、地域住民、行政等地域が一体となった自殺予防対策を更に強化していきます。

② 生活習慣病予防の推進

○ 健康寿命を延伸させるためには、生活習慣に起因する循環器疾患や糖尿病等の発症予防が重要です。そのために、メタボリック症候群に着目した若年期からの各ライフステージに応じた生活習慣病予防対策に取り組めます。

○ これまでの一次予防対策を充実させるために保険者間の連携や保健指導のスキルアップを図るとともに、望ましい食生活・運動習慣の定着が図られるよう、関係機関や団体と一体となった健康づくりの取組みを充実していきます。

③ 健康危機管理対策の推進

○ 災害発生時の支援対策について、関係機関との調整を図ります。

○ 新型インフルエンザをはじめとする感染症対策において、迅速かつ確かな対応を図り、そのまん延を防止することとします。

○ AEDを用いた心肺蘇生法の指導については、関係機関協力のもと、一般住民や事業所等に広く普及を図るとともに、特に学校における反復・継続した体制の構築を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

心身の健康づくりに当たっては、市町村をはじめとした医療保険者間の連携や地域と関係団体や企業など一体となった健康づくりの取組みを充実していきます。

県	市町村	関係団体、住民
<ul style="list-style-type: none"> モデル企業に対するうつスクリーニングの実施 医療保険者への支援 保健指導者のスキルアップ AEDの設置推進、講習会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 企業、住民を対象とした健康教育など「こころの健康づくり」の普及 医療保険者による健診、保健指導の充実 地域への心肺蘇生法の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 企業における従業員の労働安全衛生の観点からの健康管理事業の充実（うつスクリーニングへの参画） 住民自らの生活習慣改善 学校における生徒への心肺蘇生法の指導

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 自殺予防対策の推進 目標 傾聴ボランティア養成講座修了者数(累計) 18年度：86人⇒22年度：240人	傾聴ボランティア養成講座の開催 →			
	「こころの健康づくり」についての市町村への啓発 →			
② 生活習慣病予防の推進 目標 健康教育の受講者数(累計) 18年度：28,000人⇒ 22年度：140,000人	地域・職域連携の強化 →			
	ハイリスク者への保健指導徹底 →			
③ 健康危機管理対策の推進 目標 AEDを用いた心肺蘇生法普及講習会受講者数(累計) 18年度：13,300人⇒22年度：22,500人 (世帯数の50%)	AEDを用いた心肺蘇生法の普及啓発 →			

8 地域で支えあう福祉の推進

1 目指す姿

地域住民の参加・協働による様々な福祉ネットワークが圏域内に広がり、ともに支えあう福祉づくりの活動が活発に展開されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①合計特殊出生率	1.38	1.38
②居宅介護サービス利用割合	42.4%	52.0%
③施設から地域生活に移行する障害者数	54人	153人

【目標値の考え方】

- ① 本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、圏域として、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの（現状値H17年：岩手県環境保健研究センター）
- ② 本県の居宅介護サービス利用割合は、平成17年度実績と比較すると全国40位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として、居宅介護サービス利用割合を全国水準である52.0%まで高めることを目指すもの。
- ③ 平成18年度に県が行った調査で、圏域内の障害者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの（目標値H23年度）。

現 状

- 平成17年10月現在の高齢化率は久慈地域24.9%、二戸地域29.0%と県平均（24.5%）を上回るテンポで高齢化が進展しています。一方、平成17年の出生数は912人で5年前と比べ21.5%（250人）減となるなど少子化が進行しています。また、障害者の自立生活を支援するため障害者自立支援法が平成18年に施行され、新たなサービス提供の仕組みづくりが求められています。こうした中で、年齢や障害等に関係なくみんなが住みよいまちづくりへの取組みが広がりつつあります。
- 圏域の障害者は約7,500人（人口の約5～6%）と少数ですが、障害者が求めているニーズは、住まい、就労、社会参加、相談、権利擁護など広範な領域にわたっています。また、障害者自立支援法施行に伴い、新体系への移行を進めるとともに、県内各地から知的障害児（者）を受け入れている大規模施設など入所施設を退所して地域（在宅）に移行する障害者が増加するため、こうした障害者の地域生活や就労を支える仕組みが必要となっています。
- 子育て環境については、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備が進んでいないことから、企業等に対して一層の取組みを求めていく必要があります。また、保育所など小規模な支援サービスが多いのが特徴ですが、現状を維持していくことが難しい状況にあることから、今後は既存施設におけるサービス内容の拡充と効率化を図っていく必要があります。
- 介護保険サービスの利用状況を見ると介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設系サービスの利用が高い一方で、訪問介護や通所介護などの在宅サービスの利用が低くなっています。こうした中、二戸地域では岩手県立大学と連携し、介護事業をモニタリングしながら地域保健福祉活動の適正化を図っていく取組みが展開されています。
- みんなが住みやすいまちづくりについては、これまで県主導によるユニバーサルデザイン（UD）普及活動や公共的施設の点検活動などを通じて地域にノウハウの蓄積や人材育成が進んできていますが、実践者の組織化が弱く、民間による推進体制整備や各種の普及啓発活動の展開、さらにハード面では多様な利用者の参画のもとでより使いやすい施設整備の仕組みづくりなど一層の推進が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

障害者の多様なニーズに対応し、サービス基盤の拠点化や共同利用など効率的・総合的なサービス提供に努め、自立生活を支援していきます。また、子育て相談など様々な支援機能の充実を図るほか、企業等における雇用環境の改善を促進するとともに、高齢者に対しては介護予防に重点を置いて取組みを進めます。さらに年齢や障害等に関わらず、みんなが住みよいまちづくりに取り組みます。

主な取組み内容

- ① 障害者の自立生活支援
 - 障害者の就業や生活介護などのサービスの基盤整備にあつては、一定規模の利用者の確保が必要なことから、市町村間でサービスの相互利用ができるよう、市町村が共同してサービスの拠点化・共有化を進めるとともに、これらのサービスを利用する障害者を総合的に支援するため相談支援やケアマネジメント機能を充実します。
- ② 地域で支える子育て支援
 - 仕事と子育てが両立できるよう、企業等に対して、次世代育成支援に向けた行動計画の策定など雇用環境の改善を働きかけていきます。また、子育て環境の基盤整備にあつては、様々な相談をはじめボランティアやサークル活動に関する機能の整備支援など、総合的なサービスが提供できるよう質的な向上を目指した事業展開を図ります。
- ③ 地域で支える高齢者支援
 - 高齢者ができるだけ介護を必要としない、あるいは必要となっても重度化しないよう市町村等の介護予防事業の推進を支援するほか、地域組織活動づくりを推進します。認知症対策については、地域住民への普及啓発や住民参画による高齢者の見守り体制づくりを推進します。
 - 要介護状態になっても安心して地域で暮らしていけるよう、効率的なサービス提供体制の整備を支援します。
- ④ みんなが住みやすいまちづくりの推進
 - ユニバーサルデザイン（UD）の普及推進に向け、体制作りの面では、民間主導によるUD推進団体により、民間の力を活かした地域の推進体制の確立を図ります。
 - 公共的施設の点検や総合学習、ワークショップなど様々な普及活動を通じ、幅広い層にUDの浸透を図り、より使い勝手のよい施設づくりに向け、利用者参画で施設整備を進める仕組みを普及させていきます。

3 取組みにあつての役割分担

高齢者や障害者福祉などの推進にあつては、住民に身近な市町村が中心となり、民間と協力しながら住民参加による地域協働の取組みを進めることが重要です。また、子育て支援の推進などでは、雇用者として企業の行動が期待されており、県では市町村や企業等民間におけるこれらの取組みを積極的に支援していきます。

県	市町村・広域連合等	団体・企業・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者・子育て・高齢者に関する諸制度の周知 ・ 市町村・企業・団体等への事業推進支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画・介護保険計画等の策定・見直し ・ 地域活動組織や見守り組織の構築と支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな福祉サービスの創出と障害者・高齢者等との連携協力 ・ 一般事業主行動計画の策定と雇用環境の整備 ・ 民間団体によるUDの普及と推進

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 障害者の自立生活支援 目標 施設から地域生活に移行する障害者数 18年度：54人⇒23年度：153人	生活支援サービスへの移行支援			→
	就労・生活支援ネットワークの構築			→
② 地域で支える子育て支援 目標 一般事業主行動計画策定事業所数 18年度：4社⇒22年度：18社	一般事業主行動計画策定の支援			→
	子育て支援ネットワークの整備等			→
③ 地域で支える高齢者支援 目標 自主組織のある日常生活圏域 18年度：0圏域⇒22年度：13圏域	介護予防及び認知症対策の推進			→
④ みんなが住みやすいまちづくりの推進 目標 利用者参画による施設整備事例 18年度：2事例⇒22年度：18事例	民間主導のUD推進体制の構築			→
	利用者参画型施設整備の推進			→

9 環境の保全

1 目指す姿

住民の高い環境意識のもと、活発な環境活動が行われており、第2クリーンセンター（仮称）を核とした循環型地域社会の構築に向けた取組みが着実に進んでいます。

指標	現状（H17）	目標値（H22）
一般廃棄物最終処分量	5.7千トン	5.4千トン

【目標値の考え方】

家庭から排出されるごみを削減し、最終処分量の年1%削減を目指すもの。

現 状

- 当圏域は、豊かな自然環境が保全されており、陸中海岸国立公園、折爪馬仙峡県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等を有しています。大気や公共用水域の水質は概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されています。
- 県内には、特別管理産業廃棄物^{*1}を処理できる施設が少なく、特に特定有害産業廃棄物^{*2}の多くが他県で処理されていることから、「いわて資源循環型廃棄物処理構想（平成13年3月）」等に基づき、平成21年度稼働を目指し、第2クリーンセンター（仮称）を九戸村江刺家地区にPFI方式（民間資金等活用事業）により整備中です。自県内処理の拠点として、廃棄物適正処理への貢献が期待されています。
- 二戸市と青森県田子町にまたがる原野27ヘクタールに国内最大級の規模で産業廃棄物が不法投棄され、生活環境に支障が生じるおそれがあります。このことから、法律に基づき、平成15年度に青森・岩手両県は廃棄物の早期全量撤去に向け行政代執行を開始しましたが、平成24年度までの時限立法であるため、原状回復の着実な進捗が求められています。
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案や、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」制定等を契機に、環境問題への関心が高まり、環境学習等の取組みが活発化し、身近な問題であるごみ減量化やリサイクルに対する住民の意識も高くなってきましたが、ごみ減量化など十分な成果を上げるまでには至っていません。地球温暖化にともなう被害や対策の効果が実感しにくいいため、取組みの普及が進んでいません。環境意識の一層の向上を図るとともに、これを家庭、学校、地域、事業所等における環境に配慮した行動につなげていくことが必要です。

2 目指す姿を実現するための取組み

当圏域の豊かな自然と環境を次世代に残すため、環境学習など住民の環境活動を促進するとともに、第2クリーンセンター（仮称）の整備を進め、資源循環型（3R）の社会の構築と適正な廃棄物処理を推進します。また、青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案については、廃棄物の早期全量撤去等により、平成24年度までの原状回復に向けて取り組みます。

主な取組み内容

- ① 資源循環型廃棄物処理の推進（第2クリーンセンター（仮称）の整備）
 - 公共関与による廃棄物処理モデル施設として、地域の信頼に応えるため、PFI事業契約に基づく監視のほか、適切な運営がなされるよう、環境法令の規定による立入検査等を実施しながら、この施設を拠点として本県の廃棄物の適正処理を進めます。

② 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

- 環境モニタリング実施により汚染状況を監視するとともに、積極的な情報公開により住民の不安解消を図りながら、廃棄物の早期全量撤去作業等を進め、平成24年度まで原状回復を完了します。

③ 環境活動の推進

- 環境への関心を具体的な行動の実践に結びつけ、普及、定着させるため、各主体との連携協働を図りながら、健全な水循環の確保、地球温暖化防止、廃棄物対策の3R（発生抑制、再利用、再資源化）、環境学習、自然保護、公害防止等の取組みを推進します。

3 取組みにあたっての役割分担

循環型地域社会の構築に向けて、住民一人ひとりが環境問題を身近に意識し、日々の行動に結びつけていく必要があることから、市町村と連携しながら、住民や事業者などの理解と協力を得られるような環境活動の取組みを積極的に支援していきます。

県	市町村	団体・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の監視、情報公開 ・ 廃棄物の撤去、環境調査 ・ 普及啓発、各主体の連携・協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動支援のための基盤整備 ・ 情報公開、環境学習の支援 ・ 普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備・稼働、情報公開 ・ 環境学習、意見提言 ・ 環境に配慮した生活・活動

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 資源循環型廃棄物処理の推進 目標 モデル施設の稼働 18年度：計画 ⇒21年度：施設稼働	施設整備	→	施設稼働	→
	事業の監視、情報公開等			
② 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案への対応 目標 廃棄物撤去量累計 18年度：84.5千t ⇒22年度：256.8千t	行政代執行、周辺環境調査、原状回復対策協議会の開催			
	情報公開、環境学習の支援			
③ 環境活動の推進 目標 環境に配慮した行動に努めている人の割合 17年度：75.5% ⇒21年度：80% ごみ減量化に努めている人の割合 17年度：71.2% ⇒21年度：75%	健全な水環境の確保			
	地球温暖化防止、省エネ・省資源等の推進			
	公害防止			

※1 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

※2 特定有害産業廃棄物：特別管理産業廃棄物のうちPCB、石綿等が含まれているもの

10 防災・危機管理対策の推進

1 目指す姿

あらゆる災害に備え、広域的な防災協力体制が整備され、災害に強い地域社会としての基盤が確立しています。

現 状

- 本県の沿岸は、世界的にも有数の津波多発地帯であり、これまで幾度も甚大な被害を受けてきました。また、宮城県沖地震が今後30年以内に99パーセントの確率で発生すると想定され、地震・津波による被害発生が心配されています。また、当圏域には平成11年10月の軽米町での集中豪雨による洪水被害をはじめ、たびたび洪水被害を受けている地区や土石流等の発生が懸念される地区が数多くあることから、治水・砂防施設の整備や広域的な防災協力体制の構築が求められています。
- 国では、津波対策として久慈港湾口防波堤の整備に取り組んでいますが、進捗率は21.2%（平成18年度末現在）と低く、早期完成を図る必要があります。
また、県では、緊急輸送道路に指定されている県管理道路における橋梁の耐震性を向上させるため、耐震補強を進めており、今後も継続していく必要があります。
さらに、県は、地震による公共施設や住宅の被害の軽減を目的として平成19年1月に「耐震改修促進計画」を策定し、市町村とともに公共施設や住宅の耐震診断や耐震改修の取組みを進めていますが、住宅の診断済戸数は少ない実態にあります。
- 道路の安全対策として、歩行者の交通安全確保を図るため歩道を整備していますが、県管理道路の通学路における歩道設置率は、平成18年4月現在、久慈地域が42.8%、二戸地域が47.8%で、県平均62.7%を下回っています。設置についての地域住民からの声も多く、道路の安全対策を進めていく必要があります。
- 当圏域は、国内最大級の養鶏地帯であり、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、鶏の処分に係る直接被害や風評被害による流通停滞等大きな影響が予想されます。

2 目指す姿を実現するための取組み

住民の安全・安心を確保するため、災害発生時などにおける当圏域内と八戸圏域との連携強化の取組みを促進します。また、地震対策として住宅や橋梁の耐震対策の推進、洪水・土砂災害対策として治水・砂防施設の整備の推進や高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策などに取り組んでいきます。

主な取組み内容

- ① 広域的な防災協力体制の構築
 - 当圏域と八戸圏域の市町村による災害時の相互応援協定の締結に基づく連携強化の取組みを促進します。
- ② 地震・津波対策の推進
 - 津波災害から住民の生命や財産を守るため、久慈港湾口防波堤等の整備を促進するとともに、「地域の安全安心促進基本計画」の策定を推進します。
 - 災害応急活動を確実に実施するため、緊急輸送道路における橋梁耐震補強3ヶ年プログラムに基づいた橋梁の耐震補強を推進します。
 - 住宅耐震診断を拡大するとともに、市町村において「耐震改修促進計画」を早期に定め、住宅の耐震化を促進します。

③ 洪水・土砂災害対策の推進

- 土砂災害等が懸念される地区における治水・砂防施設・保安林・治山施設等の整備を推進するとともに、ハザードマップの作成を促進します。
- 住民の安全で迅速な避難を支援するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定を早期に進めます。

④ 道路の安全対策の推進

- 歩行者の交通安全を確保するため、通学路等における歩道整備を推進します。

⑤ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

- 初動防疫の充実、農場や愛玩鳥における発生防止対策の強化及び住民への啓発・情報伝達方法など、早期清浄化を図るための市町村と連携した体制整備をさらに充実させます。

3 取組みにあたっての役割分担

防災対策の推進に当たっては、関係法令等に定められた役割を確実にこなしていくほか、関係機関が連携し、非常時により強い力を発揮できるような体制の構築を目指します。

県	市町村	国、住民等
<ul style="list-style-type: none"> ・三圏域連携懇談会での議論の推進 ・河川・海岸・治水・砂防施設の整備 ・市町村が行う耐震対策への支援 ・道路の安全対策の推進 ・鳥インフルエンザの抑制に向けた指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災協定の締結に基づく連携 ・地域の安全・安心基本計画の策定 ・公共施設、住宅の耐震診断、改修の実施、支援 ・道路の安全対策の推進 ・県と協調した指導の展開、広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・久慈港湾口防波堤の整備 ・耐震診断、耐震改修の実施 ・防鳥ネット整備等の進入防止策の維持徹底

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 広域的な防災協力体制の構築 目標 防災協定への参加市町村数 18年度：－ ⇒ 22年度：8市町村	三圏域相互防災協定に即した連携の推進			
② 地震・津波対策の推進 目標 地域の安全・安心促進基本計画(津波)の策定市町村数 18年度：2町村⇒22年度：4市町村	久慈港湾口防波堤の整備促進			
	建築物の耐震化の推進			
③ 洪水・土砂災害対策の推進 ※指標等検討中	施設整備、住宅移転の促進			
④ 道路の安全対策の推進 ※指標等検討中	歩道設置の推進			
⑤ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進 目標 農場における初動マニュアル整備率 18年度：－ ⇒ 20年度：100% 目標 対策要領等策定市町村数 18年度：1町⇒20年度：8市町村	関係者の連携による防止策、訓練の徹底			

1 1 定住環境の整備

1 目指す姿

地域住民が快適に暮らすための生活環境基盤が農山漁村や都市部において整備されています。

現 状

- 当圏域は広範な面積のなか、久慈市と二戸市を中心とする都市地域とその周囲に広がる農山漁村地域に13万人弱の住民が生活しており、これまでも住民の快適な生活を目指して、道路や上下水道の整備など生活環境の向上に取り組んできました。
- 当圏域の農山漁村の多くは地理的、地形的な制約から水道施設や集落道等の生活環境基盤の整備が遅れています。
- 都市部において、都市機能の強化、市街地の活性化を図るため、区画整理や街路、電線共同溝等の整備が進められていますが、一部に進捗の遅れがみられることから、着実な推進が求められています。また、郊外への大型店の出店やモータリゼーション[※]の進展、消費者の購買店志向の変化等により、街中の空洞化になかなか歯止めがかからない状況にあることから、個店ごとの魅力アップと街並みの整備を一体となって進める取組みが求められています。
- 水道普及率（平成18年3月現在）は久慈地域86.1%、二戸地域81.1%と県平均の91.3%と比べて低く、また、汚水処理施設整備の事業着手時期の遅れなどにより汚水処理人口普及率（平成19年3月）も久慈地域41.5%、二戸地域40.6%と県平均の67.3%を下回り、快適で衛生的な生活環境の実現と海や川などの公共用水域の水質保全を図る観点からもその向上が課題となっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

地域住民が快適に暮らすための生活環境基盤として汚水処理施設整備や都市計画道路の整備などを促進していきます。

主な取組み内容

- ① 農山漁村の整備
 - 農山漁村の活性化及び生活環境の改善のため、地域の実情に配慮した事業の推進を図り、農山漁村の生活環境基盤の整備を進めます。
- ② 都市基盤の整備
 - 商業振興のみならず生活者の視点も踏まえた、魅力あるまちづくり（久慈市での観光交流センター等の整備や一戸町での歴史ある商屋や映画館等の再生活用等）への支援など、中心市街地の包括的な活性化に向けての取組みを促進します。
 - 新幹線二戸駅周辺土地区画整理事業の促進や都市計画道路の整備など快適な生活環境の創出に向けた取組みを進めていきます。
- ③ 汚水処理施設の整備
 - 地域の実情に合った効率的・経済的な汚水処理計画に基づき汚水処理施設の整備を促進するとともに、整備地区等における住民への啓発等により水洗化を促進していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

	県	市町村	団体等
農山漁村	・生活環境基盤整備等の実施	・生活環境基盤整備等の支援	・生活環境基盤整備等の利用・活用
都市環境	・都市計画道路等の整備 ・中心市街地活性化に向けた支援	・都市計画道路等の整備 ・土地区画整理事業の推進 ・中心市街地活性化計画の策定・見直し、施設整備（久慈市）	・計画策定・実施への支援（商工会） ・施設整備（久慈市：街づくり会社）
汚水処理	・汚水処理施設整備の支援	・公共下水道、農業・漁業集落排水及び浄化槽等の整備等	

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	4年間の取組み			
	19年度	20年度	21年度	22年度
① 農山漁村の整備 ※指標等検討中	中山間地域や漁業集落での生活環境基盤の整備			
② 都市環境基盤の整備 ※指標等検討中	都市計画道路等の整備		中心市街地活性化に向けた施設整備等	
③ 汚水処理施設の整備 目標 汚水処理人口普及率 《久慈》18年度：41.5%⇒22年度：62.3% 《二戸》18年度：40.6%⇒22年度：55.9%	汚水処理施設の整備、水洗化の促進			

※ モータリゼーション：自家用自動車が広く普及すること。車社会化